

令和 3 年 度

教 育 行 政 の 概 況

茨 城 県 教 育 委 員 会

は じ め に



A I ・ I o T等の先端技術は、現在、我々の生活を劇的に変化させています。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外が未曾有の危機に直面する状況が続いており、個人の活動から企業の活動まで、我々の生活は、今もなお大きな変化を強いられています。

こうした変化の激しい時代においては、教育も社会の変化に合わせて変革していく必要があり、現在、10年後を見据えた人財育成に向け、「人財育成改革」、「教育環境改革」及び「スポーツ、文化・芸術、生涯学習改革」の3つを柱とした教育改革に着手したところであります。

まず、「人財育成改革」につきましては、昨年度の中高一貫教育校5校開校に続き、今年度は、水戸第一高等学校附属中学校など3校が新たに開校し、都道府県立としての設置数は全国最多となります。引き続き、県内の魅力ある学校づくりを推進してまいります。

また、現在、英語やプログラミング分野におけるトップ層の育成に取り組んでおりますが、こうした取組を引き続き進めることで、将来、社会を動かすトップレベルの人財を育成してまいります。

さらに、「I B A R A K I ドリーム・パス事業」などをブラッシュアップすることにより、起業家精神の育成に努めていくことや、様々な体験を通じて、主体的に物事を考えたり、課題解決に向けた行動ができるような人財を育成してまいります。

このほか、企業と連携したデュアルシステムなどの取組を充実させ、地元企業への定着や、本県産業の振興に寄与できる、時代の変化に即応した専門性の高い人財を育成してまいります。

次に、「教育環境改革」につきましては、今後、公立学校における1人1台端末や学校における通信環境などを活用し、授業動画などを活用した反転学習や、個別最適化学習を進めるなど、教育のI C T化に取り組んでまいります。

また、昨年度、小中高及び特別支援学校からモデル校を選定し、時間割の工夫や部活動指導員の活用などにより、教職員の超過勤務時間の縮減に向け取り組んでまいりました。今年度からは、こうした取組の成果を検証し、全県に展開することで、教員の働き方改革を実施してまいります。

さらに、校長のマネジメント力の強化や優秀な教員の確保、学校施設整備の推進につきましても、引き続き具体的な改革を進めてまいります。

最後に、「スポーツ、文化・芸術、生涯学習改革」につきましては、昨年度から「世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業」に取り組んでおり、優秀な人財の発掘・育成等を推進してまいります。

また、文化・芸術振興、生涯学習の推進につきましても、美術館・博物館の企画展の充実やセカンドキャリア教育などを引き続き進めてまいります。

以上、こうした改革を進めるに当たっては、学校・家庭・地域のつながり・協働が重要となりますので、今後とも、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年4月

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

目次

第 1	教育委員会の構成と教育庁等の機構	1
第 2	令和 3 年度教育予算の概況	3
第 3	令和 3 年度の主要事業及び新規事業	6
第 4	令和 3 年度 国委嘱・国委託事業等一覧	20
第 5	令和 3 年度 教育庁各課別施策の概要	
	総務企画部	
	【総務課】	22
1	いばらき教育プランの周知徹底及び進行管理	24
2	教育委員会の運営	24
3	調査統計資料の整備と活用	25
4	広報広聴活動の充実	25
5	市町村教育委員会等に対する助言等	26
6	公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等	27
7	人権教育の推進	27
	【財務課】	28
1	学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進	28
2	安全・安心な学校施設づくり、 ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり	29
3	自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進	31
4	子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保	31
	【生涯学習課】	33
1	社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成	34
2	生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上	36
3	就学前教育の充実	38
4	郷土教育の充実	39
5	キャリア教育、職業教育の充実	40
6	生涯にわたって学び続けることができる環境づくり	40
7	誰もが安心して学べる教育環境づくり	45
8	生涯学習施設の充実と活用	45
	【福利厚生課】	52
1	県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）	52
2	公立学校共済組合が行う福利厚生事業	56
3	教職員互助会が行う福利厚生事業	58
	【文化課】	59
1	幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり	

・学校教育における文化芸術活動の充実・・・・・・・・・・	60
2 美術館・博物館を活用した文化芸術の振興・・・・・・・・	60
3 文化財の保存と活用・・・・・・・・・・	67
4 地域に根ざした伝統文化の継承・・・・・・・・・・	70

学校教育部

【義務教育課】・・・・・・・・・・	71
1 社会を生き抜く力の育成・・・・・・・・・・	72
2 就学前教育の充実・・・・・・・・・・	73
3 豊かな心を育むための道德教育の充実・・・・・・・・	73
4 開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・	74
5 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進	74
6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進	76
7 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進	78
8 郷土教育の充実・・・・・・・・・・	78
9 キャリア教育、職業教育の充実・・・・・・・・・・	79
10 情報活用能力を育てる教育の充実・・・・・・・・・・	79
11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進	79
12 信頼・尊敬される教員の育成・・・・・・・・・・	80
13 いじめ、暴力行為や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保	84
14 多様性を認め合う社会づくり、男女共同参画についての教育の推進	86
15 教職員の適正配置の推進・・・・・・・・・・	86
16 教科書の採択等・・・・・・・・・・	87
【高校教育課】・・・・・・・・・・	88
1 豊かな心を育むための道德教育の推進・・・・・・・・	90
2 開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・	90
3 青少年の健全育成、情報モラル・情報リテラシーの向上	91
4 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進	91
5 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進	93
6 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進	95
7 キャリア教育、職業教育の充実・・・・・・・・・・	96
8 情報活用能力を育てる教育の充実、 ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり	97
9 政治的教養教育の推進・・・・・・・・・・	98
10 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進	98
11 信頼・尊敬される教員の育成・・・・・・・・・・	100
12 いじめ、暴力行為や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保	101
13 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保	103
14 教育を推進するための行政運営・・・・・・・・・・	104
15 教職員の適正配置の推進・・・・・・・・・・	104
16 指導・助言の充実・・・・・・・・・・	105

17	教科書の採択等	106
18	高等学校等入学者選抜方法の改善	106
	【特別支援教育課】	107
1	特別な教育的支援が必要な子どもへの早期対応	108
2	障害の重度・重複化、多様化に応じた 特別支援学校における教育の充実	109
3	幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における発達障害等のある 幼児児童生徒への支援の充実	110
4	社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実	112
5	就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実	113
6	特別支援学校の教育環境整備の推進	114
7	県立特別支援学校管理運営等の充実	114
8	教職員の適正配置の推進	115
9	教育職員免許状の授与及び更新	115
	【保健体育課】	117
1	競技力の向上とスポーツの振興	118
2	体力づくり、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくり	119
3	健康教育の推進	122
4	児童生徒等の安全の確保	126
第6	私学行政の推進	129
	【総務部総務課私学振興室】	129
	【保健福祉部子ども政策局子ども未来課】	132
第7	資料	134
	教育関係諸団体一覧	134
	学校概要（令和2年5月1日現在）	136
	市町村別学校数（令和3年4月1日現在）	137
第8	その他	139
	教育相談窓口（県の相談機関）	139
	教育委員会広報広聴関係事業の概要	142

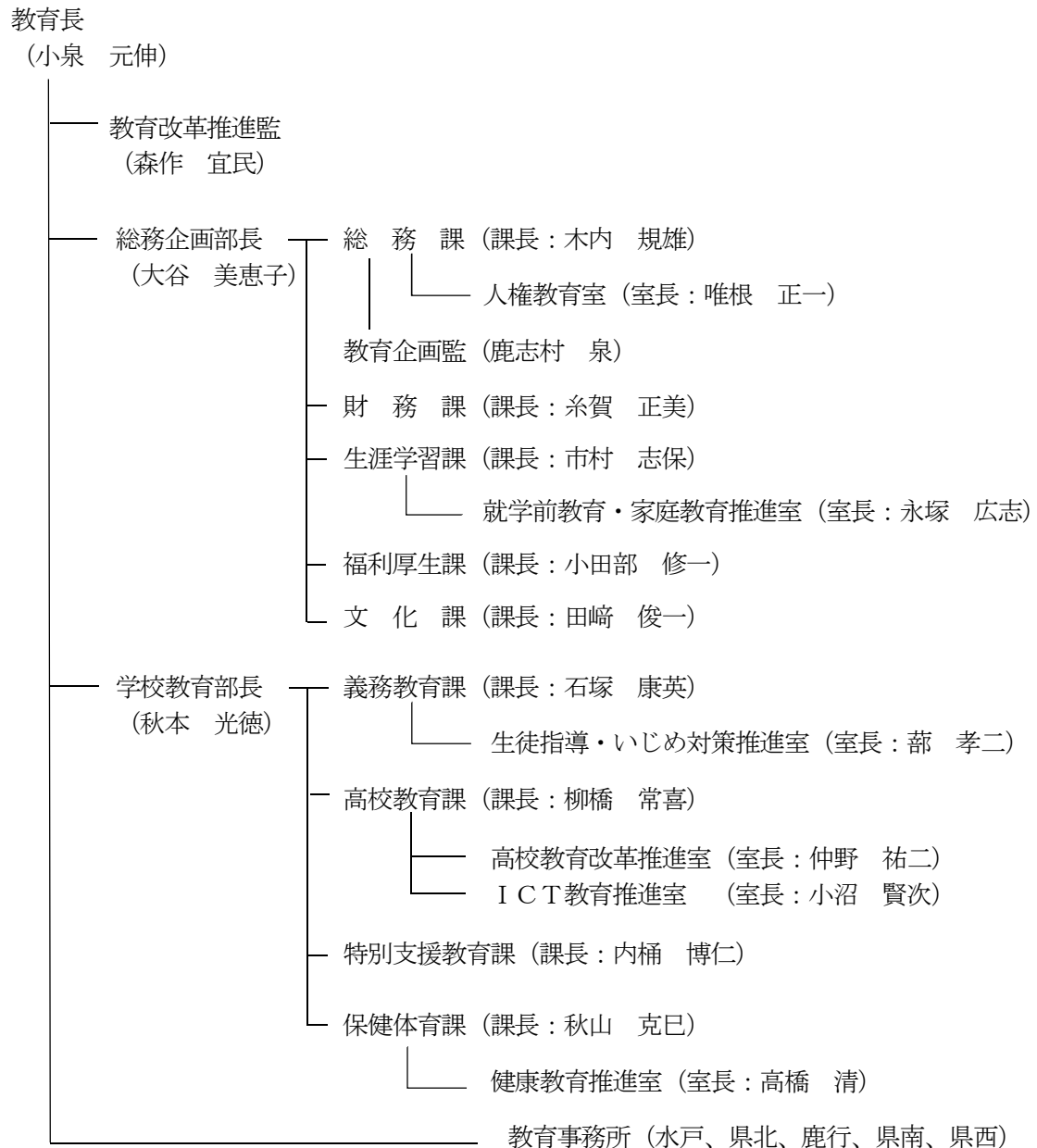
第1 教育委員会の構成と教育庁等の機構

1 教育委員会の構成

教 育 長	小 泉 元 伸
委 員	中 田 俊 之
委 員	内 藤 學
委 員	川 上 美 智 子
委 員	市 原 健 一
委 員	庄 司 一 子
委 員	中 庭 陽 子

2 教育庁等の機構

(1) 教育庁



(2) 学校及び学校以外の教育機関等

県立学校（128校）

- 中学校：8校
日立第一附属、太田第一附属、水戸第一附属、鉾田第一附属、鹿島附属、土浦第一附属、竜ヶ崎第一附属、下館第一附属
- 高等学校：94校
高萩、高萩清松、磯原郷英、日立第一、日立第二、日立工業、多賀、日立商業、日立北、太田第一、太田西山、大子清流、小瀬、常陸大宮、水戸第一、水戸第二、水戸第三、緑岡、水戸農業、水戸工業、水戸商業、水戸南、水戸桜ノ牧（同常北校）、勝田、勝田工業、佐和、那珂湊、海洋、笠間、大洗、東海、茨城東、友部、那珂、鉾田第一、鉾田第二、玉造工業、麻生、潮来、鹿島、鹿島灘、神栖、波崎、波崎柳川、土浦第一、土浦第二、土浦第三、土浦工業、土浦湖北、石岡第一、石岡第二、石岡商業、中央、竜ヶ崎第一、竜ヶ崎第二、竜ヶ崎南、江戸崎総合、取手第一、取手第二、取手松陽、藤代、藤代紫水、牛久、牛久栄進、筑波、竹園、つくば工科、茎崎、岩瀬、下館第一、下館第二、下館工業、明野、下妻第一、下妻第二、真壁、結城第一、結城第二、鬼怒商業、石下紫峰、八千代、水海道第一、水海道第二、古河第一、古河第二、古河第三、総和工業、三和、境、岩井、坂東総合、坂東清風、守谷、伊奈
- 中等教育学校：3校
勝田、並木、古河
- 特別支援学校：盲学校：1校
聾学校：2校
特別支援学校：20校
水戸、霞ヶ浦
常陸太田、北茨城、水戸、水戸飯富、水戸高等、友部、友部東、内原、勝田、大子、鹿島、土浦、石岡、美浦、伊奈、つくば、下妻、結城、協和、境

学校以外の教育機関等（21施設）

- 図書館
- 近代美術館
 - つくば分館
 - 天心記念五浦分館
- 陶芸美術館
- ミュージアムパーク自然博物館
- 埋蔵文化財センター
- 教育研修センター
水戸生涯学習センター、鹿行生涯学習センター
- さしま少年自然の家、歴史館
（以上4施設 指定管理者：（公財）茨城県教育財団）
- 県北生涯学習センター（指定管理者：NPO法人インパクト）
- 県南生涯学習センター、白浜少年自然の家
（以上2施設 指定管理者：NPO法人ひと・まちねっとわーく）
- 県西生涯学習センター、中央青年の家
（以上2施設 指定管理者：NPO法人日本スポーツ振興協会）
- 堀原運動公園、笠松運動公園（以上2施設 指定管理者：（公財）茨城県スポーツ協会）
- 里美野外活動センター（指定管理者：茨城県キャンプ協会）
- ライフル射撃場（指定管理者：茨城県ライフル射撃協会）

第2 令和3年度教育予算の概況

第1表 令和3年度当初予算と令和2年度当初予算との比較

【一般会計】

(単位:千円)

区 分		令和3年度		令和2年度		比較増減	
		予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	予算額 (A) - (B) = (C)	伸率 (C) / (B)
一般会計	県予算総額	1,295,178,396	(100.0)	1,162,917,015	(100.0)	132,261,381	11.4
	教育費	251,057,747	(19.4)	255,752,221	(22.0)	△ 4,694,474	△ 1.8
	市町村立学校	143,005,994	56.9	147,997,703	57.9	△ 4,991,709	△ 3.4
	県立学校	70,702,014	28.2	71,930,047	28.1	△ 1,228,033	△ 1.7
	その他	8,586,817	3.4	8,676,018	3.4	△ 89,201	△ 1.0
	計	222,294,825	88.5	228,603,768	89.4	△ 6,308,943	△ 2.8
	一般行政費	22,592,537	9.0	21,624,175	8.5	968,362	4.5
	投資的経費	6,170,385	2.5	5,524,278	2.1	646,107	11.7
	計	28,762,922	11.5	27,148,453	10.6	1,614,469	5.9

※ 教育費:私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

第2表 令和3年度教育費予算項目一覧

【一般会計】

(単位:千円)

区分 項名	歳 出	構成比 (%)	特 定 財 源									一 般 財 源
			国 支 出	庫 金	分 担 金 負 担 金	使 用 数 料	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	諸 収 入	県 債	
教育総務費	36,921,474	14.7	1,940,211	1,633,444	24,363	1,558		20,392	341,945	3,145,500	7,107,413	29,814,061
小 学 校 費	79,941,887	31.7	22,057,739						5,759		22,063,498	57,878,389
中 学 校 費	45,837,475	18.3	11,970,956		3,283				2,068		11,976,307	33,861,168
高等学校費	58,714,399	23.4	5,941,988		6,768,952	213,775			4,757	3,650,300	16,579,772	42,134,627
特別支援学校費	24,260,164	9.7	3,740,238		683	2,412			1,883	466,000	4,211,216	20,048,948
社会教育費	3,649,532	1.5	66,280		207,141	9,432	3,300	4,077	74,119	460,700	825,049	2,824,483
保健体育費	1,732,816	0.7	332,030		7,440				107,568	157,900	604,938	1,127,878
教育庁計	251,057,747	100.0	46,049,442	1,633,444	7,011,862	227,177	3,300	24,469	538,099	7,880,400	63,368,193	187,689,554
(財源別構成比) (%)		100.0	18.3	0.7	2.8	0.1	0.0	0.0	0.2	3.1	25.2	74.8

※ 教育費:私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

第3表 令和3年度教育費予算の教育庁課別内訳

【一般会計:教育費】

(単位:千円)

課 名	事 項	当初予算額	財 源 内 訳	
			特定財源	一般財源
総 務 課	教育委員会費	16,339	-	16,339
	事務局職員費	6,264,423	1,892,325	4,372,098
	総務調査費	403,788	71,120	332,668
	退職手当費	23,196,110	3,000,000	20,196,110
	計	29,880,660	4,963,445	24,917,215
財 務 課	財務諸費	12,606	10,093	2,513
	小学校費	79,941,887	22,063,498	57,878,389
	中学校費	45,837,475	11,976,307	33,861,168
	高等学校総務費	42,595,323	2,267,491	40,327,832
	全日制高等学校管理費	4,156,850	4,155,781	1,069
	定時制高等学校管理費	236,908	236,908	-
	教育振興費	7,138,159	5,876,637	1,261,522
	高等学校建設費	4,578,788	4,040,339	538,449
	通信教育費	8,371	2,616	5,755
	特別支援学校費	21,608,012	3,558,963	18,049,049
	特別支援学校整備費	1,054,515	652,253	402,262
	計	207,168,894	54,840,886	152,328,008
生 涯 学 習 課	総務調査費	3,736	-	3,736
	社会教育指導費	80,095	23,953	56,142
	社会教育施設費	1,323,650	108,609	1,215,041
	計	1,407,481	132,562	1,274,919
福 利 厚 生 課	教職員住宅費	108,038	107,300	738
	厚生諸費	249,652	4	249,648
	恩給及び退職年金費	42,003	-	42,003
	計	399,693	107,304	292,389
文 化 課	文化振興費	84,990	22,295	62,695
	文化施設費	2,160,797	670,192	1,490,605
	計	2,245,787	692,487	1,553,300
義 務 教 育 課	小中管理諸費	2,173,886	687,202	1,486,684
	教育指導費	555,509	136,066	419,443
	教育研修センター費	451,281	1,948	449,333
	計	3,180,676	825,216	2,355,460
高 校 教 育 課	総務調査費	1,083,675	722,162	361,513
	高校管理諸費	1,274,952	1,586	1,273,366
	奨学資金貸付費	240,759	326,758	△ 85,999
	教育指導費	461,801	33,309	428,492
	教育研修センター費	197,091	39,667	157,424
	計	3,258,278	1,123,482	2,134,796
特 別 支 援 課	教育指導費	160,607	53,896	106,711
	特別支援学校管理諸費	25,218	23,977	1,241
	特別支援学校費	1,597,637	-	1,597,637
	計	1,783,462	77,873	1,705,589
保 健 体 育 課	体育振興費	436,688	31,267	405,421
	体育施設費	776,392	458,662	317,730
	保健給食振興費	519,736	115,009	404,727
	計	1,732,816	604,938	1,127,878
教 育 費 計		251,057,747	63,368,193	187,689,554

第4表 平成28年度～令和3年度教育費予算の推移(一般会計)

区分 年度	教育費総額 (当初)	県予算額に 占める教育 費の割合	教育費に占める割合			
			人件費	その他		
				一般行政費	投資的経費	計
	百万円	%	%	%	%	%
平成28年度	258,592	23.1	89.4	8.0	2.6	10.6
平成29年度	259,355	23.3	89.5	8.2	2.3	10.5
平成30年度	254,879	22.9	89.3	8.4	2.3	10.7
令和元年度	251,686	22.2	89.8	8.7	1.5	10.2
令和2年度	255,752	22.0	89.4	8.5	2.1	10.6
令和3年度	251,058	19.4	88.5	9.0	2.5	11.5

※ 教育費:私学振興室、スポーツ推進課、子ども未来課関係予算を除く

第3 令和3年度の主要事業及び新規事業

1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成

(1) 家庭の教育力向上プロジェクト事業（生涯学習課） p. 37【予算額：3,513千円】

家庭教育を推進する人材の育成や、家庭教育ポータルサイトに家庭教育支援資料や学習プログラムを掲載し、市町村やPTA等と連携・協力して家庭教育学級等での活用を図るとともに、個々の保護者に対し、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発することで、家庭の教育力の向上を図る。

① 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発

- ・県内各地での広報キャラバン

② 子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用

ア モバイル版の活用

- ・スマートフォン等で保護者や家庭教育を支援する人が閲覧したり、保健センター等での健康診断の際に開催する家庭教育講座や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用

イ 外国語版の活用（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語）

- ・家庭教育支援資料（ダイジェスト版）の外国語版を外国籍の保護者が参加する家庭教育講座や入学説明会等で活用

③ 家庭教育を推進する人材の育成

- ・市町村家庭教育担当者研修
- ・家庭教育推進員養成研修会（基礎セミナー、スキルアップセミナー）
- ・乳幼児期のインターネットセーフティスキルアップ研修会

④ 家庭教育支援ポータルサイトの運営

- ・家庭教育応援ナビ「すくすく育ていばらきっ子」

家庭教育支援資料モバイル版・外国語版、家庭教育コラム、家庭教育に関するイベント・講座情報、ツイッターによる情報発信 等

⑤ 家庭教育啓発資料の活用

- ・「いばらきっ子わが家のおやくそく8か条」
- ・「家庭教育支援資料『家庭教育ブックひよこ』実践プログラム集」

(2) 地域で支える家庭の教育力向上事業（生涯学習課） p. 38【予算額：13,511千円】

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築する。

① 家庭教育推進委員会の開催

- ・全県的な家庭教育推進方策の検討
- ・訪問型家庭教育支援に関する総合調整
- ・家庭教育支援資料の活用方法の検討 等

② 訪問型家庭教育支援員の養成

- ・各地域における取組の中核となる人材を対象に必要な知識・スキル等を修得するための養成講座を開催

③ 家庭教育支援体制の構築

- ・各市町村の子育て支援団体や子育てサークル等に対する家庭教育支援チーム（文部科学

省)への登録の促進

④ 訪問型家庭教育支援

- ・地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助
- ・課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応
- ・市町村協議会の設置（事業全体の総合調整）

（３）就学前教育・家庭教育推進事業（生涯学習課）

p. 38【予算額：1,936千円】

就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策を検討し、就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、取組の全県的な推進を図る。

① 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催

- ・就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進捗管理
- ・就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策の検討 等

② 就学前教育・家庭教育講演会の開催

- ・関係団体と連携した保護者等対象の講演会の開催

③ 就学前教育推進委員会の開催

- ・就学前教育の推進に関する施策の検討

④ 幼児教育の推進体制構築に向けた人材育成等

⑤ 市町村への個別支援

（４）いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業（高校教育課）

p. 90【予算額：1,013千円】

全国に先駆けて実施している全県立高校1年生の「道徳」や高校2年生の「道徳プラス」の授業を通して、生徒一人一人が未来に向けて人生や社会を切り拓いていこうとする道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を高めることをねらいに、学校の指導体制と教員研修を充実させ、「道徳」及び「道徳プラス」の授業の円滑な実施を図る。

① 「道徳教育推進委員会」の開催

- ・学識経験者、PTA連合会員等を委員とし、「道徳」の授業の在り方の検討

② 「道徳」・「道徳プラス」の推進

- ・「道徳」及び「道徳プラス」実践セミナーを実施

③ 豊かな心育成コーディネーター研究協議会の開催

- ・各学校の組織の運営や授業実践についての研究協議を実施

④ 「道徳」等の公開授業の促進

- ・公開授業を開催し、地域との連携を促進

⑤ 「道徳」の授業におけるゲストティーチャーの活用推進

- ・企業や地域社会で活躍している方々を「道徳」の授業で積極的に活用

（５）地域の教育支援体制等構築事業（生涯学習課）

p. 35【予算額：28,726千円】

児童生徒に対して市町村が実施する平日放課後等の学習支援事業や土曜日等の学習活動・体験活動に対して支援する。

① 県推進委員会の設置及び研修会の実施

- ・学識経験者等による推進委員会の設置（委員：14名）
- ・市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会の開催

② 地域における学習支援・体験活動

- ・児童生徒に対し、平日放課後等に行う学習支援や土曜日等に行う学習活動、地域の教育資源を活用した体験活動等への補助

（６）「いばらき教育の日」推進事業（生涯学習課）

p. 36【予算額：1,800千円】

「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を促進するため、市町村や学校、地域、企業、団体に働きかけ、全県的な啓発活動を展開する。

① 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催

- ・教育に関する基調講演会、パネルディスカッション等
- ② 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度の活用促進
 - ・教育に関する取組を行う民間事業所等の登録
 - 県の広報媒体で広く県民に紹介、企業等における教育への関心を高める取組の促進
- ③ みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進大会の開催
 - ・みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進協議会が開催する推進大会への助成
 - 開催日：令和3年11月1日（予定）
- ④ 啓発活動
 - ア 「いばらき教育の日」一斉キャンペーンの実施
 - ・市内各課や市町村、学校、地域、企業、団体と連携した「いじめをなくそうキャンペーン」、「あいさつ声かけ運動」、「マナーアップ運動」等の啓発活動を主要駅等で実施
 - イ 市内各課や関係機関の主催事業との連携
 - ウ 各課等で作成するポスターへのシンボルマークの掲載、県広報紙やホームページへの掲載等の啓発活動

2 確かな学力の習得と活用する力の育成

（１）少人数教育充実プラン推進事業（義務教育課） p. 74【予算額：1,376,490千円】

児童生徒一人一人に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、少人数学級とティーム・ティーチングによる本県独自の少人数教育を小学校及び中学校の全学年で実施し、きめ細かな指導体制の充実に努める。

- ① 楽しく学ぶ学級づくり事業（対象：小学校全学年）
 - 1・2年生：全学級35人以下学級
 - 3～6年生：35人超3学級以上の場合…1学級増設し担任教諭1名を配置
35人超1・2学級の場合…各学級に非常勤講師1名を配置
- ② 中学校生活充実支援事業（対象：中学校全学年）
 - 35人超3学級以上の場合…1学級増設し担任教諭及び非常勤講師各1名を配置
 - 35人超1・2学級の場合…各学級に非常勤講師1名を配置

（２）小中学校における遠隔教育実証研究事業（義務教育課） p. 75【予算額：9,615千円】

高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力向上を図る。

- ① 優れた指導力をもつ教員による遠隔授業（エリア型）
 - ・ハブとなる1つの配信校からエリア内の複数の学校へ配信
 - ・小学校、中学校において、それぞれ教科を選定して実施
 - ・複数校への同時配信や受信校同士をつなぐ遠隔合同授業も可
 - ・配信校と受信校のユニットをつくり、ユニットごとに順次実施
- ② 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型）
 - ・1つの配信校・施設から1つの学校へ配信
 - ・英語科とプログラミングで実施
 - ・習熟度別の少人数指導を実施（中学校）

（３）いばらき高等学校学力向上推進総合事業（高校教育課） p. 91【予算額：973千円】

全ての県立高等学校等においてカリキュラム・マネジメントを充実させるために学習・指導方法及び評価方法の工夫改善について実践研究を行うとともに、学校全体で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。

- ① 全校研修会（2回）
 - ・有識者による講演

- ・県担当者による行政説明
- ・成果発表
- ② **カテゴリー別グループ研修会の開催**
 - ・全校が生徒の実態に応じてカテゴリーを選択し、各カテゴリーで研修会を実施する。
- ③ **実践報告書の提出**

(4) 大学入学者選抜改革等対策事業（高校教育課） **p. 91【予算額：2,095 千円】**

大学入学者選抜改革によって導入される大学入学共通テスト及び新学習指導要領に対応するため、大学等の専門家や教職大学院と連携した教員研修を実施することにより、生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図る。

- ① **思考力・判断力・表現力を高める指導力向上研修**
 - ・対象：高等学校等の中堅教員 180 人
 - ・大学入学共通テストに対応するため、生徒の論理的な思考力・判断力・表現力を高めるための指導力向上研修講座の実施（年 3 日間）
- ② **明日から使える！高等学校授業改善〔基礎〕研修**
 - ・対象：高等学校等の教員 100 人
 - ・多様な高等学校の授業において、新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善についての研修講座の実施（年 1 日間）

(5) 次世代グローバルリーダー育成事業（義務教育課） **p. 77【予算額：56,913 千円】**

グローバル社会で活躍できる「人財」を育成するため、英語の学習意欲・能力の高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの英会話学習、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を提供する。（2年間受講するプログラム）

- ① **高い英語力の育成**
 - ・オンライン英会話学習（グループ、個人）
 - ・プレゼン構想力トレーニング
- ② **価値の創出（集合研修会）**
 - ・世界の第一線で活躍する人材との交流
 - ・イングリッシュキャンプ等の実施
 - ・ワールドスカラズカップ等への参加
- ③ **異文化交流**
 - ・海外大学留学生との交流
 - ・大学等の専門家による研修

(6) 中学生の英語発信力向上事業（義務教育課） **p. 77【予算額：44,854 千円】**

中学校の授業を改善し、生徒の英語 4 技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人財の育成を図る。

- ① **英語アセスメントテスト（中 2）**
 - ・対象：全公立中学校 2 年生
 - ・内容：アセスメントテストを活用して、生徒の学びを可視化し、自己調整学習への活用と授業の改善を図る。
- ② **授業力アップサポート訪問指導**
 - ・対象：英語の教員免許をもつ指導主事がない市町村のうち授業改善に重点的に取り組む 3 市町村程度
 - ・内容：県指導主事等による、授業改善のための訪問指導を実施（年 3 回）

(7) 外国語指導助手招致事業（高校教育課） **p. 93【予算額：274,532 千円】**

A L T との実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人財」を育

成するため、県立高校等のALTを増員し、中高一貫教育校等に重点的に配置することにより、新たな活用方法による効果を実証する。

- ・ディベートを活用した授業
- ・マンツーマン、少人数での英会話レッスン
- ・専門性をもつALTによる英語以外の教科・課題研究の授業
- ・クラスの副担任として学校行事等での交流

(8) 国際社会で活躍できる人材育成事業(高校教育課) p. 93【予算額: 10,914 千円】

生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語教員の資質を向上させるとともに、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。

- ① **ディベート・チャレンジ**
 - ・英語4技能を活用した授業実践発表
 - ・ディベート県大会の開催、審査員養成研修
- ② **留学・国際交流促進事業**
 - ・海外留学経費の支援(6.0万円/人)
- ③ **茨城県高校生国連グローバルセミナー**
 - ・事前・事後研修会(6回実施)
 - ・国連大学におけるセミナー(講義・国連職員や留学生との交流)
- ④ **English Summer Camp**
 - ・ALTとのキャンプ生活

(9) グローバル・サポート事業(義務教育課) p. 78【予算額: 8,260 千円】

市町村や関係機関、外部専門機関との連携強化を図り、日本語初期指導と支援体制を充実することで、将来、経済的・社会的に自立し、本県と母国の架け橋となるグローバル人材の育成を図る。

- ① **日本語初期指導及びキャリア教育の充実**
 - ・通訳・翻訳サポートスタッフ派遣(日本語指導教室のない小中高特)
 - ・専門家等の派遣(日本語指導教室のある小中高)
 - ・電話相談対応(保護者・学校等を対象)
 - ・就学・就園サポート多言語リーフレットの配信
 - ・高校進学を促進するための進路ガイダンスの開催(オンライン)
(英・比・西・中・葡・ウルドゥー語の6言語)
- ② **オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証のための基礎研究**
 - ・委託先: 筑波大学
 - ・対象: 実証研究校4校程度(県南・県西地域の中学校)
 - ・内容: 筑波大学の日本語教育を専攻する学生によるオンラインでの日本語指導
- ③ **日本語初期指導の指導力向上のための筑波大学と連携した研修動画の配信**
 - ・対象: 日本語指導を担当する小中高教員等
 - ・内容: 筑波大学と連携した研修プログラム
- ④ **関係機関や外部専門機関との連携強化、地域の支援ネットワーク構築のための連絡協議会の開催**
 - ・対象: 関係小中高管理職、市町村担当者、県及び市町村国際交流協会
 - ・内容: 大学教授による講義、関係機関との協議

(10) プログラミング・エキスパート育成事業(高校教育課) p. 94【予算額: 45,155 千円】

インターネットを活用して、全国トップレベルのプログラミング能力やAI活用能力をもつ中高生を育成するとともに、多くの生徒がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供

する。

- ① **プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援**
プログラミングで未来を創造する人材（エキスパート）を育成
ア オンライン学習（現役プログラマー等による個別指導）
イ 優秀なクリエイターとの交流、IT 企業見学等
ウ 令和元・2年度受講生のフォローアップ
(プログラミングコンテスト等への応募・AI 活用人材育成)
- ② **プログラミングに興味がある高校生を支援**
プログラミングのすそ野を拡大

(11) いばらきサイエンスキッズ育成事業（義務教育課） p. 78【予算額：1,973 千円】

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力を高め、理科授業の質を向上させるとともに、探究的な活動を充実させることにより、児童生徒の科学への興味・関心を高め、理科の学力向上を図る。

- ① **理科授業の質の向上**
 - ・小学校における理科専科教員による授業公開
 - ・効果的な指導法プレゼンテーション大会の開催
- ② **探究的な活動の充実**
 - ・外部の専門家等との連携による科学研究作品展の開催
 - ・科学の甲子園ジュニア県大会の開催

(12) 未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課） p. 95【予算額：9,719 千円】

最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、科学に対する興味・関心を高め、未来の科学者を志向する人財の育成を図る。

- ① **高校生科学体験教室（対象：高校2年生）**
 - ・夏季休業中3日間、理系大学の研究室で体験学習（インターンシップ）を実施
- ② **高校生科学研究発表会**
 - ・スーパーサイエンスハイスクールや科学系部活動等で研究活動を実践している生徒によるポスター発表会の開催
- ③ **科学系コンテスト参加者強化トレーニング**
 - ・探究的な実験や発展的な内容の講義・実験技能のトレーニング
- ④ **科学の甲子園茨城県大会**
 - ・科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定
- ⑤ **スーパーサイエンスハイスクール**
 - ・理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発
 - ・大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究

(13) 県立学校未来の医師育成事業（高校教育課） p. 95【予算額：14,489 千円】

県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。

- ① **医学コースを各校に編成**
2年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成
対象校 水戸第一、土浦第一、日立第一、並木中等、古河中等
- ② **医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から）**
病院や大学等との連携による体験実習や講演会
- ③ **外部連携による充実したサポート**
予備校等と連携した面接・小論文指導等
- ④ **習熟度別指導等の実施**
- ⑤ **合同セミナーの実施**

(14) いばらきっ子郷土検定事業（生涯学習課）

p. 39【予算額：2,412 千円】

中学2年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等の分野から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。

① 市町村大会（各市町村・中学校で実施）

- ・時期：令和3年11月
- ・方法：中学校において「総合的な学習の時間」等に実施
- ・問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）・県問題（全県的な問題）
- ・認定 個人：正答数に応じて1級～3級を認定
団体：市町村代表校を決定

② 県大会（各市町村代表校等による対抗戦）

- ・時期：令和4年2月
- ・方法：市町村代表校44校及び国立・県立・私立の代表校1校の計45校による対抗戦により優勝校を決定
- ・問題：全県的な問題
- ・高校生以上のチームによる対戦コーナーの実施
- ・優秀校生徒による市町村等のイベントにおける本県PR活動の実施

③ ウェブサイトの運営

- ・内容：各市町村問題（25問）及び県問題（25問）の正答及び解説を掲載
自動採点機能及び認定証（1～3級）の授与機能

(15) IBARAKI ドリーム・パス事業（生涯学習課）

p. 40【予算額：15,643 千円】

高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を養成する。

① 指導者（大学生・専門学校生等）の育成

- ・高校生等の意識改革に関わる人材（大学生・専門学校生等）の育成
指導者養成プログラムの実施

② スタートアップチャレンジ講座

- ・起業家等による講演会の実施
- ・企画提案書作成等の講座を開催

③ 企画提案募集

- ・高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を作成

④ 課題解決への挑戦（イノベーション）

- ・企画案審査会の実施（15チーム程度）
- ・実践活動事前ガイダンス
大学生等と高校生等がチームを編成し、企画案を再構築
- ・チャレンジ（実践活動）
優秀な企画案に対し、1チーム当たり10万円を提供し、企画提案をもとに実践
- ・企画ブラッシュアッププログラム及び中間報告会
実践活動の進捗状況についての発表及び意見交換、企画の練り直し
プレゼンテーション大会に向けた計画立案

⑤ プレゼンテーション大会の開催（10チーム程度）

- ・実践活動をしたチームによるプレゼンテーション
- ・企業や行政機関等とのマッチングの実施

⑥ ステップアップチャレンジ

- ・最先端の研究や技術に触れる機会の提供、継続活動を推進

3 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進

(1) 図書館魅力向上推進事業（生涯学習課） p. 44 【予算額：2,971 千円】

県立図書館を県民の集まる拠点とするためにカフェ事業者と協働しながら、新たな賑わいを創出するためのイベントの企画や活動を実施し、図書館の魅力向上を図る。

(2) 美術館・博物館展示事業（文化課） p. 60～ 【予算額：242,616 千円】

美術館においては国内外の優れた美術作品による展覧会、博物館においては自然や歴史などに関するテーマを扱った企画展等を開催する。

- ・近代美術館：「ランス美術館コレクション
風景画のはじまり コローから印象派へ」 外3件
- ・天心記念五浦美術館：「ひろがる墨－五彩に出会う」 外5件
- ・陶芸美術館：「オールドノリタケ×若林コレクション」 外3件
- ・歴史館：「華麗なる明治－宮廷文化のエッセンス－」 外4件
- ・ミュージアムパーク自然博物館：「毒をもつ生きものたち－生き残りをかけた大作戦！－」
外3件

(3) 陶芸美術館20周年記念事業（文化課） p. 63 【予算額：30,530 千円】

令和2年度に開館20周年を迎えた陶芸美術館において、記念事業等を開催する。

- ・笠間陶芸大賞展 10月16日～1月16日

(4) 文化財等整備費補助事業（文化課） p. 67 【予算額：28,571 千円】

県民共有の財産である文化財について、その修理等に多額の費用が生ずる場合、費用の一部を県が補助し文化財所有者の負担軽減することで、文化財の適正な保存管理と保護の充実を図る。

(5) 埋蔵文化財センター普及啓発事業（文化課） p. 70 【予算額：2,517 千円】

埋蔵文化財センターいせきびあ茨城において、出土遺物を活用した公開展示、体験学習等を実施し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

- ・事業内容：文化財の保存・管理、出土品の展示・公開、体験学習、出前講座、広報資料作成等

(6) 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（保健体育課） p. 118 【予算額：93,743 千円】

全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。

- ① **トップアスリートの育成**
将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。
- ② **ジュニアアスリートの発掘・育成等**
運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。
- ③ **指導者の確保・活用**
国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。

(7) オリンピック・パラリンピック教育推進事業（保健体育課） p. 118～ 【予算額：5,954 千円】

オリンピック・パラリンピック教育を通して、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図るとともに、児童生徒が、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

- ① **推進校による実践**
 - ・オリンピック・パラリンピックの価値や意義を取り入れた教育実践

- ・オリンピック・パラリンピアン等の講師を招へいしての講演会や体験授業
- ② 県内各校への啓発・普及
 - ・推進校セミナー・ワークショップの開催（県内教員向け）
 - ・事例集の作成（県内全校へ配布）

（８）運動部活動地域連携再構築事業（保健体育課） **p. 120～【予算額：70,367 千円】**

「茨城県部活動の運営方針」を踏まえ、部活動指導員の活用、地域部活動及び合同部活動の研究を行い、部活動改革の推進を図る。

- ① 中学校部活動指導員の配置
 - ・公立中学校に部活動指導員を配置
- ② 中学校地域部活動の実践研究
 - ・公立中学校に地域部活動を設置した実践研究
- ③ 県立高校の合同部活動の体制構築実践研究
 - ・学校単独で練習や大会出場が困難な部活動、競技人口が少なく専門的な指導が必要な運動部活動を推進する。
（同一地域の高校２校以上が集合し、合同部活動を実施）
- ④ 高等学校部活動指導員の派遣
 - ・県立高校に部活動指導員を派遣

（９）県営体育施設設備整備事業（保健体育課） **p. 121【予算額：189,676 千円】**

老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。

- ・笠松運動公園：プール棟自動火災報知設備更新、プール棟中央監視装置更新等
- ・堀原運動公園：雨水管清掃業務委託、野球場園路伐根舗装等

（10）県立学校給食実施事業（保健体育課） **p. 123【予算額：73,986 千円】**

調理場を有しない県立学校について、市町村や給食事業者へ給食調理及び配送等を委託することで、市町村等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。

- ・対象校 既存校 並木中等教育学校 他 6 校
令和３年度開校 水戸第一、土浦第一の各附属中学校、勝田中等教育学校

（11）小学校口腔衛生推進事業（保健体育課）【新規】 **p. 124【予算額：2,500 千円】**

学童期から口腔の健康を維持することを目的に、小学校でのフッ化物洗口を推進するため、モデル校において取り組む。

- ・対象 5 市町村 小学校 5 校（各地区 1 校）
- ・事業内容 モデル市町村に対し、実施に係る費用を補助

4 誰もが安心して学べる教育環境づくり

（１）県立高等学校再編整備事業（財務課） **p. 28【予算額：35,036 千円】**

県立高等学校再編整備計画に基づく県立高等学校の統合に伴い、必要となる施設設備を整備する。

- ・太田西山高校（H31 統合：太田第二、佐竹）、坂東清風高校（R2 統合：岩井、坂東総合）の再編により、閉校後管理（佐竹、坂東総合）に必要な整備

（２）県立高等学校改革プラン推進事業（財務課） **p. 29【予算額：346,837 千円】**

- ① 県立高等学校改革プランⅠ期第一部に基づく県立中高一貫教育校 10 校を設置するために

必要な施設設備を整備する。

- ・設置校：令和4年度開校 下妻第一、水海道第一
 - ・整備内容：技術室整備、給食の実施に向けた運搬用エレベータ等の整備
- ② 県立高等学校改革プランI期第二部に基づく、学科改編等に必要な施設設備を整備する。
- ・対象校：令和4年度改編校 石下紫峰、結城第一
令和5年度改編・新校開校 つくば工科、友部

(3) いばらき教員養成推進事業（高校教育課） **p. 100【予算額：2,998千円】**

優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えとともに、講義やワークショップ等の研修を通して次代の若手教員を育てる環境をつくる。

- ① いばらき教員魅力度アップキャンペーン
- ・対象：高校2年生、大学3年生
 - ・教員の魅力についてのリーフレット、パンフレット配布と教員の魅力を伝える学校訪問等の実施
- ② いばらき輝く教師塾事業
- ・対象：大学生・大学院生・講師
 - ・教員志望の意欲を高めることと、教員として必要となる素養を高めることを目的に、実地研修やワークショップ等を実施する。
- ③ 教職大学院との連携
- ・教育研修センターの指導主事による、教職大学院の演習補助
 - ・教職大学院生による教育研修センター講座への協力
 - ・教職大学院での研究の成果を各種研修で伝達

(4) 教職員の働き方改革推進事業（義務教育課）【新規】 **p. 84【予算額：3,904千円】**

令和2年度の実践モデル校の成果を広く各市町村に広めるとともに、教員の働き方改革に向けた実質的取組を推進していく。

- ① 働き方改革マネジメント推進校の指定
- ・令和2年度実践モデル校の成果・課題を踏まえ、各教育事務所単位で、働き方改革の中核を担うマネジメント推進校を指定し、実践研究を実施する。
働き方改革マネジメント推進校（モデル校）：計14校
(各教育事務所 小学校1校・中学校1校、義務教育学校：4校)
- ② 働き方改革推進チームの設置
- ・教育事務所単位に働き方改革推進チームを設置し、施策の推進や進捗状況の共有のためのアクション会議を実施する。

(5) 学校サポーター配置事業（義務教育課）【新規】 **p. 84【予算額：390,647千円】**

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、円滑に授業カリキュラムを進めるため、市町村立小中学校等に学校サポーターを配置する。

- ・配置校：市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校
- ・配置人数：各学校1名（ただし、5学級以下を除く）
- ・業務内容：児童生徒の健康管理・授業準備・保護者等への連絡業務や校内の消毒作業など

(6) 県立学校情報セキュリティ強化事業（高校教育課） **p. 97【予算額：101,994千円】**

一人一人の教職員の情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができるICT環境を構築することにより、「教育の質的改善」及び「教員の業務負担の軽減」を図る。

- ・情報セキュリティ担当者研修会の開催
- ・標的型不審メール攻撃対応訓練の実施
- ・統合型校務支援システムの提供

(7) 県立学校先端技術活用教育推進事業（高校教育課） p. 97【予算額：370,290 千円】

県立高等学校等において、生徒が1人1台の端末を活用できる環境を整備するとともに、教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。

- ・ 端末の整備
- ・ 遠隔教育やクラウドサービス等の学習環境整備
- ・ 研修やICT支援員等による教職員のフォローアップ

(8) 教育情報ネットワーク事業（高校教育課） p. 97【予算額：611,391 千円】

県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築し、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を整備する。また、1人1台端末の活用によるアクセス増加に対応するため、ネットワークシステムをパブリッククラウドに移行し新システムを構築する。

- ・ ポータルサイト（アンケート、電子会議室等）を再構築
- ・ グループウェア（メール、テレビ会議等）を提供
- ・ CMSによる学校ホームページの管理

(9) 特別支援学校教育情報化推進事業（特別支援教育課） p. 110【予算額：36,208 千円】

県立特別支援学校のICT環境を整備し、児童生徒の障害の状態や特性等に応じた学びの困難さの改善や、教員のICT活用指導力の向上を図る。

- ・ GIGAスクールサポーターの配置
- ・ タブレット端末等を管理するシステムの導入
- ・ ICT活用エキスパート研修会の実施

(10) 県立学校施設長寿命化推進事業（財務課） p.30【予算額：2,144,146 千円】

県立学校の施設は、築年数が30年以上を経過する建物が多く、今後一斉に更新時期を迎えることから、計画的に改修を実施し、学校施設の長寿命化を図る。

- ・ 整備内容：工事（前年度設計） 取手第一 外13校15棟
設計（次年度工事） 友部特別支援学校 外16校17棟

(11) いじめ問題対策推進事業（義務教育課） p. 84【予算額：57,772 千円】

いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期解消を支援する。

① いじめ・体罰解消サポートセンターの運営

- ・ 「いじめ解消サポート相談員」の配置（各教育事務所内）
- ・ ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話等による相談、情報提供への対応
- ・ 警察OB等いじめ解消サポーターの派遣による支援

② SNS活用相談の実施【拡充】

- ・ LINE等のSNSを使った相談窓口の整備

③ スクールロイヤーの活用

- ・ 弁護士（スクールロイヤー）が、いじめ問題に係る法的助言やいじめ予防等のための教職員研修等を実施

(12) フリースクール連携推進事業（義務教育課）【新規】 p. 86【予算額：8,600 千円】

要件を満たしたフリースクールに対し、人件費や活動費等の運営経費の一部を補助するとともに、経済的事情のある世帯にあって通所を希望する不登校児童生徒に対して、授業料等の一部を補助する。

(13) スクールカウンセラー配置事業（義務教育課・高校教育課） p. 86、p. 102【予算額：291,895 千円】

臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校等に配置・派遣し、児童生徒の問題行動等の未然防止と解消を図る。

- ・配置・派遣計画：全公立小・中・高等学校等
- ・活動内容：児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言と支援

(14) スクールソーシャルワーカー派遣事業（高校教育課） p. 102【予算額：4,173 千円】

学校からの要請に応じて、生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを派遣し、教育相談体制の整備を図る。

- ・対象校：県立学校
- ・活動内容：児童生徒の状況の把握、学校内における支援体制の構築、保護者・教職員等からの相談対応等

(15) 生徒指導実践サポート事業（高校教育課） p. 101【予算額：4,107 千円】

いじめ等の問題対応のために、外部専門家によるサポートチームを高等学校等に派遣して相談・支援にあたることで問題の早期解消を図る。

① 学校サポートチームの派遣

- ・学校からの要請に応じて、いじめ等の解決のために必要な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をチームとして原則4回（1回あたり2時間）派遣する。

② 専門家によるいじめ防止研修会等の開催（年10回）

- ・高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する。

(16) 学校安全総合支援事業（保健体育課） p. 127～【予算額：3,136 千円】

学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。

- ・県推進委員会の設置
- ・モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域）
- ・地域をけん引する役割を担う拠点校の設定
- ・拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実
- ・モデル地域内の学校間連携体制の構築
- ・学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言
- ・モデル地域の取組の成果の普及

(17) 医療的ケア支援事業（特別支援教育課） p. 110【予算額：86,406 千円】

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。

- ・肢体不自由特別支援学校に指導看護職員を配置：3校3人
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍校に看護職員を配置：12校35人
- ・教員及び看護職員を対象とした研修会の実施

(18) 特別支援教育充実事業（特別支援教育課） p. 111【予算額：12,248 千円】

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に大学教授等の専門家を派遣し、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導や支援を充実するとともに、職務に応じた研修会の実施により特別支援教育に関する専門性向上を図る。

① 特別支援教育巡回相談

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。

- ・対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等
- ・内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容についての相談等

② 特別支援教育巡回相談員専門研修

特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。

- ・対象：特別支援教育巡回相談員のうち、校長が推薦する者
- ・内容：事例検討研修、各校における特別支援教育巡回相談の実地研修

③ 特別支援教育専門家派遣

専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。

- ・対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・内容：個別的教育支援計画及び個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導・助言等

④ 特別支援教育管理職研修会

- ・対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長
- ・内容：授業参観、研究協議等

⑤ 特別支援教育指導者専門研修会

- ・対象：各市町村教育委員会指導主事等、各教育事務所指導主事等
- ・内容：専門家による講義、研究協議等

⑥ 高等学校等特別支援教育推進研修会

- ・対象：高等学校・中等教育学校の特別支援教育コーディネーター、学年主任
- ・内容：講義（ビデオ視聴及びレポート作成を含む）、研究協議等

⑦ 通級による指導担当者養成プロジェクト

- ・対象：小・中学校、高等学校等の通級による指導担当教員
- ・内容：講義、演習等

⑧ 教育と福祉の連携推進事業

- ・対象：県立特別支援学校教員
- ・内容：福祉制度に関する校内研修等による教育と福祉の連携推進

⑨ 県立特別支援学校スクールカウンセラー・スクールロイヤーの派遣

- ・対象：県立特別支援学校全校
- ・内容：要請に応じたスクールカウンセラーやスクールロイヤーの派遣

(19) 特別支援学校就労支援充実事業（特別支援教育課） **p. 114【予算額：7,816千円】**

就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校と地域の経済団体や企業との連携による就労支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校間の連携を強化し、障害のある生徒の特性や希望に応じた自立と社会参加を推進する。

- ・拠点校：県立特別支援学校3校

(20) 特別支援学校スクールバス運行業務委託（特別支援教育課） **p. 114【予算額：1,597,637千円】**

通学時における児童生徒の負担軽減を図るため、スクールバスを増車するとともに、介助員を増員し、乗降時や乗車中における子どもたちの安全確保に努める。

- ・運行学校数、運行コース数：19校、126コース（3コース増）
- ・介助員複数配置コース：44コース（2コース増）

(21) 特別支援学校整備事業（財務課） **p. 31【予算額：978,753千円】**

県立特別支援学校の児童生徒の学習環境の向上及び安全確保を図るため、県立特別支援学校教育環境整備計画に基づく校舎整備や法定点検等に基づく改修等による施設設備や校地の整備を実

施する。

① 施設整備事業

- ・校舎の賃貸借：内原特別支援学校、鹿島特別支援学校
- ・学校施設の法定点検等に基づく改修等

② 校地等整備事業

- ・運動場、法面整備の改修

第4 令和3年度 国委嘱・国委託事業等一覧

担当課	委嘱・委託等の別	事業名（委嘱・委託開始年度）	委嘱・委託先
総務	委嘱	地方教育費調査 (昭和24年度～)	県
	委託	社会教育調査 (昭和30年度～)	県
	委嘱	子供の学習費調査 (平成6年度～)	県
生涯学習	委嘱	高等学校卒業程度認定試験 (平成17年度～)	県
文化	委嘱	文化芸術による子供育成総合事業 (令和元年度～)	県
義務教育	委嘱	幼稚園教育理解推進事業 (平成21年度～)	県
	委託	道德教育推進事業 (平成28年度～)	県
	委託	人権教育総合推進地域事業 (令和3年度～・3か年)	高萩市
	委託	人権教育研究指定校事業 (令和2年度～・2か年)	八千代町
	(協力)	教育課程実践検証協力校事業 (令和3年度～)	鹿嶋市立鉢形小学校 桜川市立雨引小学校 水戸市立第一中学校 鹿嶋市立大野中学校 鉾田市立鉾田北中学校 古河市立総和中学校 日立市立大久保中学校
高校教育	委嘱	スーパーサイエンスハイスクール (平成28年度～・5か年) (経過措置) (平成29年度～・5か年) (平成29年度～・5か年) (平成30年度～・5か年) (令和元年度～・5か年)	県立水戸第二高校 県立並木中等教育学校 県立日立第一高校・附属中学校 県立緑岡高校 県立竜ヶ崎第一高校・附属中学校
	(協力)	教育課程実践検証協力校事業 (令和3年度～)	県立茨城東高校 県立土浦第一高校 県立土浦第二高校 県立那珂湊高校 県立藤代高校

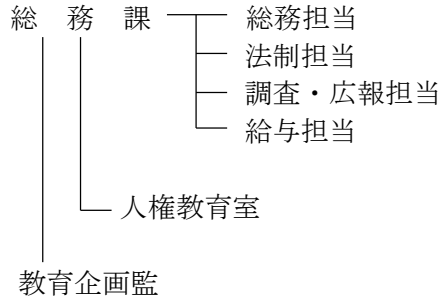
担当課	委嘱・委託の別	事業名（委嘱・委託開始年度）	委嘱・委託先
保健体育	委託	学校安全教室推進事業 (平成15年度～)	県
	委嘱	学校給食の衛生管理等に関する調査研究 (平成22年度～)	県
	委託	学校安全総合支援事業 (平成24年度～)	県
	委託	がん教育総合支援事業 (平成26年度～)	県
	委託	武道等指導充実・資質向上支援事業 (平成27年度～)	県
	委託	オリンピック・パラリンピック教育推進事業 (平成29年度～)	県
	委託	地域運動部活動推進事業 (令和3年度～)	県

※ 原稿作成時（令和3年4月）では、国からの委嘱・委託金額が未定のため、金額は記載しておりません。

第5 令和3年度 教育庁各課別施策の概要

総 務 課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 教育行政の基本的な計画に関すること。
- 2 重要政策及び重要事業についての企画、調整及び進行管理に関すること。
- 3 総合教育会議への対応に関すること。
- 4 県議会との連絡に関すること。
- 5 各課間にわたる事務又は事業に係る企画又は調整事務に関すること。
- 6 教育庁及び学校以外の教育機関の組織及び権限に関すること。
- 7 教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 8 職員の定数に関すること。
- 9 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 10 市町村立学校及び県立学校の教職員（以下「教職員」という。）の給与等に関すること。
- 11 職員に係る損害賠償に関すること。
- 12 職員の研修に関すること。
- 13 行政考査に関すること。
- 14 事務の改善合理化に関すること。
- 15 教育委員会の会議に関すること。
- 16 秘書事務に関すること。
- 17 儀式、表彰及び褒賞に関すること。
- 18 陳情等に関すること。
- 19 教育調査統計に関すること。
- 20 教育に係る広報及び広聴に関すること。
- 21 教育行政に関する相談に関すること。
- 22 教育行政に係る地方分権の推進に関すること。
- 23 市町村教育委員会等に関する指導及び助言に関すること。
- 24 市町村教育行政の広域化に関すること。
- 25 公告式に関すること。
- 26 公印に関すること。

- 27 文書の管理に関すること。
 - 28 教育委員会規則等の審査に関すること。
 - 29 法令の解釈その他法制に関すること。
 - 30 訴訟事務処理の調整に関すること。
 - 31 教育に関する法人及び公益信託に関すること（芸術文化の振興を目的とする法人及び公益信託にあっては、学校教育に関するものに限る。）。
 - 32 職員団体に関すること。
 - 33 庁内取締りに関すること。
 - 34 教育事務所に関すること。
 - 35 県立専門学校に関すること。
 - 36 （公財）茨城県教育財団に関すること（他課の所管に属する指定管理等に関するものを除く。）。
 - 37 庁内の連絡調整に関すること。
- （人権教育室）
- 38 人権教育に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

〔施策の概要〕

1 いばらき教育プランの周知徹底及び進行管理

「いばらき教育プラン」の内容の周知徹底に努め、計画に盛り込んだ各種施策の計画的な推進を図るとともに、進行管理を適切に行い、計画の具現化に努める。

2 教育委員会の運営

教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行するため定例又は臨時の会議を開催する。

3 調査統計資料の整備と活用

文部科学省所管の各種調査、県単独の各種調査を実施し、教育施策や事業の効果的推進に資する基礎資料の整備を図るとともに、これらの調査結果をインターネット等で広く提供して、その有効活用に努める。

4 広報広聴活動の充実

県民の理解と協力のもとに教育行政の円滑な推進を図るため、本県教育の現状や課題と施策等の的確な周知に努めるとともに、教育に対する意見を教育施策に反映させるための機会を設けるなど、積極的な広報・広聴活動を展開する。

5 市町村教育委員会等に対する助言等

市町村教育委員会の主体的かつ積極的な行政施策の展開を促進するため、必要な助言等を行うとともに、各種研修等を実施する。

6 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等

教育に関する公益・一般法人に対して、報告徴収、立入検査等による監督を行うとともに、公益信託の引受けの許可等を適切に行う。

7 人権教育の推進（プラン：４－７－１～２）

学校教育及び社会教育を通じて、人権についての理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を向上させ、日常生活に生かすことができる実践力や行動力を高めるための指導・助言を行う。

〔事業計画〕

1 いばらき教育プランの周知徹底及び進行管理

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(1)「いばらき教育プラン」の推進	(目的) 教育基本法に基づく本県の教育振興基本計画である「いばらき教育プラン」に基づき、本県教育行政を総合的に推進する。 〈いばらき教育プラン〉 ・計画期間：平成 28 (2016) 年度～ ・基本テーマ：「一人一人が輝く 教育立県を目指して ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」 ・施策体系 1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成 2 確かな学力の習得と活用する力の育成 3 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進 4 誰もが安心して学べる教育環境づくり ・数値目標を設定し、教育施策の進捗を管理する。	
(2) 教育に関する事務の点検及び評価	(目的) 県教育行政の効果的かつ効率的な推進に資するとともに、県民への説明責任を果たす。 (内容) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表する。 対象：いばらき教育プランに掲げられている、県教育委員会が所管する施策で令和元年度に実施したもの 実施方法：いばらき教育プランの施策体系に基づき、それぞれの取組状況等について、点検・評価を実施（各施策の主要項目の取組内容や課題・今後の対応等の整理、主な事業の評価等）	

2 教育委員会の運営

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(1) 教育委員会会議の開催	(目的) 教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行するため定例又は臨時の会議を開催する。 (内容) 定例教育委員会 年 12 回開催（原則毎月 25 日）	1,003
(2) 委員協議会等の実施	(目的) 様々な教育課題について、教育委員同士が話し合いをもつことにより、教育課題に対する理解を深める。 また、今後の教育施策に必要な事項及び重点的に推進していくべき事項等について、教育委員と執行部が意見交換を行うことにより、教育施策のより一層の充実を図る。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 調査の実施	(目的) 文部科学省所管及び県単独の各種調査を実施し、教育施策や事業の効果的推進に資する基礎資料の整備を図る。 (内容) ア 文部科学省所管の調査 ・「地方教育費調査」(R 2 会計年度) ・「社会教育調査」(R 3. 10. 1 現在) ・「子供の学習費調査」(R 3 年 4 月から 1 年間) イ 県単独の調査 ・「中学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(R 3. 5. 1 現在) ・「高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(R 3. 5. 1 現在) ・「中学校等生徒の進路希望調査」(R 3. 11. 1 現在)	906
(2) 資料集等の作成と提供	(目的) 調査結果をリーフレットやインターネット等で広く提供し、その有効活用に努める。 (内容) ア 「茨城の教育 2021」：統計資料等によるリーフレット A 4 版 1,800 部作成 県立学校、市町村教育委員会等へ配布 イ 「教育調査報告書」：令和 3 年度実施調査の結果 県教育委員会ホームページへ掲載	179
(3) 統計知識の普及向上	「統計グラフコンクール」(政策企画部統計課等と共催) ・募集期間 6 月上旬～9 月 1 日 ・審査会 9 月中旬 ・表彰式 1 月(県統計功労者表彰式において)	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 広報活動	(目的) 本県教育の推進のためには、県民の方々に本県教育の現状をよく理解し、協力していただくことが必要である。下記の媒体を通して、本県教育施策や特色ある学校活動などを幅広くPRする。 (内容) ア 広報紙の発行 ・教育広報紙「教育いばらき」(年3回(5、10、2月)) 主に児童生徒の保護者へ教育活動、県施策等を紹介 A4版8頁、360,000部/回 イ ラジオ放送の利用 ・茨城放送「みんなの教育」(年135回/48週) 主な教育施策や話題等をラジオを利用し紹介 毎週月・水・金曜日(祝日等を除く)午前7時37分～42分 ウ 県教育委員会ホームページの充実 県教育委員会ホームページについて迅速かつ的確な情報提供やコンテンツの充実等、よりユーザー視点に立ったホームページづくりを行い、広報広聴活動の一層の充実を図る。	6,645 3,699 1,408

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 広聴活動	エ パブリシティ ・教育長定例記者会見の実施（年6回、偶数月） ・教育長と記者との懇談会の実施（年6回、奇数月） ・報道機関に対する記者発表や資料提供等 （目的） 教育行政に生かすため、県民等の意見を把握するように努める。 （内容）	
(3) 普及活動	ア 教育行政に関する相談 教育行政に関する相談窓口として、県民等から寄せられる苦情、要望、意見、照会等処理 イ 陳情等の処理 県民等からの本県教育に対する陳情等の処理 （目的） 「新聞教育（NIE）」の充実と、PTA広報紙や公民館だよりなど教育関係広報事業の振興を図る。 （内容） 「茨城県教育広報・NIEコンクール」の実施 ・募集時期 9月～1月 ・審査会 2月上旬 ・表彰式 3月上旬	

5 市町村教育委員会等に対する助言等

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 市町村教育委員会等に対する助言等	（目的） 市町村教育委員会の主体的かつ積極的な行政施策の展開を促進するため、必要な助言等を行うとともに、各種研修等を実施する。 （内容） ア 研修事業の実施 市町村教育委員会連合会と連携して各種研修等を実施する。 ・10月～11月頃 市町村教育委員会研修会（約200名） ・10月～11月頃 新任教育長及び教育委員並びに新任職員研修会（約150名） ・10月～11月頃 教育部長（事務局長）等研修会（約80名） ・11月22日 市町村教育関係予算編成指針説明会（対象：市町村教育委員会事務局職員等約70名） イ 県教育委員会事務局職員の派遣 地方自治法第252条の17の規定に基づき、指導主事等を市町村教育委員会へ派遣する。	274

6 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等

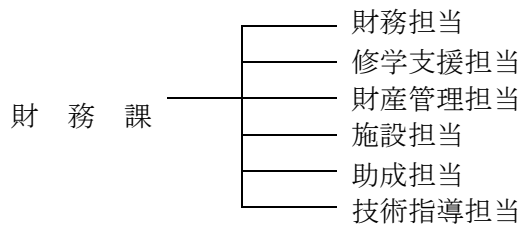
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 公益・一般法人の監督及び公益信託の引受けの許可等	(目的) 法人の事業の適正な運営の確保等ができるよう、公益・一般法人に対し報告徴収、立入検査等による監督を行うとともに、公益信託の引受けの許可等を適切に行う。 (内容) ア 報告徴収、立入検査 公益法人認定法及び整備法等に基づき、公益・一般法人から事業報告等の定期提出書類を徴収し、認定基準等の遵守状況を確認する。 また、公益法人に対しては、公益法人認定法に基づき、事業活動や運営組織、会計等について定期的に立入検査を行う。 イ 引受けの許可等 公益信託法及び茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則に基づき、引受けの許可等を適切に行う。	175

7 人権教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 人権教育の推進	(目的) 学校教育及び社会教育を通じて、人権についての理解と認識を深めるとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を向上させ、日常生活に生かすことができる実践力や行動力を高めるための指導・助言を行う。 (内容) ア 学校と家庭、地域との連携 市町村や県立学校が主催する人権に関する学習会に、申請に基づき有識者を講師として派遣することにより、市町村等における人権教育の推進に資する。 ・人権教育講師派遣事業（5月～翌2月） イ 多様な学習機会の充実 公民館等を会場に、県内の各地区において人権に関する学習会を開催し、県民の人権意識の高揚に資する。 ・人権教育地域学習会（北茨城市、城里町） 県内2箇所開催 ウ 市町村との連携 市町村教育委員会を対象に会議や訪問による協議を実施することにより、人権教育の推進体制の充実を図る。 ・市町村教育委員会人権教育行政主管課長等会議 ・人権教育市町村教育委員会訪問 (15市町を予定) エ 資料の充実 人権教育啓発視聴覚教材の整備、保有視聴覚教材の周知を図るとともに活用を促進する。 ・保有視聴覚教材 233作品（VHS267本、DVD69本）	684 539 980 528

財 務 課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立学校及び市町村立学校の施設設備に関すること。
- 2 県立学校に係る公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- 3 教育委員会所掌の予算決算に関すること。
- 4 県立学校及び市町村立学校に係る予算の執行に関すること。
- 5 県立高等学校及び県立中等教育学校等の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学給付金に関すること。
- 6 公立特別支援学校の就学奨励費に関すること。
- 7 県立学校施設の設計内容審査、市町村立小中学校施設の整備に係る技術的指導・助言に関すること。

〔施策の概要〕

- 1 **学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進（プラン：4-1-2）**
県立高等学校再編整備計画及び県立高等学校改革プランに基づく統合・改編等により、必要となる施設設備の整備を図る。
- 2 **安全・安心な学校施設づくり、ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり（プラン：4-3-1～2）**
児童生徒が安全な学校生活を送れるよう、学校施設の総合的かつ計画的な修繕・更新により安全確保と機能向上を図るとともに、技術革新や高度情報化など社会の変化に対応した設備の充実を図る。
- 3 **自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進（プラン：4-5-5）**
県立特別支援学校の児童生徒の学習環境の向上及び安全確保のため、必要な施設設備の整備を図る。
- 4 **子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保（プラン：4-6-1）**
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等生徒に係る授業料等の教育費の負担軽減を図る。

〔事業計画〕

1 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 高校教育改革の推進	(目的) 県立高等学校再編整備計画及び県立高等学校改革プランに基づく統合・改編等により、必要となる施設設備の整備を行う。 (内容) ア 県立高等学校再編整備事業（県単） [H16～]	35,036

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(実施箇所及び整備内容) 太田西山高校 (H31 統合：太田第二、佐竹)、坂東清風高校 (R2 統合：岩井、坂東総合) の再編により、閉校後管理 (佐竹、坂東総合) に必要な整備 イ 県立高等学校改革プラン推進事業 (国補) [H31～] <改革プランⅠ期第一部> (ア) 実施箇所 ・工事：下妻第一、水海道第一 (イ) 整備内容 ・中高一貫教育校設置に必要な技術室、給食の実施に向けた運搬用エレベータ等の整備を行う。 <改革プランⅠ期第二部> (ア) 対象学校 ・R 4 改編：石下紫峰、結城第一 ・R 5 改編、新校開校：つくば工科、友部 (イ) 整備内容 ・新たな時代に対応できる人材づくりに必要な学科改編等の実施に向けた施設設備の整備を行う。 (ウ) 実施箇所 ・設計：つくば工科、友部	346, 837

2 安全・安心な学校施設づくり、ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校施設整備の推進 (県立学校)	(目的) 学校施設の安全性の確保と機能向上を図るため、校舎改修などの施設整備を行う。また、生徒の運動能力の向上や安全確保を図るため、県立学校の運動場や学校敷地内の整備を行う。 (内容) ア 校舎等整備事業 (国補) 県立高等学校 (中学校、中等教育学校を含む) の生徒の安全確保を図るため、施設の維持向上に努める。また、小規模施設の整備等を行う。 (ア) 施設保全費 ①法定点検等に基づく改修等 (並木中等教育学校 等) ②施設の維持補修等 (高萩 等) ③小規模施設・設備の新設・更新 (イ) 公共建築物点検費 県立学校施設の安全性及び機能の確保等を行うため点検を実施 イ 校地等整備事業 (県単) 県立高等学校 (中学校、中等教育学校を含む) の生徒の運動能力の向上や安全確保を図るため、運動場や学校敷地内の整備を行う。 (ア) 運動場整備費 テニスコート、防球ネット整備等 (下館第二、水戸商業 等) (イ) 校地等整備費 法面改修、アプローチ道路改修等 (竜ヶ崎第二、古河中等教育学校 等)	1, 828, 799 255, 716

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																			
(2) 学校施設整備 の推進(市町村 立学校)	ウ 高等学校普通教室空調管理事業(県単) [H31~] 県が普通教室に設置した空調機器の管理を行うとともに、PTA等が普通教室に設置している空調機器に対する費用負担を行い適正に管理する。 ・ 県が普通教室に設置した空調機器の管理 (高萩 外 31 校) ・ PTA等が普通教室に設置している空調機器に対する県費負担(日立第一 外 63 校)	288,606																																			
	エ 県立学校施設長寿命化推進事業(県単) [R2~] 県立学校の施設は、築年数が 30 年以上を経過する建物が多く、今後一斉に更新時期を迎えることから、計画的に改修を実施し、学校施設の長寿命化を図る。 (整備内容) 工事：取手第一 外 13 校 15 棟 設計：友部特別支援学校 外 16 校 17 棟	2,144,146																																			
	オ 特別支援学校整備事業(国補) (p. 31 参照) (目的) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される極めて重要な施設であることから、学校施設の強靱化を図るため、耐震対策や防災・減災対策を促進する。 また、児童生徒の安全と健康を守るため施設の長寿命化などの老朽対策、教育環境の改善等の安全性・機能性の確保を促進する。 さらに、理科教育等設備の整備により理科教育等の振興を図るほか、へき地学校、学校統合等による遠距離通学児童生徒の通学条件の向上を図る。 (内容) ア 市町村立学校施設の整備 国庫負担(交付)率	978,753																																			
	<table><tr><th>主な事業</th><th>原則割合</th></tr><tr><td colspan="2">公立学校施設整備費負担金</td></tr><tr><td>校舎新增築</td><td>1/2 ※</td></tr><tr><td>屋内運動場新增築</td><td>1/2 ※</td></tr><tr><td colspan="2">学校施設環境改善交付金</td></tr><tr><td>危険改築</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>不適格改築</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>耐震補強</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>長寿命化改良</td><td>1/3</td></tr><tr><td>大規模改造(老朽、トイレ、空調他)</td><td>1/3</td></tr><tr><td>学校統合に伴う既存施設改修</td><td>1/2 ※</td></tr><tr><td>屋外教育環境整備</td><td>1/3</td></tr><tr><td>学校水泳プール新改築</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>中学校武道場新改築</td><td>1/3</td></tr><tr><td>幼稚園園舎新增築</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>幼稚園園舎改築、改修等</td><td>1/3 ※</td></tr><tr><td>防災機能強化</td><td>1/3</td></tr><tr><td>太陽光発電等導入</td><td>1/2</td></tr></table> ※一部特例措置あり(地震特措法、原発特措法等)	主な事業	原則割合	公立学校施設整備費負担金		校舎新增築	1/2 ※	屋内運動場新增築	1/2 ※	学校施設環境改善交付金		危険改築	1/3 ※	不適格改築	1/3 ※	耐震補強	1/3 ※	長寿命化改良	1/3	大規模改造(老朽、トイレ、空調他)	1/3	学校統合に伴う既存施設改修	1/2 ※	屋外教育環境整備	1/3	学校水泳プール新改築	1/3 ※	中学校武道場新改築	1/3	幼稚園園舎新增築	1/3 ※	幼稚園園舎改築、改修等	1/3 ※	防災機能強化	1/3	太陽光発電等導入	1/2
主な事業	原則割合																																				
公立学校施設整備費負担金																																					
校舎新增築	1/2 ※																																				
屋内運動場新增築	1/2 ※																																				
学校施設環境改善交付金																																					
危険改築	1/3 ※																																				
不適格改築	1/3 ※																																				
耐震補強	1/3 ※																																				
長寿命化改良	1/3																																				
大規模改造(老朽、トイレ、空調他)	1/3																																				
学校統合に伴う既存施設改修	1/2 ※																																				
屋外教育環境整備	1/3																																				
学校水泳プール新改築	1/3 ※																																				
中学校武道場新改築	1/3																																				
幼稚園園舎新增築	1/3 ※																																				
幼稚園園舎改築、改修等	1/3 ※																																				
防災機能強化	1/3																																				
太陽光発電等導入	1/2																																				

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 県立学校の I C T 環境の 整備	イ 理科教育等設備の整備 理科、算数・数学の教育に必要な実験器具等の設備整備に要する経費を補助する。 補助率：国 1 / 2 （市町村 1 / 2）	(1, 911, 537)
	ウ ヘき地学校等の教育環境の整備 スクールバス等の購入や遠距離通学に要する運行経費等を補助する。 補助率：国 1 / 2 （市町村 1 / 2）	(2, 343, 579)
	(目的) 生徒一人ひとりの情報活用能力を高めるとともに、各教科における学習内容の理解を促進するため、情報化の進展に対応した教育用コンピュータ設備の充実を図る。 (内容) 情報教育等推進整備事業（県単） 教科指導等において日常的に活用できるように、コンピュータ教室や普通教室等にコンピュータ等を整備する。	448, 107

3 自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 特別支援学校の教育環境整備の推進	(目的) 県立特別支援学校の児童生徒の学習環境の向上及び安全確保を図るため、県立特別支援学校教育環境整備計画に基づく校舎整備や法定点検等に基づく改修等による施設設備の整備を行う。また、児童生徒の運動能力の向上や安全確保を図るため、運動場や学校敷地内の整備を行う。 (内容) 特別支援学校整備事業（国補） [H6～] (ア) 校舎等整備費 ①児童生徒数の急増に伴う整備計画に基づく校舎整備を行う。 (実施箇所) ・校舎賃貸借：内原特別支援学校、鹿島特別支援学校 ②法定点検等に基づく改修等（境特別支援学校 等） ③施設の維持補修等（水戸豊学校 等） ④小規模施設・設備の新設・更新 (イ) 校地等整備費 運動場・法面整備の改修	978, 753

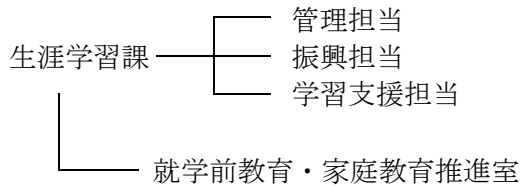
4 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学習の機会の確保	(目的) 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等生徒に係る授業料等の教育費の負担軽減を図る。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)										
	(内容) ア 公立高等学校等就学支援金事業（国補）[H26～] 高等学校等に在学する生徒に対して、授業料に充てる 高等学校等就学支援金を支給する。 <支給対象> ・「市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調 整控除額」が304,200円未満の世帯の生徒 <支給額> ・授業料 全日制課程 年額 118,800円 定時制課程 単位制以外 年額 32,400円 単位制(1単位) 1,620円 ・受講料 通信制課程 受講科目(1単位) 180円 <支給方法> ・県が国から支給された就学支援金を、受給権者の授 業料債権に充当 イ 公立高等学校等奨学給付金事業（国補）[H26～] 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等が いる低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給す る。 <支給要件> ・道府県民税所得割と市町村民税所得割との合算額が 非課税の世帯等（特別支援学校高等部生徒を除く） ・保護者等が県内に在住 <支給額> <table><tr><th>区 分</th><th>単価（年額）</th></tr><tr><td>①生活保護（生業扶助） 受給世帯</td><td>全日・定時制：32,300円 通 信 制：32,300円</td></tr><tr><td>非課税世帯 ②兄弟姉妹が高等学校 等の通信制に在籍す る世帯(①を除く)</td><td>全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円</td></tr><tr><td>③第1子の高校生等が 在籍する世帯(①、② を除く)</td><td>全日・定時制：110,100円 通信制・専攻科：48,500円</td></tr><tr><td>④15歳以上23歳未満の 被扶養者がいる世帯 で、第2子以降の高校 生等がいる世帯(①～ ③を除く)</td><td>全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円</td></tr></table>	区 分	単価（年額）	①生活保護（生業扶助） 受給世帯	全日・定時制：32,300円 通 信 制：32,300円	非課税世帯 ②兄弟姉妹が高等学校 等の通信制に在籍す る世帯(①を除く)	全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円	③第1子の高校生等が 在籍する世帯(①、② を除く)	全日・定時制：110,100円 通信制・専攻科：48,500円	④15歳以上23歳未満の 被扶養者がいる世帯 で、第2子以降の高校 生等がいる世帯(①～ ③を除く)	全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円	5,400,130
区 分	単価（年額）											
①生活保護（生業扶助） 受給世帯	全日・定時制：32,300円 通 信 制：32,300円											
非課税世帯 ②兄弟姉妹が高等学校 等の通信制に在籍す る世帯(①を除く)	全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円											
③第1子の高校生等が 在籍する世帯(①、② を除く)	全日・定時制：110,100円 通信制・専攻科：48,500円											
④15歳以上23歳未満の 被扶養者がいる世帯 で、第2子以降の高校 生等がいる世帯(①～ ③を除く)	全日・定時制：141,700円 通信制・専攻科：48,500円											
		841,187										

生涯学習課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 生涯学習の企画、調整及び推進に関すること。
- 2 青少年教育、成人教育その他社会教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 3 社会教育を行う者に対する指導及び助言に関すること。
- 4 公民館、図書館その他社会教育施設に関すること。
- 5 視聴覚教育に関すること。
- 6 いばらき教育の日に関すること。
- 7 社会教育関係団体に関すること。
- 8 県立図書館に関すること。
- 9 県水戸生涯学習センター、県北生涯学習センター、県鹿行生涯学習センター、県南生涯学習センター、県西生涯学習センターに関すること。
- 10 県立中央青年の家、県立白浜少年自然の家、県立さしま少年自然の家に関すること。
- 11 就学前教育の推進に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。
- 12 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に関すること。
- 13 家庭教育の支援に関すること。

〔施策の概要〕

1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成

（プラン：1-1-1～2、1-8-1、1-9-1）

学校・家庭・地域が連携して、様々な体験活動や読書活動への支援を推進するとともに、「いばらき教育の日・教育月間」における取組等を通して、教育の主体である学校・家庭・地域などが、それぞれの教育力を高め、社会全体で子どもたちの自主性・自立性の育成を図る。

2 生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上（プラン：1-2-1～2）

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めるとともに、幼児教育施設・学校・家庭・地域が連携・協働した支援体制の構築を図る。

3 就学前教育の充実（プラン：1-3-1～2）

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、就学前教育及び家庭教育の総合的な推進を図る。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努め、就学前教育の充実を図る。

4 郷土教育の充実（プラン：2-4-1）

郷土の伝統文化への愛着を高める教育の充実のため、地域資源の情報収集、地域に根ざした体験活動や探求的な学習活動により理解を深める取組の推進に努める。

5 キャリア教育、職業教育の充実（プラン：2-5-1）

子どもたちが、自ら課題を見つけ、その解決に向けた取組を支援するとともに、高い創造意欲を持ちリスクに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップの醸成を図る。

6 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり（プラン：3-1-1～4）

急激な社会の変化に対応するための知識や技術など、現代的課題等に関する学習機会の提供に努める。

7 誰もが安心して学べる教育環境づくり（プラン：4－2－2、4－7－2～3）

教員を目指す大学生等が子どもたちとのふれあい等を通して、教員としての素養の向上を図るとともに、多様性を認め合う社会づくりを推進するために、学習機会の提供に努める。

8 生涯学習施設の充実と活用

県民が求める多様な学習ニーズに対応するため、県立図書館並びに県生涯学習センターや県立青少年教育施設等の施設・設備の充実を図る。

〔事業計画〕

※ 予算額を（ ）とした事業は、指定管理者が実施する事業で、各施設の指定管理料のうち当該事業に要する経費を計上

1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 豊かな人間性を育むための体験活動の推進	（目的） 青少年の興味・関心の多様化等に対応するため、身近な地域において、様々な生活・自然・社会体験ができる場や機会の拡充を図る。 （内容） ア 元氣いばらきっ子育成事業（県単）[H14～] 都市化や少子化等に伴い子どもたちの体験活動が不足する中、県立青少年教育施設の特性を生かしながら、子どもたちに様々な体験活動や学習機会を提供し、豊かな人間性、自立心や創造力を育む。 実施箇所：県立青少年教育施設（中央、白浜、さしま） 実施内容：自然体験活動、宿泊体験活動、創作体験活動、防災教育体験活動、キャリア教育体験活動、スポーツ体験活動、歴史体験探索活動、外国語体験活動等 イ 「子どもいきいき自然体験フィールド100選」の活用 [H13～] 子どもたちの身近な地域において、様々な自然体験活動ができる場や機会の拡大を図るために、各種体験活動の適地として選定した「子どもいきいき自然体験フィールド100選」を県教育委員会ホームページに掲載するとともに、スタンプラリーを実施するなど、その活用を推進する。 ウ 「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用 [H24～] 生活習慣や規範意識をテーマに、読み札を県民から募集して作成した「かるた」を保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・青少年教育施設等における活用を促進することで、遊びを通して、子どもたちの基本的生活習慣や規範意識を育む。 エ 少年団体の育成 [S43～] 顕著な活動をしている子ども会及びその育成に功労のあった団体・個人や、顕著な社会奉仕活動等をしている県内ボーイスカウトやガールスカウトを表彰し、優良少年団体の育成等を図る。 実施内容：優良少年団体表彰	(6, 221)

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 子どもの読書活動の推進	オ ヤングボランティア育成事業 [H14～] (p. 42 参照) (目的) 子どもの自主的な読書活動の推進のため、学校、家庭、地域等が連携し、子どもが読書に親しむ機会の提供を図る。 (内容) ア いばらき子ども読書活動推進計画の推進 [H15～] いばらき子ども読書活動推進計画に基づき、総合的な子どもたちの読書活動の推進を図るため、関係機関、関係団体との情報交換や具体的な連携・協力方策について協議等を行う。 ・関係機関等：県行政関係者、市町村立図書館関係者、学校関係者、PTA代表、読書推進団体代表、学識経験者 等 イ 県立図書館資料整備費（県単） [H26～] 子どもの読書活動を推進するため、寄付金を活用し、県立図書館における児童図書等を整備する。 ・児童図書 2,265 冊／年（既定予算と併せて 4,444 冊／年） ウ 子ども読書フェスティバルの開催 [H10～] こども読書週間（4月23日～5月12日）において、読書推進のための事業を開催する。 〔期 日〕 令和3年5月 〔場 所〕 県立図書館 〔内 容〕 映画上映、クイズラリー、図書修理体験、プチ司書体験、おはなし会、古本フリーマーケット等	64,134 うち児童図書分 8,000
(3) 学校を核とした地域の活性化	(目的) 学校を地域づくりの核として、地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業展開を図る。 (内容) ア 地域の教育支援体制等構築事業（国補） [H27～] 児童生徒に対して市町村が実施する土曜日等の学習活動、体験活動や平日放課後等に行う学習支援事業に対して支援する。 ・補助率：国 1／3、県 1／3（市町村 1／3） (ア) 県推進委員会の設置及び研修会の開催 ・学識経験者等による推進委員会の設置（委員：14名） ・市町村担当者・地域コーディネーター等対象の研修会 (イ) 地域における学習支援・体験活動 ・主に平日放課後の学習支援事業への補助（地域未来塾） ・外部人材を活用した各種教育プログラム・体験活動等への補助 イ 企業連携による教育力向上推進の取組 [H26～] 県内の4つの経済団体（茨城産業会議）と連携し、学校・家庭・地域・企業・行政の5者が連携強化を図りながら、社	28,726

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) いばらき教育の日・教育月間の推進	会全体の教育力の向上を図るため、企業による学校支援や企業における家庭教育を推進する。 (ア) 企業による学校教育への支援 ・専用ウェブサイト到学校支援メニューを分野別に掲載 ・企業名・連絡先・具体的な支援内容・受け入れ可能人数等必要な情報をまとめ学校に提供 (イ) 企業における家庭教育への支援 ・企業（事業所・学校等を含む）の従業員向け家庭教育講座の開設等を支援 ・企業における家庭教育講座等の実践例や実施方法をウェブサイトに掲載 (目的) 明日の茨城を担う子どもたちを育成するとともに、地域社会の形成に主体的に参画する人づくりを進めるため、「いばらき教育の日」の趣旨にふさわしい施策の推進を図る。 (内容) ア 「いばらき教育の日」推進事業（県単） [H16～] (ア) 「いばらき教育の日・教育月間」シンポジウムの開催 県民の教育への興味・関心を高めるため、教育に関する基調講演会及びパネルディスカッション等を開催する。 (イ) 「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度の活用促進 教育に関する取組を実施する事業所等を登録し、県の広報媒体で広く県民に紹介することにより、企業等における教育への関心を高める取組を促進する。 (ウ) みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進大会の開催 みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進協議会が開催する推進大会に助成し、民間が主体となって実施する活動を支援する。開催日：令和3年11月1日（予定） (エ) 啓発活動 ① 「いばらき教育の日」一斉キャンペーンの実施 ・庁内各課や学校、地域（企業・団体）、市町村と連携し、いじめをなくそうキャンペーンやあいさつ声かけ運動、マナーアップ運動を主要駅頭で行い、教育への理解・関心を深める。 ② 庁内各課や関係機関との連携による啓発 ・庁内各課や関係機関が行う主催事業との連携を実施 ③ その他の啓発活動 ・各課等で作成するポスターへのシンボルマークの掲載、県広報紙やホームページへの掲載 等	1,800

2 生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上	(目的) 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めるとともに、幼児教育施設・学校・家庭・地域が連携・協働した支援体制の構築を図る。 (内容)	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
	ア 家庭の教育力向上プロジェクト事業（県単）[H20～] 家庭教育を推進する人材の育成や、家庭教育支援ポータルサイトに家庭教育支援資料や学習プログラムを掲載し、市町村やPTA等と連携・協力して家庭教育学級等での活用を図るとともに、個々の保護者に対し、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発することで、家庭の教育力の向上を図る。 (ア)「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発 ・県内各地での広報キャラバン (イ)子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用 ① モバイル版の活用 ・「子育てアドバイスブック ひよこ」（0～5歳） 保健センター等での健診の際に開催する家庭教育講座、幼児教育施設で開催する家庭教育学級、PTA研修会、各家庭で活用 ・「子育てアドバイスブック クローバー」（就学前～小学4年） 小学校で開催する就学時健診や入学説明会の際に開催される家庭教育学級、PTA研修会、各家庭で活用 ・「家庭教育ブック つばさ」（小学4年～6年） 小学校で開催する家庭教育学級やPTA研修会、各家庭で活用 ② 外国語版の活用（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語） ・「子育てアドバイスブック ひよこ」「子育てアドバイスブック クローバー」のダイジェスト版及び「日本の小学校に通うために」の外国語版を家庭教育支援ポータルサイトに掲載 ・外国籍の保護者が参加する家庭教育講座や入学説明会及び各家庭で活用 (ウ)家庭教育を推進する人材の育成 ① 市町村家庭教育担当者研修 開催数：年2回 ② 家庭教育推進員養成研修会 ・基礎セミナー 開催数：年1回 ・スキルアップセミナー 開催数：2地区 各年1回 ・乳幼児期のインターネットセーフティスキルアップ研修会 開催数：年2回 (エ)家庭教育応援ナビ「すくすく育ていばらきっ子」の運営 ・家庭教育支援資料モバイル版・外国語版、家庭教育コラム、家庭教育に関するイベント・講座情報、いばらきっ子わが家のおやくそく8か条、ツイッターによる情報発信等 (オ)家庭教育啓発資料の活用 ①「いばらきっ子わが家のおやくそく8か条」 ・リーフレットの活用（県教育委員会ホームページに掲載） ②「家庭教育支援資料『家庭教育ブックひよこ』実践プロ	3,513

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	グラム集」 ・実践プログラム集の活用 ・県教育委員会ホームページに掲載 イ 地域で支える家庭の教育力向上事業（国補）[H29～] 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築する。 (ア) 家庭教育推進委員会の開催 ・全県的な家庭教育推進方策の検討 ・訪問型家庭教育支援に関する総合調整 ・家庭教育支援資料の活用方法の検討 ・開催数：年2回 (イ) 訪問型家庭教育支援員の養成 ・各地域における取組の中核となる人材を対象に必要な知識・スキル等を修得するための養成講座を実施 ・開催数：年3回 (ウ) 家庭教育支援体制の構築 ・各市町村における子育て支援団体や子育てサークル等に対する家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録の促進 (エ) 訪問型家庭教育支援 ・地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助 ・課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応 ・市町村協議会の設置（事業全体の総合調整） ・補助率：国1／3、県1／3（市町村1／3） ウ 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 （独）国立青少年教育振興機構の事業を活用し、子どもたちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図る。 ・調査研究を実施する中学校1校への助言 ・効果的な手法等の収集及び普及 エ 企業連携による教育力向上推進の取組 [H26～] （p. 35 参照） オ 「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用[H24～] （p. 34 参照）	13,511

3 就学前教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 就学前教育・家庭教育の推進	（目的） 就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策を検討し、就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、取組の全県的な推進を図る。 （内容） ア 就学前教育・家庭教育推進事業（県単）[H28～]	1,936

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(ア) 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催 ・就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理 ・就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策の検討 ・開催数：年 3 回 (イ) 就学前教育・家庭教育講演会の開催 ・関係団体と連携した保護者等対象の講演会の開催 ・開催数：年 3 回 (ウ) 就学前教育推進委員会の開催 ・幼児教育の充実、保幼小連携・接続に関する施策の検討 ・幼児教育の推進体制構築に関する施策の検討 ・開催数：年 2 回 (エ) 幼児教育の推進体制構築に向けた人材育成 ① 市町村幼児教育担当者研修 開催数：年 2 回 ② 保幼小接続担当者研修 開催数：年 7 回 (オ) 市町村への個別支援 ・市町村からの要請に基づく職員派遣 ・市町村への情報提供	

4 郷土教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 自国や郷土を正しく理解し、誇りや愛着を育てる教育の推進	(目的) 子どもたちの郷土に対する愛着心や誇りに思う気持ちを高めるため、中学 2 年生を対象に郷土検定を実施する。 (内容) ア いばらきっ子郷土検定事業（県単） [H25～] 中学 2 年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光」「農林・水産業」等から出題）を行い、子どもたちが楽しみながら本県の伝統や文化等を学ぶことにより、子どもたちの郷土への愛着心や誇りに思う気持ちを育む。 (ア) 市町村大会（各市町村・中学校で実施） 時期：令和 3 年 11 月 方法：中学校の「総合的な学習の時間」等で実施 問題：市町村問題（市町村にちなんだ問題）及び県問題（全県的な問題） 認定：個人：正答数に応じて 1 級～3 級を認定 団体：市町村等代表校を決定 (イ) 県大会（各市町村代表校等による対抗戦） 時期：令和 4 年 2 月 方法：市町村の代表校 44 校及び国立・県立・私立の代表校 1 校の計 45 校による対抗戦により優勝校を決定 「一般の部」コーナーを実施 優秀校生徒による市町村イベント等で本県 P R 活動を実施 問題：全県的な問題 (ウ) ウェブサイトの運営 内容：各市町村問題（25 問）及び県問題（25 問）の正答	2,412

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	及び解説を掲載 自動採点機能及び認定証（１～３級）の授与機能	

5 キャリア教育、職業教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成	（目的） 課題解決に向けた企画立案等を通じて、「夢」や「希望」を持ち、これからの茨城をリードする青少年を育成する。 （内容） ア IBARAKI ドリーム・パス事業（県単）[H31～] 高校生等を対象に、自分の夢実現や地域の課題解決に向けた企画立案・実践活動を通して、高い創造意欲を持ち、リスクに対しても積極的に挑戦できる力を養成する。 （ア）指導者（大学生・専門学校生等）の育成 ・高校生等の意識改革に関わる人材（大学生・専門学校生等）の育成 指導者養成プログラムの実施 （イ）スタートアップチャレンジ講座 ・起業家による講演会の実施 ・企画提案書作成等の講座を開催 （ウ）企画提案募集 ・高校生等が夢の実現や地域課題の解決に向けた企画を作成 （エ）課題解決への挑戦（イノベーション） ・企画案審査会の実施（15 チーム程度） ・実践活動事前ガイダンス 大学生等と高校生等がチームを編成し、企画案を再構築 ・チャレンジ（実践活動） 優秀な企画案に対し、1 チーム当たり 10 万円を提供し、企画提案をもとに実践 ・企画ブラッシュアッププログラム及び中間報告会 実践活動の進捗状況について発表及び意見交換、企画の練り直し プレゼンテーション大会に向けた計画立案 （オ）プレゼンテーション大会の開催（10 チーム程度） ・実践活動をしたチームによるプレゼンテーション ・企業や行政機関等とのマッチングの実施 （カ）ステップアップチャレンジ ・最先端の研究や技術に触れる機会の提供、継続活動を推進	15,643

6 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 生涯学習・社会教育推進体制の充実	（目的） 様々な学習ニーズに対応するために、生涯学習推進体制の充実を図るとともに、総合的、効果的に生涯学習を推進する。 （内容）	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	ア 生涯学習推進本部 [S63～] ・本 部 長：知事 ・副本部長：副知事及び教育長 ・本 部 員：企業局長、病院事業管理者、警察本部長、各部長、知事公室長 等	
	イ 生涯学習審議会(県単) [H4～] 社会教育委員会(県単) [S37～] 生涯学習に資するための施策とあわせて社会教育も含めた総合的な推進に関する重要事項を調査・審議する。 委 員 数：15 名 委員任期：2 年 開 催 数：年 3 回	699
	ウ 調査研究事業(県単) [H5～] 県域の生涯学習に関する現代的・地域課題について調査研究を行う。	(630)
	エ 課題解決チャレンジ事業(県単) [R3～] 各地域や市町村の抱える様々な現代的・地域課題について、その解決に向けて必要な人材の育成や関係団体との連携・ネットワークの構築等の具体的取組を行い、モデルとなる実践的な活動にチャレンジする。	(2,661)
	オ 地域連携協働事業創出事業(県単) [R3～] 教育事務所や地域で活躍している各事業実施機関(市町村・大学・企業・ベンチャー企業・民間教育事業者等)と交流を図り、ネットワークを構築し、連携事業や協働事業の創出を図る。	(2,087)
	カ 社会教育主事の養成等 (ア) 社会教育主事講習(国事業) 実施主体：国 実施箇所：①国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(年2回、各約20日) ②茨城大学(7月～8月) (イ) 社会教育主事の配置 [S49～] ① 社会教育主事の配置 教育事務所社会教育主事：5人 ② 市町村任用社会教育主事の設置促進	
	キ 生涯学習・社会教育研究協議会 [H2～] 生涯学習・社会教育担当職員等の資質向上を図る。 対 象：市町村生涯学習・社会教育担当職員、県社会教育施設職員、教員籍社会教育主事等 実施期間：3日間 参加人数：100人	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 生涯学習ボランティア育成と活性化	ク 公民館・市民センター等職員研修 [H2～] 市町村公民館等関係職員の資質の向上を図る。 対 象：市町村の公民館、市民センター等職員 実施期間：1日間 参加人数：100人 ケ 社会教育委員研修 [H11～] 社会教育委員の資質の向上を図る。 対 象：市町村社会教育委員 実施期間：2日間 参加人数：200人 コ 図書館等職員研修 [H7～] 図書館利用者へのサービス向上のため、図書館職員等の資質向上を図る。 対 象：市町村立図書館、公民館、大学図書館等職員 実施期間：4月～2月 実施内容：公立図書館長研修会、初任者研修会、ステップアップ研修会、児童サービス研修会、図書修理研修会等 サ 社会教育関係団体補助（県単） [S55～] 社会教育の振興を図るため、各団体に対して助成を行うことで、社会教育関係団体の自主的・自発的活動を推進する。	2,020
	(目的) 県民のボランティアの活動の活性化を図るため、活躍の場の開発やニーズに応じたスキルアップのための研修の機会を提供する。 (内容) ア 茨城県生涯学習ボランティアセンター事業（県単） [H28～] 各生涯学習センターに「茨城県生涯学習ボランティアセンター」を設置し、各地域のボランティア活動の推進を図る。 (ア) 生涯学習ボランティアコーディネーターの配置 業務内容 ボランティアの派遣、情報収集・提供調査・分析及び登録 (イ) 各種研修会等の実施 ①ボランティア養成研修 ②ヤングボランティアを指導する成人の育成研修 ③市町村ボランティアコーディネーターの育成に関する研修等 ④ボランティアコーディネーター連絡協議会(県南のみ) (ウ) 登録証並びに修了証等の交付	(4,605)
	イ ヤングボランティア育成事業 [H14～] 中学生及び義務教育学校7年生以上及び中等教育学校前期課程の在学学生（以下「中学生」という。）、高校生及び中等教育学校後期課程の在学学生（以下「高校生等」という。）を対象にボランティア活動についての基本的な学習の場と機会	(1,197)

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 県民の自主的な学習と学習成果の活用促進	を提供し、学んだ知識・技能を地域で生かせるようにするとともに、地域における中学生、高校生等のボランティア活動の活性化を推進する。 (ア) ヤングボランティア育成研修 対象：中学生及び高校生等 実施内容：ボランティアの心構え、考え方等 実施箇所：各県生涯学習センター (イ) ボランティア実践研修 (ウ) 修了証書の交付 (目的) 県民の学習ニーズの多様化に応じた各種講座や地域課題に応じた学習機会を提供するとともに、その学習成果の活用促進を図る。 (内容) ア 現代的課題対策講座開設事業(県単) [H5～] 県民の学習ニーズに対応した現代的課題対策等に関する学習機会を生涯学習センター等において提供する。 実施箇所：各生涯学習センター等 講 座 数：40 講座程度 内 容：5 分類(社会・教育・福祉・環境・健康、芸術・文化・歴史、産業・技術・科学、国際関係学) イ セカンドキャリア教育事業(県単) [R3～] 中高年の早期リタイアや定年退職後のキャリア、出産・育児後の女性の社会復帰等、転職や復職、起業に関する講座等を開設し、キャリア探しのために様々な職業に対する関心を高める機会や第二の人生における職業を考える機会を提供する。 実施箇所：各生涯学習センター等 講 座 数：15 講座程度 ウ 地域の核となる人材・団体育成事業(県単) [H26～] 現代的・地域課題を解決していくために必要な研修等を実施し、様々な場所で活動できる地域の核となる人材及び団体の育成を図る。 エ 茨城県弘道館アカデミー 県民の学習活動を奨励・支援するため、県・市町村・高等教育機関及び民間教育事業者とのネットワーク化を図り、学習機会の情報を総合的に提供するとともに、学習成果の評価・活用を推進する。 茨城県弘道館アカデミー賞(弘道賞、游藝賞、悠々賞)の授与 オ 生涯学習に関する相談 来所、電話、メール等による学習相談の実施 設置箇所：各県生涯学習センター 相 談 日：休所日(原則月曜日)以外 9:00～21:00	(12, 672) (5, 422) (2, 630)

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 県民の読書活動の推進	カ 生涯学習情報提供システムの運用（県単） [H15～] 生涯学習情報をデータベース化し、生涯学習情報提供ホームページ内において検索システムにより提供する。 情報分野：講座・イベント、施設、講師、団体・グループ ・生涯学習情報提供ホームページの活用（水戸生涯学習センター） (https://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/) (目的) 県民のニーズにあった質の高い効率的なサービスを提供し、市町村立図書館等への支援充実を図るとともに、地域に密着した学習情報や実生活に密着した新たな課題解決のための情報提供に努める。 (内容) ア 読書推進活動の充実 読書週間（10月27日～11月9日）等において、読書推進のための事業を開催し、県民の読書意欲の高揚を図る。 県内読書グループとの連携・交流を密にするとともに、各地域における読書グループの育成・活性化に努める。 ・いばらき読書フェスティバル2021 〔期 日〕 令和3年11月 県立図書館 〔内 容〕 講演会、読書感想文受賞者、読書団体・個人等への感謝状等の表彰、おはなし会、古本フリーマーケット等 イ 読み聞かせ推進事業 県読書をすすめる県民のつどいや読み聞かせコンクール等の実施を通して、読み聞かせ活動を広く県民に普及する。	(1,397)
	ウ 図書館魅力向上推進事業（県単） [H31～] 県立図書館を県民の集まる拠点とするためにカフェ事業者と協働しながら、新たな賑わいを創出するためのイベントの企画や活動を実施し、図書館の魅力向上を図る。 エ 相談業務 県立図書館と市町村立図書館並びに公民館との連携強化及び協力体制の充実を目的とし、県立図書館職員が市町村立図書館等を訪問し業務相談を実施する。 ・図書館運営に関する諸問題について ・市町村立図書館の現状等の情報交換 ・学校図書館支援に係る連携協力 オ 学校図書館への支援 県立図書館と各市町村立図書館等（市町村教育委員会）が連携し、子どもが集う魅力ある学校図書館づくりを支援する。 ・学校図書館の環境づくりに関する支援 ・学校図書パックの貸出 ・ボランティア等、地域人材を活用した教育活動の支援	2,971

7 誰もが安心して学べる教育環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 優秀な人材の育成・確保	(目的) 教員志望者の質の向上を図るため、教員を目指す大学生等が子どもたちとのふれあい等を通して、教員としての必要となる素養を高める。 (内容) ア 教員を目指す大学生等の野外活動実習事業（県単） [H29～] 教員や保育士を目指す大学生等を対象に、子どもとのコミュニケーションや野外活動等のスキルを高めるため、子どもの野外活動等に係る指導・支援を行う機会を提供する。 実施場所：県立青少年教育施設（中央、白浜、さしま） 実施期間：8月から10月（4泊5日） 実施回数：各施設1回以上 対 象：教員や保育士・公認心理師を目指す大学生等 定 員：延べ40～50名名程度（1回につき10名程度）	(295)
(2) 社会教育における人権教育の推進	(目的) 人権問題について正しい理解と深い認識をもった地域社会のリーダーを養成するための学習機会を提供する。 (内容) ア 人権教育指導者の養成（県単） [H9～] 人権教育を推進するための指導者の養成のために、研修会を実施するとともに、人権教育啓発資料を作成・配布し人権教育の一層の推進を図る。 (ア) 人権教育指導者中央研修会 対 象：市町村教育委員会職員、社会教育関係職員等 (イ) 人権教育指導者地区別研修会 実施箇所：県内2地区 対 象：市町村教育委員会職員、社会教育関係職員等 (ウ) 人権教育啓発資料の作成 人権教育の啓発資料を作成・配布することにより、人権教育の一層の推進を図る。 配布対象：市町村教育委員会、公民館、 県立社会教育関係施設、小中学校等 作成部数：33,500部 (エ) 社会教育における人権教育推進体制の充実 人権尊重の教育を基盤とし、各種の学習機会を通して人権問題に対する理解を深めるとともに、地域の実情等に即して人権教育を効果的に推進する。	758

8 生涯学習施設の充実と活用

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 県生涯学習センターの充実	(目的) 県民の学習活動を支援するため、県生涯学習センターの充実を推進する。 (内容) ア 水戸生涯学習センター 施設概要：県内全域を対象とし、生涯学習に関する情報や	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	学習機会の提供、現代的・地域課題を解決するための調査研究、人材や団体の育成及び市町村と大学やNPO等とのネットワークの構築を推進する中核施設 開所年月：平成5年4月（平成25年2月：三の丸庁舎に移転） (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・ 地域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業 ・ 各地域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） (イ) 現代的課題解決 ・ 調査研究事業 ・ 課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題： 困難を抱える子供・若者（ニート、ひきこもり、不登校等）への支援 (ウ) 人材・団体育成 ・ 地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・ 地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・ 生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む） 「ボランティアセンター水戸」の設置運営 ・ ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・ セカンドキャリア教育事業 ・ 現代的課題対策講座 イ 県北生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やNPOとのネットワークの構築等を推進する県北地域の生涯学習の中核施設 開所年月：平成18年8月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・ 域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・ 図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・ 課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題：学校を核とした新しいコミュニティの構築 (ウ) 人材・団体育成 ・ 地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・ 地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・ 生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む）	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	「ボランティアセンター県北」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座 ウ 鹿行生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やNPOとのネットワークの構築等を推進する鹿行地域の生涯学習の中核施設 開所年月：平成9年4月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・域内の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題：ボランティアの活躍による地域づくり支援 (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業（ホームページの運用を含む） 「ボランティアセンター鹿行」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座 エ 県南生涯学習センター 施設概要：県内全域を対象とし、市町村と大学や研究機関との連携やボランティア活動の拡大を図る連携推進機能を有する中核施設 開所年月：平成9年10月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・各地域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業（ホームページの運用を含む） ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題：多世代交流拠点づくりを通じた中心市街地の活性化 (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 公立図書館の整備と充実	(エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業 (ホームページの運用を含む) 「ボランティアセンター県南」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座 オ 県西生涯学習センター 施設概要：生涯学習に関する情報や学習機会の提供、現代的・地域的課題を解決するための人材や団体の育成及び市町村と大学やNPOとのネットワークの構築等を推進する県西地域の生涯学習の中核施設 開所年月：平成6年11月 (ア) 生涯学習に関する情報の収集・整理・提供及び相談 ・各地域の生涯学習情報の収集・整理・提供事業 (ホームページの運用を含む) ・図書情報、資料の収集・提供事業 (イ) 現代的課題解決 ・課題解決チャレンジ事業 チャレンジ課題：外国人の子どもたちの教育支援を通じた多文化共生 (ウ) 人材・団体育成 ・地域の核となる人材・団体育成事業 (エ) 各関係機関との連携協働 ・地域連携協働事業創出事業 (オ) ボランティア育成 ・生涯学習ボランティアセンター事業 (ホームページの運用を含む) 「ボランティアセンター県西」の設置運営 ・ヤングボランティア育成事業 (カ) 生涯学習機会の提供 ・セカンドキャリア教育事業 ・現代的課題対策講座	
	(目的) 県民の読書活動や自主的な学習・調査活動を支援するため、県立図書館のサービス向上に努めるとともに、市町村立図書館の支援に努める。 (内容) ア 県立図書館 施設概要：図書館法及び本県教育の施策に基づき、社会の進展に対応した図書館資料の収集整備と利用環境の工夫・改善、資料の利用促進及び館内外サービス活動の充実・強化を図り、公共図書館並	64,134 うち寄付金 4,077

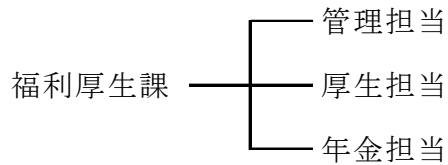
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 青少年教育施設の充実	びに類縁機関と密接な連携を基本として、県民の生活の向上及び文化の発展に寄与する施設 開館年月：平成13年3月（旧館開館年：M37、S31） (ア) 図書資料等の充実 図書資料、逐次刊行物、視聴覚資料の充実のため、計画的な収集整備を図るとともに、利用者の求めに応じた提供ができるように努める。 (イ) 館内サービスの充実 閲覧、貸出、レファレンス等館内サービスの充実・強化に努める。 ・インターネットを活用した各種情報提供機能の充実 ・国立国会図書館データベースのオンライン利用によるレファレンス・サービス、相互貸借等の充実 (ウ) 市町村支援機能の充実 ① 市町村立図書館職員等の資質向上 ・初任者向け研修会の開催 ・市町村立図書館・公民館職員向け研修等の開催 ② 県内市町村立図書館・公民館等との連携 ・県内市町村立図書館に対する相談業務の実施 ・県内市町村立図書館等に対する相互貸借資料及び遠隔地貸出サービス等の搬送の実施 ・県内市町村公民館等に対する団体貸出用図書等の貸出 (エ) 図書館情報ネットワークの運用 県内公共図書館等をインターネットで接続し、全ての図書館等の資料検索が可能なサービスを提供する。 (オ) インターネット予約による遠隔地貸出サービスの充実 市町村立図書館と連携して、県立図書館が所蔵する図書資料の相互貸借及びインターネット予約による遠隔地貸出サービスの充実を図る。 (カ) 読書推進活動の充実 (p. 44 参照) (キ) 普及啓発事業の実施 図書館の施設・設備及び資料を有効活用した事業を展開し、県民への読書活動の普及を図るとともに、幼児期からの利用啓発を促進する。 ・[視聴覚ホール・閲覧室] 講演会、ライブラリーシアター、図書館に泊まろう、子育て支援事業 等 ・[おはなししつ] 児童サービスボランティアによる読み聞かせ 等 ・[会議室] 読み聞かせ研修講座、名作を楽しむ会 等 イ 図書館魅力向上推進事業（県単）【H31～】 (p. 44 参照) (目的) 心身ともに健全で情操豊かな青少年の育成等を図るため、青年の家及び少年自然の家の運営の充実を推進する。	2,971

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 生涯学習施設の整備	(内容) ア 中央青年の家 施設概要：共同生活訓練及び各種の研修を行い、心身ともに健全な青年の育成を図る施設 開所年月：昭和43年4月 (ア) 施設の特徴 体育館、研修室、キャンプファイヤー場、野外炊飯場、体験農場、運動広場、オリエンテーリングコース等 (イ) 主な事業 ・元氣いばらきっ子育成事業 ・教員を目指す大学生等の野外活動実習事業 ・English キャンプ～多言語コミュニケーション～ ・茨城の魅力再発見 お仕事体験ツアー 1泊2日 ・小中交流宿泊体験事業 ・ぬく森まつり イ 白浜少年自然の家 施設概要：共同生活訓練及び各種の研修を行い、心身ともに健全で情操豊かな少年の育成を図る施設 開所年月：昭和54年1月 (ア) 施設の特徴 研修室、創作館、いろりの家、野外炊飯場、ピザ焼き釜、キャンプ場、冒険の森、サイクリングコース、オリエンテーリングコース、ウォークラリーコース、ハイキングコース等 (イ) 主な事業 ・元氣いばらきっ子育成事業 ・教員を目指す大学生等の野外活動実習事業 ・イングリッシュ キャンプ ・家族でつりを楽しもう ・ヤングボランティア研修会 ・白浜フェスティバル ウ さしま少年自然の家 施設概要：共同生活訓練及び各種の研修を行い、心身ともに健全で情操豊かな少年の育成を図る施設 開所年月：昭和57年12月 (ア) 施設の特徴 工作館、プラネタリウム、天体観測室、プレイハウス、グランドゴルフコース、オリエンテーリングコース、キャンプファイヤー場、動物ふれあい広場、野鳥の森 等 (イ) 主な事業 ・元氣いばらきっ子育成事業 ・教員を目指す大学生等の野外活動実習事業 ・イングリッシュ アドバンス キャンプ ・ホテルと星の夕べ ・さしまの森新緑祭 2021 (目的) 社会教育施設において、利用者の利便性向上や安全確保のため	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	必要な改修工事等を実施する。 (内容) ア 施設整備費（県単）[H15～] （ア）整備対象施設（9施設） ・ 県立図書館 : 1 施設 ・ 県生涯学習センター : 5 施設 ・ 県立青少年教育施設 : 3 施設 （イ）実施工事（予定） ・ 県立図書館 吸収冷温水機操作盤更新整備工事 ・ 水戸生涯学習センター 分館屋外配水配管改修工事 ・ 鹿行生涯学習センター エレベーター改修工事 ・ 県西生涯学習センター 給水ポンプユニット更新工事 ・ 中央青年の家 本館屋上防水工事 外	98,059

福利厚生課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 職員及び教職員の福利及び厚生に関すること。
- 2 職員の保健に関すること。
- 3 職員、教職員、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害補償に関すること。
- 4 職員及び教職員の恩給・退職年金等に関すること。
- 5 公立学校共済組合に関すること。
- 6 教職員互助会に関すること。

〔施策の概要〕

1 県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）

教職員の意欲の向上と勤務能率の増進を図り、学校等における活力ある教育活動の一層の展開を図るため、各種健診のほかメンタルヘルスを含めた総合的な健康づくりの支援や生きがいのある充実した生活の実現に向けた生涯生活設計づくりの支援に努める。

2 公立学校共済組合が行う福利厚生事業

組合員とその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、法令の定めるところにより行われる医療・休業・災害等に係る短期給付事業や年金等の長期給付事業のほか、共済組合において自主的に運営できる健康の保持増進等のための福祉事業を実施する。

3 教職員互助会が行う福利厚生事業

教職員の相互共済及び福利増進を図ることを目的に、現職会員とその被扶養者の医療費の給付を中心に給付事業・福祉厚生事業を実施するとともに、退職会員に対しても医療費の給付を中心とする退職医療事業を実施し、会員の生活環境の充実と安定に努める。

〔事業計画〕

1 県が行う福利厚生事業（教職員の生涯生活設計）

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)生涯生活設計づくりの支援	(目的) 生涯生活設計づくりの意識啓発・情報提供などを行い、ライフステージに応じた生涯生活設計確立のための支援を図る。 (内容) ライフプラン講習会の開催（県単） ライフプランの必要性について教職員の理解を深め、自らのライフプラン作成に必要な基礎知識や情報を提供する。 対 象：20 歳以上の教職員及び配偶者 開催回数：年 3 回	50

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)健康づくりの 支援	(目的) 定期健康診断や人間ドックをはじめとした各種健診事業を実施するとともに、心や体の健康管理に関する相談に応ずる体制の整備に努める。 (内容) ア 定期健康診断（県単） 検査項目 〈全職員（30歳未満の会計年度任用職員を除く）〉 胸部X線、身体計測、視力、聴力、血圧、尿、問診、 腹囲、貧血、血中脂質、肝機能、血糖、心電図 〈30歳未満の会計年度任用職員〉 胸部X線、身体計測、視力、聴力（会話法でも可）、 血圧、尿、問診 〈30歳以上の希望者〉 胃部X線、大腸がん（免疫便潜血） 〈40歳の希望者〉 B型・C型肝炎検査 〈1日に4時間以上の情報機器作業を行う者等〉 情報機器作業従事者検診 イ 特定年齢健康診断（県単） 中高年層の有所見率が高くなっていることから、生活習慣病の早期発見のため、項目の充実した健康診断を受診する機会を設け、病気の早期発見、健康維持増進を図る。 対 象：4月1日現在 45歳で教育庁、県立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員 検査項目：身体計測、呼吸器検査、循環器検査、肝機能検査、腎機能検査（尿検査）、消化器検査、超音波検査、糖尿病検査、末梢血液検査、眼科検査、聴力検査、総合診察 ウ 生活習慣病予防検診負担金（県単） 30歳以上の希望する教職員を対象に人間ドックを実施するため、検診料の一部を負担する。 実施主体：公立学校共済組合 実施人数：17,939人 エ メンタルヘルス対策（県単） メンタルヘルスに関する知識を深め、メンタルヘルス不調の未然防止のための適切な対処方法等を習得する。 （ア）メンタルヘルス講演会の開催 対 象：公立小・中学校、県立学校及び教育庁等の管理職 開催回数：年1回	4,536 9,932 224,776 330

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) メンタルヘルス講習会の開催 対象：教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員、教育庁等新任職員 開催回数：年２回 (ウ) メンタルヘルスガイドブック等の配付 対象：公立学校の新任教頭、新任者 オ 教育庁等職員ストレスチェック事業（県単） 労働安全衛生法に基づいて、ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、働きやすい職場づくりを進めることにより、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。 対象：教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員 内容：①ストレスチェックの実施 ②高ストレス者のうち、希望者を対象とした医師による面接指導 ③職場環境の改善を目的とした受検結果の所属所ごとの集計・分析 カ 教職員相談事業（県単） (ア) 教職員ＯＢによる相談 公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員の諸問題に係る相談を実施する。 場所：教職員相談室（県庁舎９階） 日時：月～金（祝日を除く） 午前９時３０分～午後６時 方法：電話、面接、手紙、電子メール (イ) 専門機関等による相談 公立小・中学校、県立学校及び教育庁等に勤務する教職員のメンタルヘルス対策として、心の問題を抱える教職員の支援を行うため、各種の相談窓口を設置する。 ①カウンセラーによる相談 場所：公益財団法人茨城カウンセリングセンター 日時：月～土（祝日を除く） 午前１０時～午後６時 方法：面接（予約制、６０分） ②専門医等による相談 場所：県内の民間医療機関（１４機関） 日時：各医療機関との打合せによる 方法：面接（予約制、３０分）	1,542 2,635

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 充実した生活 のための支援	キ 長期療養職員の職場復帰支援（県単） メンタル疾患等により長期間職場を離れた職員に対し、健康相談、勤務軽減措置等を行い、円滑な職場復帰支援を図る。 対象：教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する職員で、1 カ月以上療養休暇を取得している者で希望する職員又は休職となった職員 (目的) 教職員等の健康の保持、増進及び元気回復を図ることにより、勤労意欲及び勤務効率の向上に資する。 (内容) 教職員等レクリエーション事業 所属所を単位として、球技などの各種レクリエーションを行う。	445
(4) 安定した生活 の実現	(目的) 教職員が安心して仕事に取り組めるよう、生活基盤の安定を図るための支援を行う。 (内容) ア 教職員住宅の管理（県単） 新・茨城県教職員住宅再編計画に基づき、計画的に教職員住宅を廃止する。 内容：水戸地区見和住宅の廃止・解体 イ 公務災害等の補償 公務や通勤中に災害を被った教職員（県費負担）からの公務災害等認定請求について、地方公務員災害補償基金として公務災害等の認定を行う。 ・公務災害：公務中かつ公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害 ・通勤災害：勤務のため住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復している途上で発生した災害 ウ 恩給及び退職年金等給付（県単） 恩給法及び茨城県退職年金条例に基づき、昭和 37 年 11 月 30 日以前に退職した教職員やその遺族に対して恩給や退職年金等の支給を行う。 ・恩 給 等：普通恩給 7 人、扶 助 料 25 人 ・退職年金等：退職年金 6 人、遺族年金 2 人	108,038
		42,003

2 公立学校共済組合が行う福利厚生事業

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 短期給付事業	(目的) 組合員及びその被扶養者の公務によらない病気・負傷・出産・死亡・休業・災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補てん又は軽減するための給付を行う。 (内容) ア 保健給付 組合員又はその被扶養者の病気・負傷・出産・死亡等について給付するもので、主に病気や負傷の医療に対して行われる給付。 種類：療養の給付、家族療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料 イ 休業給付 組合員が病気等により休業し給料が支給されないときに所得の喪失又は減少を補てんするために行われる給付。 種類：傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金 ウ 災害給付 組合員又はその被扶養者の水震火災その他の非常災害による死亡や住居等の損失に対して行われる給付。 種類：弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金 エ 附加給付 各共済組合の財政事情等に応じて、法定給付（保健給付・休業給付）を補うために行われる給付。 種類：一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、傷病手当金附加金	
(2) 長期給付事業	(目的) 組合員が年金の支給開始年齢に達した場合、障害状態あるいは死亡した場合に、組合員やその遺族の生活の安定を図るため、年金等の給付を行う。 (内容) ア 老齢給付 組合員が年金の支給開始年齢に達したときに行われる給付。 種類：老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金 イ 障害給付 組合員である間の病気又は負傷により一定の障害状態となったときに行われる給付。	

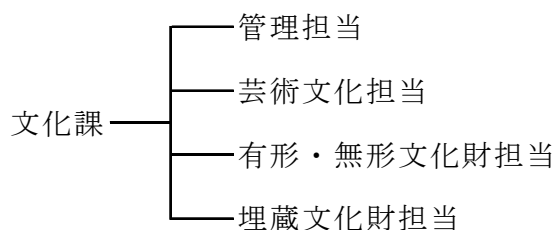
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 福祉事業	種類：障害厚生年金、障害手当金 ウ 遺族給付 組合員又は組合員であった者が死亡したときにその遺族に対して行われる給付。 種類：遺族厚生年金 (目的) 組合員の生活の安定と福祉の向上に資することを目的に健康の保持増進、住宅資金等の貸付け及び宿泊施設の経営を行う。 (内容) ア 厚生事業 組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、元気回復のために人間ドックや芸術鑑賞などの各種事業を行う。 種類：特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、脳ドック、配偶者人間ドック、女性のためのがん検診、リラクゼーション講座、ライフプラン講習会、メンタルヘルスケアサポート事業、メンタルヘルス講演会、水戸宿泊所利用補助（会食、デリバリー、宿泊、婚礼、法事）、契約施設宿泊補助、芸術鑑賞補助、インフルエンザ予防接種補助、ヘルスケアポイントに係るインセンティブ事業 イ 貸付事業 組合員等が、臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行う。 種類：一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け ウ 宿泊事業 組合員の保健、保養又は教養のための宿泊施設を経営し、宿泊・会合・宴会・レクリエーション等の便宜を図り、組合員の福祉の向上と健康の増進を図る。 施設名：ホテルレイクビュー水戸 所在地：水戸市宮町1-6-1 宿泊定員：82名（和洋43室）	

3 教職員互助会が行う福利厚生事業

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)一般事業 (現職会員)	(目的) 教職員が健康で安心して職務に専念できるよう、医療給付を中心とする給付事業、福祉厚生事業及び貸付事業を行う。 (内容) ア 給付事業 (ア) 福利厚生事業 医療費、家族療養費、入院見舞金、出産費、配偶者出産費、傷病手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、人間ドック補給金、配偶者人間ドック、脳ドック補給金、退職予定者総合検診補給金、結婚祝金、就学祝金、育児支援助成、リフレッシュ助成、無給付者記念品、眼鏡等補助 (イ) 退職医療事業 退会一時金 イ 福祉厚生事業 観劇、ゴルフ大会、スポーツ観戦、東京ディズニーリゾート利用補助、茨城空港利用リフレッシュ助成、ライフプラン講習会、悠遊リゾートクラブ（会員割引事業：テーマパーク・宿泊施設・旅行会社商品・観劇・講座・スキースリフト券等） ウ 貸付事業 生活資金貸付金（100万円、200万円） ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員に対して貸付は行わない。	
(2)退職医療事業 (退職会員)	(目的) 退職教職員の医療費の負担軽減を図るため、医療補給金を中心とする給付事業と健康保持増進・生きがいに関する福祉厚生事業を行う。 (内容) ア 給付事業 医療補給金、人間ドック補助、宿泊利用補助、長寿祝金、無給付者記念品代、弔慰金、眼鏡補助、補聴器購入補助、退会一時金 イ 福祉厚生事業 日帰り旅行、観劇、ゴルフ大会、スポーツ観戦、芸術鑑賞補助、悠遊リゾートクラブ（会員割引事業：テーマパーク・宿泊施設・旅行会社商品・観劇・講座・スキースリフト券等）	

文化課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 芸術文化に関すること（学校教育に関するものに限る。）。
- 2 県近代美術館に関すること。
- 3 県陶芸美術館に関すること。
- 4 県立歴史館に関すること。
- 5 県自然博物館に関すること。
- 6 博物館に関すること。
- 7 文化財に関すること。
- 8 埋蔵文化財センターに関すること。
- 9 銃砲刀剣類の登録に関すること。

〔施策の概要〕

1 幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり（プラン：3-2-1）

幼い頃から文化芸術に親しみ身近に感じることができるよう、県立美術館・博物館では子どもたちも楽しめる展示やイベントなどを充実させるとともに、市町村等と連携して文化芸術を鑑賞・体験できる取組を推進する。また、地域の伝統文化を継承し発展させるために、幼い頃から伝統文化を体験する取組を推進する。

2 学校教育における文化芸術活動の充実（プラン：3-2-2）

児童生徒が、優れた文化芸術に触れ、感性や創造性、豊かな心を育むことで、将来、文化芸術の分野のみならず、様々な分野で活躍できるよう、学校において舞台芸術を鑑賞したり、芸術家から指導を受けたりする機会の提供を推進する。また、学校で文化芸術体験活動の充実を図るため、文化芸術活動の指導者の支援と確保や、発表の場の提供を行う。

3 美術館・博物館を活用した文化芸術の振興（プラン：3-2-3）

県立美術館・博物館は、文化芸術活動の拠点及び生涯学習の中核施設の一つとして、多様化する県民ニーズに応える活動を行うとともに、学校との連携強化を図り、子どもたちも楽しめる展示や普及事業にも積極的に取り組む。

4 文化財の保存と活用（プラン：3-3-1）

国指定・県指定文化財の指定や指定文化財を県民に紹介するなど普及・啓発を進めることにより、県内文化財の保存と活用を図る。

5 地域に根ざした伝統文化の継承（プラン：3-4-1）

県内伝承の民俗芸能（無形民俗文化財）を公開し、文化財に対する理解と認識を深めるとともに、保存意識の高揚や後継者の養成等を促進する。また、児童等を対象とした伝統文化の体験活動を行う保持団体を支援し、民俗芸能の担い手の養成や伝統文化に対する普及・啓発を図る。

6 オリンピック・パラリンピック文化プログラムの推進（プラン：3-2-4）

オリンピック・パラリンピックに際して、日本遺産などのすぐれた文化財や伝統芸能などの公開や、県内の美術館・博物館における魅力ある展示により、世界に本県の魅力をアピールする。

7 文化振興施策の総合的な推進（プラン：3-2-5）

茨城県文化振興条例の趣旨を踏まえ、文化振興施策の総合的な推進を図るため、学校をはじめ教育団体や文化団体、市町村が相互に連携、協力しながら、社会全体で文化の振興に取り組む。

〔事業計画〕

1 幼い頃から文化芸術を鑑賞、体験する環境づくり・学校教育における文化芸術活動の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																								
(1) 文化芸術活動を発表する機会等の充実	(目的) 学校における文化芸術活動の充実を図るため、発表の場の提供に取り組むとともに、文化芸術活動の指導者の支援・確保を図る。 (内容) ア 小中学校芸術祭・高等学校総合文化祭の開催(県単) [S41～] (ア) 小中学校芸術祭 <table border="1"> <tr> <th>部門</th><th>期日</th><th>会場</th></tr> <tr> <td>美術展覧会</td><td>11月25日～11月29日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> </table> (イ) 高等学校総合文化祭 <table border="1"> <tr> <th>部門</th><th>期日</th><th>会場</th></tr> <tr> <td>総合開会式</td><td>10月29日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> <tr> <td>美術展覧会(美術・工芸、書道)</td><td>11月5日～11月9日</td><td>ザ・ヒロサワ・シティ会館</td></tr> <tr> <td>美術展覧会(写真)</td><td>11月2日～11月7日</td><td>つくば美術館</td></tr> <tr> <td>音楽会</td><td>10月14日・11月19日</td><td>ひたちなか市文化会館</td></tr> <tr> <td>演劇祭</td><td>11月20日・11月21日</td><td>小美玉市四季文化館</td></tr> </table> (ウ) 全国高等学校総合文化祭への県代表校派遣 派遣期間：7月31日～8月6日 開 催 地：和歌山県 派遣種目：合唱、吹奏楽、美術・工芸、書道、写真ほか イ 学校での文化芸術体験活動協力芸術家の情報提供[H25～] 学校で公演やワークショップなどをしていただける芸術家の情報を収集し、名簿を作成。学校や教育委員会へ教育情報ネットワークにより情報提供し、学校での文化芸術体験活動を活性化させる。	部門	期日	会場	美術展覧会	11月25日～11月29日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	部門	期日	会場	総合開会式	10月29日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	美術展覧会(美術・工芸、書道)	11月5日～11月9日	ザ・ヒロサワ・シティ会館	美術展覧会(写真)	11月2日～11月7日	つくば美術館	音楽会	10月14日・11月19日	ひたちなか市文化会館	演劇祭	11月20日・11月21日	小美玉市四季文化館	7,017
部門	期日	会場																								
美術展覧会	11月25日～11月29日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
部門	期日	会場																								
総合開会式	10月29日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
美術展覧会(美術・工芸、書道)	11月5日～11月9日	ザ・ヒロサワ・シティ会館																								
美術展覧会(写真)	11月2日～11月7日	つくば美術館																								
音楽会	10月14日・11月19日	ひたちなか市文化会館																								
演劇祭	11月20日・11月21日	小美玉市四季文化館																								

2 美術館・博物館を活用した文化芸術の振興

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 近代美術館の運営	(目的) 国内外の優れた作品による展覧会を開催し、鑑賞の機会を提供するとともに、美術普及活動の充実を図る。 (内容) ア 近代美術館の展示事業(県単) [S63～] (ア) 企画展 ①「日本画の150年 明治から現代へ」 4月17日～6月20日 ②「いわさきちひろ展」 7月24日～8月29日 ③「上田薫とリアルな絵画」 10月26日～12月12日 ④「ランス美術館コレクション風景画のはじまり コローから印象派へ」 2月9日～3月27日 (イ) 所蔵作品展 ①第1展示室 「日本の近代美術と茨城の作家たち」 「冬から春へ」 1月23日～4月18日	50,159

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	「春から夏へ」 4月21日～6月6日	
	「夏」 6月22日～9月12日	
	「秋から冬へ」 10月28日～11月28日	
	「冬から春へ」 2月1日～4月17日	
	②第2展示室	
	「木村武山彩色杉戸絵」 3月3日～4月18日	
	「抽象彫刻の魅力 土谷武と堀内正和」 4月21日～6月6日	
	「武井武雄刊本作品」 6月22日～9月12日	
	「こころのおと」 10月28日～11月28日	
	「花と緑へのまなざし」 2月1日～3月6日	
	「木村武山彩色杉戸絵」 3月9日～4月17日	30,869
	イ 近代美術館の美術普及活動（県単）【S63～】	
	（ア）アートフォーラムの運営	
	・パネル、画材等による展示活動	
	・映像、美術図書等による情報提供	
	（イ）学校教育連携事業	
	・美術館セミナーの開催 年3回程度	
	（ウ）美術講演・講座等の開催	
	・美術講演会・美術講座 年4回程度	
	・子どものためのワークショップ 年2回	
	・ミュージアムコンサート 年3回程度	23,972
	（エ）美術館情報交流ネットワーク事業	
	①美術館情報交流ネットワーク拠点機能の整備	
	高精細デジタル映像ソフトによる所蔵品紹介、モバイル機器への情報提供等	
	②学校・各地域の公民館・図書館等への出前イベント「ハロー！ミュージアム」の実施 年間100日程度	
	（オ）協定に基づく茨城大学との連携	
	・インターンシップの受け入れ	
	・館内での美術館アカデミーの開催 年2回程度	
	ウ 美術資料の収集・保存（県単）【S63～】	
	優れた美術作品を収集するとともに、所蔵品の修復・保存等を行う。	
(2)つくば美術館の運営	（目的）	495
	美術普及活動の充実を図るとともに、県南・県西地域で本格的な展覧会を開催できる美術館として展示室の開放を行う。	
	（内容）	
	ア つくば美術館の美術普及活動（県単）【H2～】	
	（ア）美術講演・講座等の開催	
	・土曜講座（美術講座） 年10回程度	
	・美術講演会 年1回程度	
	・ワークショップ 年2回程度	
	・ビデオ鑑賞会 年10回程度	
	（イ）講座室の一般開放	
	・図録ライブラリーの一般利用 通年	
	・子ども向けお絵かきコーナー 通年	
	イ 貸ギャラリー運営	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(3) 天心記念五浦美術館の運営	県民の創造的な美術活動の支援として、展示室を開放する。 (目的) 岡倉天心や五浦の作家たちを顕彰するとともに、日本画を中心とした企画展を開催する。 (内容) ア 天心記念五浦美術館の展示事業（県単） [H9～] (ア) 企画展 ①「現代院展のあゆみー天心記念茨城賞を中心にー」 4月24日～6月6日 ②「筑波大学 日本画 40 年の軌跡」 6月12日～7月18日 ③「ひろがる墨ー五彩に会おう」 7月28日～9月26日 ④「美ー響くーコレクション名品展」 10月3日～11月23日 ⑤「いにしえを描く」 12月4日～2月6日 ⑥「おいでよ！花鳥画の世界」 2月11日～4月17日 (イ) 岡倉天心記念室 岡倉天心の業績を遺品、書簡、写真^ハ 札によって紹介 大観ら五浦の作家たちの作品や資料を紹介 通年 イ 天心記念五浦美術館の美術普及活動（県単） [H9～] (ア) 学校教育連携事業 ・日本画トランクの貸出 随時 ・教師のための美術館セミナー 年1回 (イ) 生涯学習関連事業 ・岡倉天心記念室ガイドツアー 1日3回 ・講演会 年2回 ・ギャラリートーク 年6回程度 ・ミュージアムシアター（映画会） 年11回 ・ミュージアムコンサート 年2回 ・実技講座 年2回 ・リモートワークショップ 年2回 ・子供のための美術館ツアー 年3回 (ウ) 美術情報提供事業 ・講堂の運営「岡倉天心の五浦時代」上映 随時（団体のみ） ・映像ギャラリーの運営 ・美術情報ライブラリーの運営 (エ) 茨城大学との連携 ・館内での実技講座の開催 年1回 ・所蔵資料による調査実習 年2回 ウ 貸ギャラリー運営 県民の創造的な美術活動の支援として、展示室を開放する。	27,439 3,647 500
	エ 天心記念茨城賞（県単） [H7～] 天心記念五浦美術館の開館を記念するとともに、将来を嘱望される作家の育成と日本美術の発展に寄与することを目的として、岡倉天心ゆかりの（公財）日本美術院主催再興日本美術院展覧会（再興院展）に賞を提供する。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(4) 陶芸美術館の運営	(ア) 受賞対象作品 院展に入選した作品のうち、「招待」作家の作品、「奨励賞」受賞作品又は「日本美術院賞」受賞作品 (イ) 受賞作品の選考 選考日：9月1日 院展初日 場 所：院展会場内 (ウ) 賞状及び副賞の授与 賞 状：天心記念茨城賞1点 副 賞：賞金50万円 (目的) 国内外の優れた陶芸美術を鑑賞できる機会を提供するとともに、県内陶芸の芸術性の一層の向上や地域の振興に寄与する。 (内容) ア 陶芸美術館の展示事業（県単） [H12～] (ア) 企画展 ①「オールドノリタケ×若林コレクション」 4月17日～6月27日 ②夏企画テーマ「土イジリ」 7月17日～9月26日 ③開館20周年記念事業「笠間陶芸大賞展」 10月16日～1月16日 ④「北澤美術館名品展 エミール・ガレとドーム」 2月5日～5月8日 (イ) コレクション展・テーマ展 ①第1展示室 「近現代日本陶芸の展開」をテーマとし、明治期から現在までの日本陶芸史について所蔵品を中心に紹介 ②第2展示室 活躍中の陶芸家の作品を、様々なテーマを設けて紹介 笠間焼の歴史や技法を紹介するコーナーも併設 イ 陶芸美術館の美術普及活動（県単） [H12～] (ア) 学校教育連携事業 ・「かさま発見！スタンプラリー」事業 夏休み期間中 ・陶芸ボックスの貸出 随時 (イ) 美術講演会・講座等の開催 ・美術講演会（対談・シンポジウムを含む） 年3回程度 ・ワークショップ 年5回程度 ・ギャラリートーク 年6回程度 ウ 貸ギャラリー運営 県民の多様な芸術活動を支援するため、県民ギャラリーを貸与する。 エ 美術資料の収集（県単） [H12～] 人間国宝・文化勲章受章者等の作品を中心に、優れた美術資料の継続的な購入を進める。	27,788
(5) 陶芸美術館20周年記念事業	(目的) 令和2年度に開館20周年を迎えた陶芸美術館において、記念事業等を開催する。	4,221

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(6) 歴史館の運営	(内容) 陶芸美術館 20 周年記念事業（県単） [H30～] 開館 20 周年記念式典を開催 10 月 15 日 笠間陶芸大賞展を開催 10 月 16 日～1 月 16 日 (目的) 歴史館の管理について効果的・効率的に行うため、地方自治法の規定に基づき指定管理者に運営（H18～）させる。 運営にあたっては、国内外の博物館等の協力を得て魅力ある展覧会を開催するとともに、文書館としての機能の充実を図る。 (内容) 歴史館の管理運営（県単） [S56～] (ア) 歴史館の展示事業 a 特別展 「華麗なる明治－宮廷文化のエッセンス－」 2 月 19 日～4 月 10 日 b 一橋徳川家記念室展示 「一橋徳川家の家臣たち」 4 月 29 日～6 月 6 日 「一橋徳川家の大奥」 10 月 2 日～11 月 14 日 「一橋徳川家のダンディズム」 11 月 27 日～1 月 10 日 「宗敬・幹子の見た 20 世紀の海外」 1 月 29 日～3 月 13 日 c 企画展 ① 「中世佐竹氏の世界－千秋文庫収蔵文書から－」 4 月 29 日～6 月 13 日 ② 「ふえいす－掘り出された顔かたち－」 9 月 18 日～11 月 23 日 ③ 「親鸞を継ぐ－如信をめぐる遺宝－」 12 月 4 日～1 月 30 日 d 特設コーナー展示「渋沢栄一と茨城」 第Ⅰ部 渋沢の原点－水戸藩の幕末寸描－ 4 月 24 日～8 月 31 日 第Ⅱ部 渋沢の飛躍と茨城 9 月 7 日～1 月 30 日 e 体験プログラム 「昔のくらし」 4 月 24 日～8 月 31 日 9 月 7 日～1 月 30 日 f アーカイブズ展 「絵図・地図・アーカイブ図－描かれた茨城の都市と村－」 7 月 15 日～9 月 5 日 (イ) 歴史館の教育普及活動 ・日曜歴史館 年 10 回程度 ・歴史館コンサート 年 1 回程度 ・歴史館探検ツアー（バックヤードツアー） 年 1 回程度 ・歴史探検バスツアー 年 1 回程度 ・いにしへのピアノ演奏体験 年 2 回程度 ・大人の歴史倶楽部 年 5 回程度 ・こどもの歴史くらぶ 年 5 回程度 ・チャレンジ！昔のあそび 年 2 回程度 ・特別展及び企画展での展示解説 会期中 2 回程度 ・アーカイブズ展関連講座 年 1 回程度	30,530 399,518 (34,782) (9,195)

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・史料取扱講座 年1回程度 ・歴史館まつり 6月5日・6日 ・歴史館いちょうまつり 11月 ・茨城大学地域連携講座 年3回程度 ・茨城大学人文社会科学部講座 年13回程度 ・レファレンスへの対応や学習支援活動の実施 随時 (ウ) 歴史資料の収集等 a 歴史資料の収集 文書、考古資料、民俗資料、美術工芸品等の購入・寄託及び寄贈の受入れを積極的に進め、計画的な資料収集に努める。 県庁の行政文書、行政刊行物などのほか、マイクロフィルム撮影による史料の収集を行い、歴史資料として保存・活用に努める。 b 閲覧室の運営 文書・図書類の閲覧業務の充実に努め利用促進を図る。 c 史料叢書等の作成及び刊行 茨城県立歴史館史料叢書、茨城県立歴史館報等の作成及び刊行 d 調査研究活動 史料調査、学術調査を実施する。 (エ) 施設の利用 茶室及び講堂の利用促進を図る。	(27,388)
(7) 歴史館データベース化事業	(目的) 歴史館で歴史資料として収集、保存されている行政文書の既存データベースを充実させ、歴史資料の十分な活用を図る。 (内容) 歴史館データベース化事業（県単）【H31～】 ・行政文書データベースへデータを入力（簿冊約6万点）	18,160
(8) ミュージアムパーク自然博物館の運営	(目的) 国内外の博物館等の協力を得て、魅力ある企画展の開催や資料の充実を図るとともに、体験型の教育普及活動の充実に努める。 (内容) ア ミュージアムパーク自然博物館の展示事業（県単）【H6～】 (ア) 企画展 ①「化石研究所へようこそー古生物学のすすめー」 2月27日～6月13日 ②「毒をもつ生きものたちー生き残りをかけた大作戦！ー」 7月10日～9月20日 ③「こけティッシュ 苔ニューワールド！ ー地球を包むミクロの森ー」 10月16日～2月6日 ④「I NMコレクション展」 2月26日～6月12日 (イ) 常設展 「進化する宇宙」「地球の生いたち」「自然のしくみ」「生命のしくみ」「人間と環境」の5つのテーマについてストーリー性を持たせながら自然界の仕組みを紹介する。	102,448

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	イ ミュージアムパーク自然博物館の教育普及活動 (県単) [H6～] (ア) 学校教育連携事業 ・インストラクターズルームでの学校との相談 随時 (見学のしかた、環境教育や資料の活用について) ・各種資料及びワークシートの提供 随時 ・移動博物館(希望のある学校対象) 年5回程度 ・教育用資料貸出、講師派遣 随時 ・博物館を活用した学習支援プログラムの作成と提供 通年 ・児童生徒の職場体験の受け入れ 随時 ・教員研修の受け入れ 随時 (イ) 生涯学習関連事業 ・インストラクターズルームでの相談 随時 (見学のしかた、環境教育や資料の活用について) ・展示ガイドツアー 随時 ・自然講座・講演会 年7回程度 ・自然観察会(県内各地の自然を探索) 年10回程度 ・学芸員ネイチャーガイド 年84回程度 ・ふれあい野外ガイド 年12回程度 ・サイエンストーク 年6回程度 ・とびだせ!子ども自然教室(小中学生のみ) 年14回程度 ・サンデーサイエンス 毎週日曜日 ・理科自由研究のヒントを見つけよう(小中学生のみ) 年1回程度 ・わくわくディスカバリー 年7回程度 ・ジュニア学芸員の育成(中・高校生を対象) 通年 ・移動博物館(希望のある社会教育施設対象) 年4回程度	3,037
	ウ 博物館資料の収集(県単) [H6～] 動物、植物、地学分野の展示用又は研究用資料の購入による収集と、調査研究活動や寄贈資料受け入れによる収集によって博物館資料の充実を図る。	1,930
	エ 学術的調査研究活動(県単) [H6～] (ア) 総合調査 茨城県の生物相やその変遷、地質などの地学的特性を把握するための資料収集と目録作りを行う。 (イ) 重点研究 茨城県の自然や館活動に関する課題をテーマとした研究を各種機関と連携して実施する。 (ウ) 創造的調査研究 学芸員の専門性を生かした調査研究	4,313

3 文化財の保存と活用

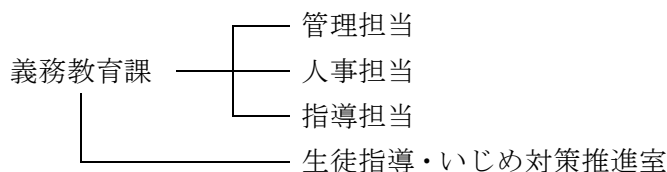
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 国・県指定文化財等への助成	(目的) 国・県指定文化財の適切な保存・管理や活用を推進するとともに、文化財の保存修理等に対して助成することで、文化財保護の充実を図る。 (内容) ア 国指定文化財等の整備 国指定文化財の保存整備、埋蔵文化財の発掘調査及び史跡の公有化などの事業に対する国庫補助の導入を促進する。 イ 文化財等整備費補助事業（県単・国補）【S36～】 (ア) 文化財整備費補助 ・対象団体：国・県指定有形文化財等の所有者等（宗教法人、管理団体、個人及び市町村） ・対象事業：国・県指定の有形文化財の保存修理、史跡等の整備 ・補助件数：国指定 1 件 県指定 6 件 ・補助率：国指定 国庫補助残の 1/3（個人・非営利法人） 県指定 1/2（個人・非営利法人） 1/3（市町村） (イ) 美術工芸品保存修理 本県所有の国指定重要文化財「三昧塚古墳出土品」の保存修理を行う。 ウ 国指定文化財管理費補助（国補）【S32～】 国指定文化財の防火設備の保守点検、建物の小修理費等の事業に対し経費の一部を県が助成する。 ・対象団体：国指定文化財の所有者 ・補助件数：12 件 ・補 助 率：国 1 / 4 県 1 / 4 エ 県指定文化財管理費の補助（県単）【S53～】 県指定文化財である建造物・史跡のうち、現に所有者が居住している民家の建物については、見学者の来訪により生ずる種々の負担を軽減するため、管理費を補助する。 ・補助件数：建造物 9 件 史跡 2 件 計 11 件 ・内 容：報償費を定額補助	28,571 1,014 703

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																																																																																		
(2) 文化財の指定	(目的) 祖先から継承された貴重な文化遺産を保護するため、価値ある文化財を県指定文化財として指定するなど、保護充実に努めるとともに、積極的に公開することで、文化財保護行政の推進を図る。 (内容) ア 文化財保護審議会の開催（県単）【S50～】 文化財保護審議会の答申を受け、市町村指定文化財などのうち価値の高いものを県指定文化財に指定する。 開催回数：年4回 委員人数：13名	1,236																																																																																																																																		
	＜県内における文化財の指定状況（R3.3.31 現在）＞ <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">種 類</th><th colspan="8">有 形 文 化 財</th><th rowspan="2">無形文化財</th><th colspan="2">民俗</th><th colspan="3">記念物</th><th rowspan="2">合 計</th></tr><tr><th>建造物</th><th>絵画</th><th>彫刻</th><th>工芸品</th><th>書跡</th><th>古文書</th><th>考古資料</th><th>歴史資料</th><th>有形民俗</th><th>無形民俗</th><th>史跡</th><th>名勝</th><th>天然記念物</th></tr><tr><td rowspan="3">国指定</td><td>国宝</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr><tr><td>特別</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td></tr><tr><td>重文</td><td>32</td><td>7</td><td>15</td><td>15</td><td></td><td></td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>30</td><td>4</td><td>8</td><td>127</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>32</td><td>7</td><td>15</td><td>17</td><td></td><td></td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>33</td><td>4</td><td>8</td><td>132</td></tr><tr><td colspan="2">県指定</td><td>79</td><td>82</td><td>162</td><td>128</td><td>34</td><td>8</td><td>28</td><td>10</td><td>4</td><td>6</td><td>32</td><td>57</td><td>5</td><td>58</td><td>693</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>111</td><td>89</td><td>177</td><td>145</td><td>34</td><td>8</td><td>33</td><td>13</td><td>8</td><td>7</td><td>35</td><td>90</td><td>9</td><td>66</td><td>825</td></tr></table>	種 類		有 形 文 化 財								無形文化財	民俗		記念物			合 計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物	国指定	国宝				2											2	特別												3			3	重文	32	7	15	15			5	3	4	1	3	30	4	8	127	計		32	7	15	17			5	3	4	1	3	33	4	8	132	県指定		79	82	162	128	34	8	28	10	4	6	32	57	5	58	693	合計		111	89	177	145	34	8	33	13	8	7	35	90	9	66	825	
	種 類			有 形 文 化 財									無形文化財	民俗		記念物			合 計																																																																																																																	
建造物			絵画	彫刻	工芸品	書跡	古文書	考古資料	歴史資料	有形民俗	無形民俗	史跡		名勝	天然記念物																																																																																																																					
国指定	国宝				2											2																																																																																																																				
	特別												3			3																																																																																																																				
	重文	32	7	15	15			5	3	4	1	3	30	4	8	127																																																																																																																				
計		32	7	15	17			5	3	4	1	3	33	4	8	132																																																																																																																				
県指定		79	82	162	128	34	8	28	10	4	6	32	57	5	58	693																																																																																																																				
合計		111	89	177	145	34	8	33	13	8	7	35	90	9	66	825																																																																																																																				
	イ 登録文化財の促進（国登録制度）【H8～】 従来の指定制度の対象とはならないが、重要度の高い文化財を積極的に国登録有形文化財等に登録し、文化財の保護と活用を促進する。 登録有形文化財（建造物）：297 件 登録有形民俗文化財：2 件 登録記念物（遺跡・名勝地）：1 件																																																																																																																																			
	ウ 文化財資料の刊行（県単）【S29～】 「茨城の文化財」（第 60 集）刊行	369																																																																																																																																		
(3) 文化財の保護	(目的) 文化財の保護を円滑に進めるため、調査体制や普及啓発などの充実を図る。 (内容) ア 埋蔵文化財指導員の設置（県単）【S55～】 埋蔵文化財の保護・活用の充実を図るため、各教育事務所に埋蔵文化財指導員を配置し、管内市町村に対して必要な助言支援を行う。 ・配置人数：5 名（各事務所 1 名）	4,980																																																																																																																																		
	イ 文化財保護指導委員の設置（国補）【S51～】 国・県指定の建造物、史跡・名勝・天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地等の現状を把握し、必要な指導・助言を行うため、各教育事務所管内に文化財保護指導委員を配置して、	2,400																																																																																																																																		

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	文化財の保存・管理の充実を図る。 ・配置人数：33名（水戸7、県北5、鹿行5、県南9、県西7） ウ 埋蔵文化財に関する調査（国補）【S52～】 埋蔵文化財包蔵地の保護を図るため、国・県等の行う開発予定地の分布調査（踏査・試掘等）を実施し、事前協議の円滑化に努める。 （※発掘調査は公益財団法人茨城県教育財団が実施） ・分布調査予定日数：表面調査 15 日 試掘調査 100 日 エ 市町村等に対する助言 （ア）市町村文化財専門職員の配置促進 文化財保護行政の充実を図るため、文化財専門職員の配置を促進する。 （イ）市町村文化財保存活用地域計画の策定促進 市町村における文化財の保護・活用のために必要な措置（調査・指定・修理・整備・公開等）を記載した文化財保存活用地域計画の策定を促進する。 （ウ）埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備 開発事業と文化財保護との調整を目的とした市町村における開発関係部局と教育委員会からなる連絡調整会議等の整備を促進する。 （エ）埋蔵文化財調査研修会の実施（県単）【S52～】 市町村の文化財担当職員及び教職員を対象に、埋蔵文化財の調査等に必要な基礎的知識及び技術を修得させ、発掘調査等に対応できる人材を育成する。 ・実施時期：Ⅰ期 7月27日・28日（予定） Ⅱ期 8月4日～6日（予定） Ⅲ期 8月16日・17日（予定） Ⅳ期 8月23日～25日（予定） オ 文化財保存活用セミナーの開催【H12～】 県及び市町村の文化財保護行政担当者をはじめ、文化財に関心のある県民が集い、文化財の保存と活用のあり方について考える。 ・期 日：令和4年1月（予定） ・開催場所：県立歴史館（予定） ・内 容：文化財の保存活用等に係る講演、実践報告及び活動発表等 ・対 象 者：県民及び文化財保護行政関係者 カ 茨城県中世城館跡総合調査事業（国補）【H30～】 県内の中世城館跡について遺構調査及び史料調査を総合的に実施することにより、城館跡の現状を詳細に把握し、その保護と活用を図るための基礎資料を得る。 ・事業内容：城館跡の所在・規模・構造・現状等の遺構調査 古文書・古絵図・地名等の史料調査 調査の成果を取りまとめた報告書の刊行 ・期 間：平成30年度から5か年	13,252 181 2,000

義務教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 市町村立学校（高等学校を除く。以下この項において同じ。）教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 2 市町村立学校教職員の定数に関する事。
- 3 市町村立学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 4 市町村立学校の管理の指導及び助言に関する事。
- 5 市町村立学校の適正配置に関する事。
- 6 市町村立学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
- 7 市町村立学校教職員に係る損害賠償に関する事。
- 8 市町村立学校教職員に係る争訟事務に関する事。
- 9 市町村立学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する事（特別支援教育課及び保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 10 市町村立学校の情報化推進に関する事。
- 11 市町村立学校に係る学校教育の指導及び助言に関する事。
- 12 市町村立学校教職員の現職教育に関する事。
- 13 教科書その他教材に関する事。
- 14 市町村立学校の就学奨励費及び就学援助費に関する事。
- 15 市町村立学校に係る教育研究団体に関する事。
- 16 市町村立学校教職員の職員団体に関する事。
（生徒指導・いじめ対策推進室）
- 17 市町村立学校に係る生徒指導に関する事。
- 18 市町村立学校に係るいじめ対策に関する事。

〔施策の概要〕

- 1 **社会を生き抜く力の育成（プラン：１－１－２）**
学校、家庭、地域等が連携して、児童生徒が読書に親しむ機会を提供し、読書活動推進に努める。
- 2 **就学前教育の充実（プラン：１－３－１）**
幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。
- 3 **豊かな心を育むための道徳教育の充実（プラン：１－４－１～２）**
他人を思いやる心、生命を大切に作る心などの豊かな心を育むため、体験活動、自主的実践的活動を計画的・体系的に推進し道徳教育など心の教育の充実に努める。
- 4 **開かれた学校づくりの推進（プラン：１－６－２）**
保護者や地域住民の意見や要望を的確に学校運営に反映させ、それぞれの地域の特性を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される学校教育の実現に努める。
- 5 **課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進（プラン：２－１－１～４）**

児童生徒一人一人に、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、自ら学ぶ意欲や態度を育成する。

6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進（プラン：2-2-1～2）

外国語によるコミュニケーション能力の向上、国際教育の推進及び多文化共生のための環境づくりなどに努める。

7 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進（プラン：2-3-1）

将来の科学技術を担う「人財」を育成するため、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学への興味・関心を高める取組を展開し、理数教育の充実に努める。

8 郷土教育の充実（プラン：2-4-1）

児童生徒の郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、郷土教育の充実に努める。

9 キャリア教育、職業教育の充実（プラン：2-5-1～2）

児童生徒が、社会の激しい変化や様々な課題に、柔軟に対応し、社会人・職業人として自立できるよう、一人一人の勤労観、職業観の育成に努めるとともに、ものづくり教育の充実に努める。

10 情報活用能力を育てる教育の充実（プラン：2-6-1）

高度情報通信社会に適切に対応できるよう、情報教育の充実に努める。

11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進（プラン：4-1-1）

児童生徒のより良い教育環境を充実させるため、市町村における小・中学校の規模の適正化と適正配置の取組を支援する。

12 信頼・尊敬される教員の育成（プラン：4-2-1～3）

優れた教職員の採用・確保に努めるとともに、長期的展望に立った若手教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。

また、管理職等の組織マネジメント力の強化により教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、教育活動を充実させる。

13 いじめ、暴力行為や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保（プラン：4-4-1～2）

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、確かな児童生徒理解に基づく援助・指導に努めるとともに、各学校や関係機関における教育相談の充実に努める。

また、児童生徒一人一人が自信と誇りをもって学校生活を送ることができるよう、基本的生活習慣や好ましい人間関係を築く力を身に付けさせる指導の充実に努める。

14 多様性を認め合う社会づくり、男女共同参画についての教育の推進（プラン：4-7-1）

児童生徒に対して、人権意識を身に付けさせるとともに、学校における人権教育の推進体制の整備を図る。

15 教職員の適正配置の推進

教職員の適正配置により、学校の活性化及び教職員の勤務意欲の高揚を図る。

16 教科書の採択等

教科用図書選定審議会の意見を踏まえて、採択について指導・助言・援助を行い、公正で適切な教科書の採択及び無償給与の適正事務に努める。

【事業計画】

1 社会を生き抜く力の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 子どもの読書活動の推進	(目的) 児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするとともに、自己を見つめ自らの生き方を考えるよう、読書活動を推進する。 (内容) みんなにすすめたい一冊の本 [H13～] 学校が家庭や地域の協力を得ながら、児童生徒の読書意欲を喚起し、「みんなにすすめたい一冊の本」（図書の紹介本）等を活用した読書活動を推進することで、国語力の向上と心の教育の充実に努める。（※平成30年度から学力向上推進プロジェクト）	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	ト事業の一部として実施) 【小学生対象】 ア 内容 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用した読書活動の推進 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用し、50冊、300冊の本を読んだ児童の表彰 イ 対象 ・小学校、特別支援学校小学部等 4～6年生 【中学生対象】 ア 内容 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用した読書活動の推進 ・「みんなにすすめたい一冊の本」等を活用し、30冊、150冊の本を読んだ生徒の表彰 イ 対象 ・中学校、特別支援学校中学部等 全学年	

2 就学前教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 幼児教育の充実 と小学校教育との連携及び接続	(目的) 幼児教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。 (内容) 各種研修講座（県単・国委嘱）【H4～】 幼稚園等における教育の改善・充実及び教職員の資質の向上を図るため、教職経験に応じた体系的な研修の推進を図る。 (※研修講座については、p. 81 参照)	8,838

3 豊かな心を育むための道徳教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 道徳教育の充実	(目的) 学校の教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う。 (内容) ア 道徳教育推進事業（国委託）【H28～】 道徳教育についての効果的かつ多様な指導方法・評価の在り方等について、教員対象の研究協議会の開催等を通して、小・中学校等の道徳教育の充実を図る。 イ 中学生社会体験事業（県単）（p. 79 参照） ウ みんなにすすめたい一冊の本（p. 72 参照）	2,418 2,969
(2) 体験活動・ボランティア活動の推進	(目的) 社会の仕組みや地域の人々、自然、文化等との関わりを通して、社会の一員としての自覚や規範意識を高めていくことのできる体験活動やボランティア活動の推進に努める。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(内容) ア 中学生社会体験事業（県単） （p. 79 参照） イ さわやかマナーアップ運動の推進 （p. 91 参照）	2, 969

4 開かれた学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 地域に向けた情報発信	(目的) 学校が学校運営の状況等について積極的に情報発信をすることにより、保護者・地域住民等に信頼され、開かれた学校づくりを推進する。 (内容) ア ホームページ等による積極的な情報発信の推進 保護者・地域住民等の学校に対する理解を深めるため、学校における教育活動状況や評価等の積極的な情報発信を推進する。 イ 学校評価の充実 自己評価及び学校関係者評価等の実践事例等の普及を通して、学校評価の充実を図る。	

5 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成	(目的) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得及びそれらを活用する力を育成するため、指導方法の工夫・改善を図るとともに、補充的な学習の場を提供するなど、一人一人に応じた指導を実施する。 (内容) ア 少人数教育充実プラン推進事業（県単・国補） [H14～] (ア) 楽しく学ぶ学級づくり事業 小学校全学年で、少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編制の弾力化等を実施し、基礎学力の定着・向上を図る。 < 1・2年生 > ・全学級 35 人以下学級 < 3～6年生 > ・35 人超 3 学級以上：1 学級増設し担任教諭 1 名を配置 ・35 人超 1・2 学級：各学級に非常勤講師 1 名を配置 (イ) 中学校生活充実支援事業 学力向上及びいじめ等の問題行動や不登校など、生徒指導におけるきめ細かな指導ができるよう、中学校全学年で学級編制の弾力化等を実施し、少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細かな指導を行う。 ・35 人超 3 学級以上：1 学級数増設し担任教諭 1 名及び非常勤講師 1 名を配置 ・35 人超 1・2 学級：各学級に非常勤講師 1 名を配置	1, 376, 490

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	イ 学力向上推進プロジェクト事業（県単）【H20～】 学力調査等の結果を分析・活用して各学校の学習指導の改善を行い、児童生徒の学力向上を図る。 (ア) 授業力ブラッシュアップ研修 ・授業力向上を推進する重点校（中学校ではエリア）を設置し、授業研究会等を実施 重点校(2年次)小学校：6校（国語4校、算数2校） 中学校：3校（国語1校、数学2校） 重点校(1年次)小学校：3校（国語1校、算数2校） 中学校：4校（国語2校、数学2校） (イ) 各市町村、各学校での取組の推進 ・各学校における学校改善プランの策定・実施 (ウ) 県教育委員会ホームページ等での各種情報の配信 ・成果の見られた取組事例の提供 (エ) 授業名人による授業実践動画の作成・配信 ・全国学力・学習状況調査から明らかになった課題を改善するための授業動画の提供 ウ 小・中学校等教育課程研究協議会（県単）【H14～】 小・中学校等における指導及び評価上の諸課題について研究協議し、各教科等の指導の改善・充実を図る。 エ 小中学校における遠隔教育実証研究事業（県単）【R2～】 高度な専門性や優れた指導力をもつ人材を活用した遠隔授業を実施することで、質の高い教育を実現し、児童生徒の学力向上を図る。 (ア) 優れた指導力をもつ教員による遠隔授業（エリア型） ○対象 県内2市町村内の小中学校等 ○内容 ・1つの配信校とエリア内の複数の学校を遠隔システムで接続 ・小学校、中学校において、それぞれ1教科で実施 ・複数校への同時配信や受信校同士をつなぐ遠隔合同授業も可 ・配信校と受信校のユニットをつくり、ユニットごとに順次実施 ・授業公開の実施 (イ) 高度な専門性をもつ人材による遠隔授業（ピンポイント型） ○対象 英語科：小中学校等10校 （配信校5校、受信校5校） プログラミング：小学校1校、中学校2校 ○内容 英語科 ・1つの配信校と1つの受信校を遠隔システムで接続 ・ネイティブ・スピーカーや英語力の優れた日本人を配信校に配置	8,264 9,615

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・ 中学校の受信校において習熟度別の少人数指導を行い、発展的な学習をするクラスの生徒に遠隔授業を実施 ・ 授業公開の実施 プログラミング ・ 施設（大学、民間企業等）と1つの受信校を遠隔システムで接続 ・ 大学教員や民間企業の社員等を受信校の非常勤講師として任用 ・ 中学校の受信校において習熟度別の少人数指導を行い、発展的な学習をするクラスの生徒に遠隔授業を実施 ・ 授業公開の実施	
(2) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成	(目的) 自ら学ぶ意欲や態度を育成するため、校内研修を通して指導方法の改善・充実を図るとともに、児童生徒の興味・関心を高める教材等を作成する。 (内容) 学力向上推進プロジェクト事業（県単）【H20～】 （p. 75 参照）	8,264
(3) 言語活動の充実	(目的) 教育活動全体を通じて、国語科で培った記録・要約・説明・論述などの活動を推進し、発達の段階に応じた指導を通して言語活動の充実に努める。 (内容) ア 学力向上推進プロジェクト事業（県単）【H20～】 （p. 75 参照） イ 小・中学校等教育課程研究協議会（県単）【H14～】 （p. 75 参照） ウ みんなにすすめたい一冊の本【H13～】 （p. 72 参照）	8,264
(4) 環境教育の充実	(目的) 児童生徒の環境への理解を深め、SDGsの視点に立った環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度を育成するため、学校における環境教育を充実させる。 (内容) インターネット等を活用し、各学校の実践事例を共有するとともに、教員の研修を充実させ、環境教育の推進に資する。	

6 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 外国語に依る実践的なコミュニケーション能力の向上	(目的) 国際県・茨城を担う人財を育成するため、小中高等学校それぞれの段階で児童生徒の発達段階に即した外国語によるコミュニケーション能力を育む。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 国際教育の推進 のための環境づくり	(内容) ア 英語コミュニケーション能力育成事業（県単） [H11～] (ア) 英語プレゼンテーションフォーラム [R3～] 英語コミュニケーション能力を高めるため、英語プレゼンテーションフォーラムを開催する。 ・ 地区大会（県内5会場）：7～8月（中学生のみ） ・ 県大会：8月19日（木）（中学生、高校生） (イ) 中学校英語弁論大会（県単） [S23～] （高円宮杯全日本英語弁論大会茨城県大会） 生徒が自分の考えを英語で発表する場を提供し、本県英語教育の振興を図るとともに、高円宮杯全日本英語弁論大会関東地区予選大会に出場する代表生徒を選考する。 ・ 期日：10月4日（月） ・ 対象：中学校1年生～3年生	2,765
	イ 中学生の英語発信力向上事業（県単） [R2～] 中学校の授業を改善し、生徒の英語4技能を総合的に育成することで、英語で発信する力を強化し、グローバル人材の育成を図る。 (ア) 英語アセスメントテスト ・ 対象：全公立中学校2年生 ・ 内容：アセスメントテストを活用して、生徒の学びを可視化し、自己調整学習への活用と授業の改善を図る。 (イ) 授業力アップサポート訪問指導 ・ 対象：英語の教員免許をもつ指導主事がない市町村のうち授業改善に重点的に取り組む3市町村程度 ・ 内容：県指導主事等による、授業改善のための訪問指導を行う（年3回）。	44,854
	ウ 次世代グローバルリーダー育成事業（県単） [H30～] グローバル社会で活躍できる「人材」を育成するため、英語の学習意欲・能力の高い中高生を対象に、インターネットを活用したトップレベルの英会話学習、集合研修会、海外大学留学生との交流プログラム等を提供する（2年間受講するプログラム）。 ・ 対象：県内の中学生・高校生 ・ 内容：オンライン英会話の実施、世界の第一線で活躍する人材との交流、イングリッシュキャンプの実施、ワールドスカルズカップ等への参加等	56,913
	(目的) グローバル化の進展に伴う、多国籍化・多言語化における共生社会を形成する一員として、将来、経済的・社会的に自立し、本県と母国の架け橋となるグローバル人材の育成を図る。	

9 キャリア教育、職業教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) キャリア教育の充実	(目的) 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の推進を図る。 (内容) 中学生社会体験事業（県単） [H12～] 学校教育の一環として、中学生が地域の協力を得て、中学校3年間で複数の職場若しくは3日間以上の職場体験を通して、他人との関わりや思いやり、社会のルール等を学び、生きる力を育成する。 ・内容：職場体験活動、勤労生産活動、伝統工芸創作活動等 ・時期：概ね5月～3月 ・「職場体験活動 TRIAL HANDBOOK」の作成・配付	679
(2) ものづくりを担う人づくりの推進	(目的) 児童生徒のものづくりに対する興味・関心を高めるとともに、実践的・体験的な学習を通して、将来のいばらきを担う人財を育成する。 (内容) いばらきものづくり教育フェア開催事業（県単） ・開催日：未定 ・会 場：未定 ・内 容：作品コンクール、コンテスト等 ・対 象：中学生 (作品コンクールのみ中学生及び小学5、6年生)	2,290
		(1)、(2)の 予算額計 2,969

10 情報活用能力を育てる教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 情報活用能力を育てる教育の充実	(目的) ICTを効果的に活用した、各教科等における「分かりやすい授業」を目指し、学習指導の改善に努めるとともに、児童生徒一人一人の情報活用能力の育成を図る。 (内容) ア コンピュータ等を活用した教育の推進 学校における教育用コンピュータ、A I ツール等のソフトウェア、電子黒板等の整備を促進し、コンピュータ等を活用した教育の一層の推進を図る。 イ 情報モラル、情報セキュリティ教育の充実 各教科等の授業を通して、児童生徒の情報モラルを育成するとともに、情報セキュリティに関する知識や技能の向上を図る。	

11 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 市町村立小・中学校等の適正規模・適正配置の推進	(目的) 児童生徒のより良い教育環境を充実させる観点から、小中学校等の適正規模化を目指して新たな学校づくりに取り組む市町村を支援する。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(内容) 新しい学校づくり支援事業（県単） [H21～] 学校統合前後の円滑な学校運営やきめ細かな指導を充実するための教職員の加配及び遠距離通学対策に要する経費の補助を行う。 ・教員の加配 1 名（統合前後の 2 年間） ・遠距離通学対策事業への支援 スクールバス購入費：市町村実負担分の 1/2 補助 スクールバス運行費等：市町村実負担分の 2/3 又は 1/2 補助	1,518

12 信頼・尊敬される教員の育成

事 項 名	事 業 の 概 要			予算額(千円)	
(1)教職員の資質能力の向上	(目的) 長期的展望に立った若手教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。 また、管理職の組織マネジメント力の強化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、教育活動を充実させる。				
	(内容) ア 教員研修講座等の実施 一貫性、系統性、発展性のある研修内容とし、研修講座相互の関連性を踏まえた効果的な研修体制を整備するとともに自主的研修・研究を奨励し、教員の資質の向上を図る。				
	教育研修センターにおける主な研修（小・中・高・特）				
	研修・講座名			予定人数	
	基本研修	若手教員研修	初任者	895	
			2 年次	819	
			3 年次	707	
		新採研修	養護教諭	39	
			栄養教諭	4	
		中堅教諭等〔前期〕 資質向上研修		841	
		中堅教諭等〔後期〕 資質向上研修		541	
		ベテラン教員研修		414	
	専門研修	教科	推薦	産業教育研修講座等	105
			希望研修	「データ」を活用・分析する力を育む算数・数学授業力向上研修講座等	1,012
		教職	推薦・悉皆	いじめ対応研修講座等	1,641
			希望研修	道徳教育研修講座等	1,578
		職務	推薦・悉皆	新任校長研修講座等	1,782
			特別研修	長期研修	3 か月、 6 か月
	指導改善研修				
	イ 事務職員研修（市町村立学校）				
	研修・講座名			予定人数	
新採研修			30		
基礎研修（10・11 年次）			32		
新任係長研修			8		
学校事務の共同実施事務長研修会			100		
学校事務の共同実施研修会			100		

事 項 名	事 業 の 概 要		予算額(千円)
	ウ 中央研修講座等（独立行政法人教職員支援機構）		
	研修・講座名	対 象	予定人数
	校長研修	小・中・県立	4
	副校長・教頭等研修	幼・小・中・県立・指導主事	10
	中堅教員研修	小・中・県立	15
	次世代リーダー育成研修	小・中・県立	5
	4～8年目教員育成研修	小・中・県立	2
	事務職員研修	事務職員	8
	学校組織マネジメント研修	小・中・県立・指導主事	6
	カリキュラムマネジメント開発研修	指導主事	6
	生徒指導基幹研修	小・中・県立	2
	教育相談基幹研修	小・中・県立・指導主事	2
	いじめ問題理解基幹研修	小・中・県立・指導主事	5
	幼児教育専門研修	幼・指導主事	5
	道徳教育推進研修	小・中・県立・指導主事	5
	人権教育推進研修	小・中・指導主事	2
	外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	小・中・指導主事	1
	小学校における外国語教育指導者養成研修	小・指導主事	2
	学校教育の情報化指導者養成研修	小・中・県立・指導主事	5
	キャリア教育指導者養成研修	小・中・県立・指導主事	1
	エ 幼稚園教員等研修		
	研修・講座名	予定人数	
	新規採用教員研修（幼児教育）	100	
	中堅教諭等〔前期〕資質向上研修（幼児教育）	50	
	中堅教諭等〔後期〕資質向上研修（幼児教育）	20	
	保育技術専門研修	100	
	園長等専門研修	100	
幼児教育教育課程研究協議会	150		
オ 校内研修の充実			
学校の実態を踏まえ、研修内容に今日的な研究課題を設け、 教員一人一人の研究意欲を高め、校内における研修の充実、推 進を図る。			
カ 学校訪問指導等の実施			
（ア）研究推進校等訪問			
県及び文部科学省等の研究推進校、研究協力校、研究推 進地域等に対し、指定された領域・分野等に係る実践研究 について指導・助言を行う。			
（イ）計画・要請訪問等への指導・助言			
教育事務所及び県教育研修センターが実施する小中学校 等の訪問指導に対する助言・指導を行う。			

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																							
	キ 大学院・内地留学等の派遣 <table><tr><th rowspan="2">派 遣 先</th><th colspan="5">派 遣 人 数 (人)</th></tr><tr><th>小学校</th><th>中学校</th><th>義務教育学校</th><th>県立学校等</th><th>計</th></tr><tr><td>茨城大学大学院</td><td>4</td><td>6</td><td>0</td><td>1</td><td>11</td></tr><tr><td>筑波大学大学院</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>上越教育大学大学院</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>茨城大学特別支援教育専攻科</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>県研修センター</td><td>11</td><td>11</td><td>0</td><td>1</td><td>23</td></tr><tr><td>茨城大学</td><td>19</td><td>15</td><td>0</td><td>0</td><td>34</td></tr><tr><td>筑波大学</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>14</td></tr></table> ※大学院の2年次派遣者は除く ク 学校と企業との交流推進事業（企業等長期社会体験研修派遣） 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を長期間、企業等に派遣し、視野の拡大を図るとともに、対人関係能力や指導力の向上、経営管理能力の育成等を図る。 【派遣者数（予定）】 <table><tr><th>区分</th><th>教職経験</th><th>研修期間</th><th>対象</th><th>人数</th></tr><tr><td rowspan="3">教員</td><td>4年以上（46歳以下）</td><td>1か年</td><td>特別支援学校</td><td>2</td></tr><tr><td>4年以上（46歳以下）</td><td>1か年</td><td>高等学校</td><td>1</td></tr><tr><td>4年以上（46歳以下）</td><td>1か年</td><td>中学校</td><td>1</td></tr></table> ケ 他県との人事交流（福井県）【H23～】 福井県と小中学校教員の相互交流を行い、現地の小中学校における教育実践を研究させることにより、教員の視野を広め、意識改革と資質の向上を図る。 （ア）派遣者 公立小学校教諭、中学校教諭 各1名 （イ）受入者 福井県公立学校教諭 1名 （ウ）派遣及び受入期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 コ 国立教育政策研究所実務研修生の派遣【R3～】 国立教育政策研究所における教育政策に関する実務を経験することにより、教職員に必要な広い見識と高い事務処理能力の育成を図る。 （ア）派遣者 公立小中学校 教諭 1名 （イ）派遣期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 サ 司書教諭の養成 教員が司書教諭講習を受講する機会を提供し、司書教諭を計画的に養成することで、校内の指導体制の充実を図る。 （ア）実施期間 令和元～3年度 （イ）受講人数 約50名 （ウ）講習実施大学 筑波大学 シ 優秀教職員（組織・個人）の表彰 学習指導や生徒指導等の教育分野のうち、特定の分野で創意あふれる指導を実践し、顕著な指導効果を上げ、他の教職員	派 遣 先	派 遣 人 数 (人)					小学校	中学校	義務教育学校	県立学校等	計	茨城大学大学院	4	6	0	1	11	筑波大学大学院	0	0	0	2	2	上越教育大学大学院	0	0	0	0	0	茨城大学特別支援教育専攻科	0	1	0	0	1	県研修センター	11	11	0	1	23	茨城大学	19	15	0	0	34	筑波大学	5	3	2	4	14	区分	教職経験	研修期間	対象	人数	教員	4年以上（46歳以下）	1か年	特別支援学校	2	4年以上（46歳以下）	1か年	高等学校	1	4年以上（46歳以下）	1か年	中学校	1	
	派 遣 先		派 遣 人 数 (人)																																																																						
		小学校	中学校	義務教育学校	県立学校等	計																																																																			
	茨城大学大学院	4	6	0	1	11																																																																			
	筑波大学大学院	0	0	0	2	2																																																																			
	上越教育大学大学院	0	0	0	0	0																																																																			
	茨城大学特別支援教育専攻科	0	1	0	0	1																																																																			
	県研修センター	11	11	0	1	23																																																																			
	茨城大学	19	15	0	0	34																																																																			
	筑波大学	5	3	2	4	14																																																																			
	区分	教職経験	研修期間	対象	人数																																																																				
	教員	4年以上（46歳以下）	1か年	特別支援学校	2																																																																				
		4年以上（46歳以下）	1か年	高等学校	1																																																																				
		4年以上（46歳以下）	1か年	中学校	1																																																																				

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																		
	の模範となる教職員（組織・個人）を表彰し、その功績を讃えるとともに、当該優秀教職員の適切な活用を図ることにより、教職員全体の意欲の高揚及び資質の向上に努める。 【R 2 表彰者数・組織数】																																			
	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">ティーチャー オブ ティーチャーズ</th><th colspan="2">文科大臣表彰</th></tr><tr><th>組織</th><th>個人</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>小学校</td><td>1</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>中学校</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>高等学校(中等)</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5</td><td>2</td><td>22</td></tr></table>	区 分	ティーチャー オブ ティーチャーズ	文科大臣表彰		組織	個人	幼稚園	0	0	0	小学校	1	0	9	中学校	2	0	3	義務教育学校	0	1	0	高等学校(中等)	1	1	7	特別支援学校	1	0	3	合 計	5	2	22	
	区 分			ティーチャー オブ ティーチャーズ	文科大臣表彰																															
		組織	個人																																	
	幼稚園	0	0	0																																
	小学校	1	0	9																																
	中学校	2	0	3																																
	義務教育学校	0	1	0																																
	高等学校(中等)	1	1	7																																
	特別支援学校	1	0	3																																
合 計	5	2	22																																	
(2) 優秀な人材の 育成・確保	(目的) 計画的な採用や選考試験の工夫改善等により、優れた教職員の確保に努める。 (内容) ア 教員採用の改善 選考試験を改善し、教育に対する熱い情熱、専門性、人間性を兼ね備えた優秀な教員を確保するとともに、大学等において、説明会や講義を実施し、教職を目指す者の増加や資質の向上を図る。 (ア) 選考試験の改善 ・採用時の年齢上限撤廃 ・第2次試験における小学校実技試験の廃止 ・中学校教諭受験者の小学校教諭併願の実施 ・高等学校教諭受験者の中高一貫校教諭併願の実施 ・社会人特別選考の資格要件の緩和 ・2期募集の実施 ・実技試験・個人面談・集団討論の実施 ・民間人の面接員起用 等 (イ) 大学における説明会等の実施 ・R 2 年度実施状況 講 義：3 大学 説明会：31 大学 イ いばらき教員養成推進事業（県単） [H26～] （p.100 参照）																																			
(3) 教職員のサポ- ト体制の充実	(目的) 校務運営の効率化等の促進により、教員が子どもと向き合う時間を拡充し、教育活動の充実を図る。 (内容) ア 校務運営の効率化等の促進に向けた取組 教員が行う事務的な業務の効率化等、校務運営の改善に向け、市町村教育委員会や関係団体、学校と連携・協力して取組を推進する。 ・管理職及び事務職員を対象とした研修においてマネジメント力向上研修の実施 ・校務の電子化による事務等の効率化の促進 ・モデル地区における実践研究																																			

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 多様化・複雑化する不安や悩みに対応できる教育相談体制の充実・強化	(イ) カウンセリングアドバイザーの派遣 ・対象：小・中学校等 (ウ) スクールカウンセラーの派遣 ・対象：小・中学校等（事件・事故対応） (エ) いじめ対応専門家等連携事業 ・スクールカウンセラー等のいじめ対応の資質向上研修 (オ) 不登校児童生徒支援教員の措置 ・対象：中学校等 ウ 学級改善支援事業（国補） [H12～] 「学級がうまく機能しない状況」の兆候や問題の深刻化が懸念される学級に経験豊かな退職教員等を非常勤講師として措置し、学級運営の改善を図る。	19,746
	(目的) 児童生徒一人一人の実態に応じて適切に支援を行うため、各学校や関係機関における教育相談の充実を図る。 (内容) ア 教育相談体制整備事業（国補） [H7～] 児童生徒の学習や学校生活に関する悩みや不安の解消、問題行動等の未然防止と解消を図るため、相談活動を実施する。 (ア) 生徒指導等に関する相談 ・場 所：各教育事務所（5箇所） ・配置相談員：各教育事務所2名（計10名） ・相談方法：面接、電話 ・相 談 日：毎週月～金 (イ) 教育事務所への医師の配置と相談の実施 ・場 所：各教育事務所（5箇所） ・相談回数：年12回（上限） ・相談方法：面接 (ウ) 不登校対策連絡協議会の開催 (エ) スクールソーシャルワーカー派遣 ・対 象：小・中学校等 ・派遣人数：25名（社会福祉士、精神保健福祉士等） ・スーパーバイザーの派遣：ソーシャルワーカー派遣校等へ必要に応じて派遣 (オ) 保護者対象の啓発資料（リーフレット）の作成・配付 (カ) 教育支援センター（適応指導教室）ネットワーク会議の開催 ・対象：教育支援センター（適応指導教室）の指導員、関係機関の職員等	24,329
	イ 子どもホットライン（国補） [H11～] 子どもたちが悩みや不安をいつでも気軽に話せるように、「子どもホットライン」を開設し、24時間体制で電話等による相談を行う。 ・相 談 日：毎日 ・相談方法：電話、メール、FAX	46,630

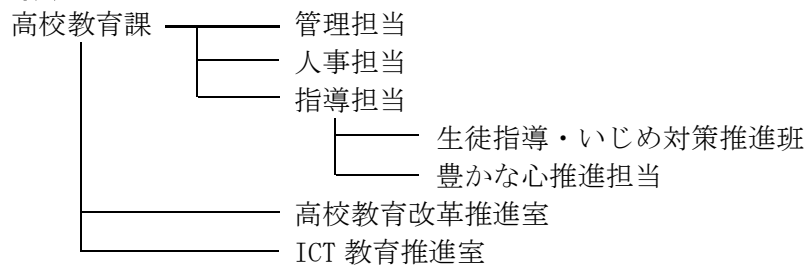
事 項 名	事 業 の 概 要				予算額(千円)	
	イ 教職員の異動状況			※退職は R2 末		
	(ア) 市町村立学校教職員の異動状況			(R3 当初)		
	区 分		小学校	中学校		計
	退 職		547 (84)	244 (27)		791 (111)
	配置換	異教委	577	370		947
		同教委	515	349		864
		計	1,092	719		1,811
	昇 任		215	96		311
	新 採		433	331		764
	その他		39	15		54
	計		2,326	1,405		3,731
	注) 「退職」の欄の () は、勸奨退職者で内数					
	「その他」の欄は、休職、復職等の数					
	(イ) 管理職の異動状況					
	区 分		R2 年度	R3 年度		
	校長の退職		154	154		
副校長の退職		12	6			
教頭の退職		43	50			
校長への昇任		157	143			
教頭への昇任		218	195			
副校長への昇任		22	18			
校長の配置換		143	125			
教頭の配置換		108	137			
注) 事務局等からの採用者を含む(再任を除く。))。						
教頭の配置換には副校長を含む。						

16 教科書の採択等

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教科用図書の採 択及び給与	(目的) 教科用図書の採択の公正化及び給与の事務処理の円滑化を図る。 (内容) ア 茨城県教科用図書選定審議会の開催 ・審議委員：20 人 ・開催回数：年 2 回 ・内 容：採択権者（市町村教育委員会等）への助言等 イ 教科用図書の無償給与 小・中学校（特別支援学校小・中学部を含む。）に在学する全児童生徒及び就学猶予児童生徒のうち教科書の給与を希望し学習可能な者に対し、教科用図書を無償給与する。	429

高校教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員並びに県立特別支援学校の事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員（以下「県立高等学校教職員等」という。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 2 県立高等学校教職員等の定数に関すること。
- 3 県立高等学校教職員等の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 4 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の管理及び運営に関すること。
- 5 県立高等学校教職員等に係る損害賠償に関すること。
- 6 県立高等学校教職員等に係る争訟事務に関すること。
- 7 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関すること（保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 8 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る学校教育の指導及び助言に関すること。
- 9 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の現職教育に関すること。
- 10 県立高等学校進学学力検査並びに県立中学校及び県立中等教育学校の進学適性検査に関すること。
- 11 教科書その他教材に関すること（義務教育課の所管に係るものを除く。）。
- 12 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校に係る教育研究団体に関すること。
- 13 県教育研修センターに関すること。
- 14 県奨学資金に関すること。
- 15 県立高等学校教職員等の職員団体に関すること。
- 16 市町村立高等学校に関すること。
- 17 豊かな心の育成に係る調整及び推進に関すること。

（高校教育改革推進室）

- 18 県立高等学校、県立中学校及び県立中等教育学校の適正配置、魅力ある学校・学科の在り方に関すること。
- 19 県立高等学校、県立中学校及び県立中等教育学校の設置、廃止、名称変更等に関すること。
- 20 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の入学者選抜に関すること。

（ICT 教育推進室）

- 21 教育情報ネットワークに関すること。
- 22 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の情報化推進に関すること。

〔施策の概要〕

1 豊かな心を育むための道德教育の推進（プラン：1－4－1）

生徒の心に響く道德教育の充実を図るとともに、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動を通して、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さ、生命を大切にする心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心や自己抑制力、責任感、他者との共生などの豊かな心を育む教育の充実を図る。

2 開かれた学校づくりの推進（プラン：1－6－1～2）

保護者や地域住民の意見や要望を的確に学校運営に反映させ、それぞれの地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される学校教育の実現に努める。

3 青少年の健全育成、情報モラル・情報リテラシーの向上（プラン：1－7－1～2）

幼児・児童・生徒の豊かな心を育むため、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図る。

4 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進（プラン：2－1－1～4）

言語活動の充実及び生徒の主体的・協働的な学びを促す指導方法の改善を図り、生徒が習得した基礎的・基本的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育成する。

5 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進（プラン：2－2－1～2）

生徒に国際社会に生きる態度や能力を身に付けさせることができるよう、外国語指導助手の配置や言語活動の充実により、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際教育の推進と多文化共生のための環境作りを行う。

6 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進（プラン：2－3－1）

最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、将来科学者・研究者になろうとする人材の育成を図る。

7 キャリア教育、職業教育の充実（プラン：2－5－1～2）

生徒の勤労観や職業観を育てるため、高等学校におけるキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップやデュアルシステム等の企業実習を推進する。併せて、職業教育を充実させる。

8 情報活用能力を育てる教育の充実、ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり（プラン：2－6－1、4－3－1～2）

教員の情報教育・ICT活用指導力を向上させ、生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、校務の情報化等の「教育の情報化」等を推進するため、教育情報ネットワークを中心とした県立学校のICT環境の整備を進める。

9 政治的教養教育の推進（プラン：2－7－1）

選挙権年齢が引き下げられたことを踏まえ、教員研修や県議会傍聴の推進により、政治的教養を育む教育の充実を図る。

10 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進（プラン：4－1－2）

生徒の減少に対応した高等学校の規模の適正化と適正配置に努めるとともに、社会の変化や生徒の多様化に対応した特色ある学校づくりに努める。

11 信頼・尊敬される教員の育成（プラン：4－2－1～4）

教職員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識など、教職員の資質の向上を図るため、長期的展望に立って、教員研修の充実や校内研修の推進・充実を図る。

12 いじめ、暴力行為や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保（プラン：4－4－1～2）

生徒の規範意識の高揚や社会性の育成及び問題行動等の未然防止・早期解決に向け、生徒指導教員の加配や生徒指導相談員、スクールカウンセラーの配置・派遣等により、校内における生徒指導体制と教育相談体制の改善充実を図る。

13 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保（プラン：4－6－1）

県内に居住する者の子弟で、高校や大学等に在学する生徒・学生のうち、経済的理由で修学が困難な者に対し、有為な人材の育成や教育を受ける機会を保障するため無利子で奨学金を貸与する。

14 教育を推進するための行政運営（プラン：4－8－1）

学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。

15 教職員の適正配置の推進

学校間の教員構成の不均衡を是正することにより、学校の教育活動の活性化を目指す。

16 指導・助言の充実

県立高等学校等に対して、計画訪問、研究指定校等訪問を行い、教育課程実施上の課題や学習指導、生徒指導等に関する課題の解決に向けて、指導・助言を行う。

17 教科書の採択等

教科用図書選定審議会の意見を聞いて、採択について指導・助言・援助を行い、公正で適切な教科書の採択に努める。

18 高等学校等入学者選抜方法の改善

県立高等学校等入学者選抜方法協議会の検討結果を踏まえ、入学者選抜方法の改善等を図るとともに、国や他県の動向に対応した入試制度について調査研究をする。

〔事業計画〕

1 豊かな心を育むための道德教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 道德教育の充実	(目的) 高等学校での「道德」及び「道德プラス」の授業の実施に伴い、学校の指導体制と教員研修の充実を図る。 (内容) いばらき版高等学校「道德」教育推進事業（県単）[H22～] ・「道德教育推進委員会」の開催 ・「道德」・「道德プラス」の推進 ・豊かな心育成コーディネーター研究協議会の開催 ・「道德」及び「道德プラス」の公開授業の促進 ・「道德」の授業におけるゲストティーチャーの活用	1,013
(2) ボランティア活動の推進	(目的) 他者、社会、自然・環境との関わりの中で、これらと共に生きる自分の役割を自覚し、人間としての在り方生き方についての自覚を深めることで、自己を生かす能力を養う。 (内容) 大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や就業体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を推進するとともに、体験したことを、自己と対話しながら、文章で表現し、伝え合う中で他者と体験を共有し広い認識につなげる学習活動を充実させる。	

2 開かれた学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 地域の人材の積極的な活用と体制づくりの支援	(目的) 家庭、地域社会との密接な連携・協力の下に、学校が適切に教育活動を展開し地域に開かれた学校づくりを推進する。 (内容) ア 学校評議員運営事業 [H14～] 学校が、保護者や地域住民の意向を十分に把握反映し、地域に開かれた学校づくりを推進していくために、全県立学校に学校評議員を置く。 実施主体：県 イ 学校評価の実施 学校の教育活動の改善のための主体的な取組を促進し、学校と家庭・地域の信頼関係を築くために、学校評価(自己評価、学校関係者評価、評価結果の公表)を実施する。	

3 青少年の健全育成、情報モラル・情報リテラシーの向上

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) マナーアップ運動の推進	(目的) 幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、規範意識の高揚や公共マナーの向上を図る。 (内容) ア さわやかマナーアップ運動の推進 ・年間を通して、家庭や地域社会と連携したマナーアップに係る活動を行うことで、児童生徒の規範意識を育み、ルールやマナーを守る態度を養うとともに、自己指導能力の向上を図る。 ・さわやかマナーアップキャンペーンの実施 イ スマホ家庭のルールづくり運動 ・インターネットの適切な利用に向けた家庭のルールづくりの推進	

4 課題解決型等、新たなニーズに対応した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成	(目的) 生徒一人ひとりに基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するため、指導方法の改善充実を図り、学力の向上を図る。 (内容) ア いばらき高等学校学力向上推進総合事業（県単）[H28～] 全ての県立高等学校等においてカリキュラム・マネジメントを充実させるために、学習・指導方法及び評価方法の工夫改善を行うとともに、学校全体で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。 (ア) 全校研修会（2回） ・有識者による講演 ・県担当者による行政説明 ・成果発表 (イ) カテゴリー別グループ研修会の開催 ・全校が生徒の実態に応じてカテゴリーを選択し、各カテゴリーで研修会を実施する。 (ウ) 実践報告書の提出 イ 大学入学者選抜改革等対策事業（県単）[H29～] 大学入学者選抜改革によって導入された大学入学共通テスト及び新学習指導要領に対応するため、大学等の専門家や教職大学院と連携した教員研修を実施することにより、生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図る。 (ア) 思考力・判断力・表現力を高める指導力向上研修 （対象：高等学校等の中堅教員 180 人） ・大学入学共通テストに対応するため、生徒の論理的な思考力・判断力・表現力を高めるための指導力向上研修講座の実施（年3日間）	973 2,095

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) 明日から使える！高等学校授業改善〔基礎〕研修 (対象：高等学校等の教員 100 人) ・多様な高等学校の授業において、新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善についての研修講座の実施（年 1 日間）	
(2) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）の育成	(目的) 自ら課題を見つけ解決しようとする学習意欲の向上を図るため指導方法や学習機会の充実を図る。 (内容) 高大連携の推進 県教育委員会と県内の 8 大学とで締結した協定書に基づき、高校生が大学において正規の授業や高校生を対象とした講座を受講できるようにすることで、高校生の学習の機会を拡大し、学習意欲の高揚や進路意識の明確化を図る。	
(3) 言語活動の充実	(目的) 生徒の思考力・判断力・表現力を育むため、言語能力を高める。 (内容) 言語活動の推進 各教科の指導の中で、観察・実験やレポートの作成・論述といったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を充実させる。	
(4) 環境教育の充実	(目的) 生徒の環境保全に関する意欲の増進を図るとともに、学校における環境教育を充実させ、循環型社会の形成に資する。 (内容) 環境教育の推進 学校における体験活動等の環境教育の充実を図るとともに、教員の研修を充実させ、環境教育の推進に資する。 ・環境教育実践事例集の活用	
(5) 消費者教育	(目的) 成年年齢引下げを見据え、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者を育成する。 (内容) 消費者教育の推進 関係機関との連携や模擬体験等を通して、適切な意思決定による消費行動と、消費者市民社会の一員として消費者の権利と責任を自覚した行動ができるようにするとともに、教員の研修を充実させ、消費者教育を推進する。 ・高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の活用	
(6) 金融経済教育	(目的) お金や金融の働きを理解し、暮らしや社会について考え、生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(7) 特別支援教育の充実	(内容) 金融経済教育の推進 金銭や物に対する健全な価値観の養成や、クレジットカードの仕組みなど金融・経済に関する学習を推進する。 ・県金融広報委員会金融教育研究校2校を中心とした研究活動 (目的) 特別な教育的な支援を必要とする生徒に対する指導・支援を一層充実させるために教員研修や校内支援体制の充実を図る。 (内容) 特別支援教育の推進 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援など特別支援教育の充実を図る。 ・特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任を対象とした研修 ・通級による指導（県立高校3校での実施）	

5 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上	(目的) 国際化の急速な進展の中で、外国語による実践的なコミュニケーション能力を育成する。 (内容) ア 外国語指導助手招致事業（県単）【S55～】 A L T との実践的なコミュニケーションにより、英語で思考・議論できる「グローバル人財」の育成を図る。 また、県立高校等のA L T を増員（53人→59人）し、中高一貫教育校等に重点的に配置することで、新たな活用方法による効果の実証研究を行う。 (主な取組) ・ディベートを活用した授業 ・マンツーマン、少人数での英会話レッスン ・専門性をもつA L T による英語以外の教科・課題研究の授業 ・クラスの副担任として学校行事等での交流 イ 国際社会で活躍できる人材育成事業（県単、国補）【H23～】 生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語教員の資質を向上させ、留学の促進や国際教育の充実を図ることにより、加速するグローバル化に適応し、国際舞台で活躍できる有為な人材の育成を図る。 (ア) ディベート・チャレンジ（高等学校） ・英語4技能を活用した授業実践発表 ・ディベート県大会の開催、審査員養成研修 (イ) 留学・国際交流促進事業（高等学校） ・海外留学経費の支援（6万円/人）	274,532 10,914

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 国際教育の推進のための環境づくり	(ウ) 茨城県高校生国連グローバルセミナー（高等学校） ・ 事前・事後研修会（6回実施） ・ 国連大学におけるセミナー（講義・国連職員や留学生との交流） (エ) English Summer Camp ・ A L T とのキャンプ生活	
	ウ いばらき海外留学支援事業（県単） [H27～] 海外への留学を支援することによって、全県的に海外留学の気運を高め、グローバル人材の育成を図る。 <短期留学> ・ 対象人数：50 人 ・ 支援金額：10 万円を上限 <長期留学> ・ 対象人数：5 人 ・ 支援金額：100 万円を上限	10,000
	(目的) 急速な国際化の進展の中で、広い視野と異文化に対する理解や人々と協調していく態度を育成する。 (内容) ア 国際社会で活躍できる人材育成事業（p. 93 参照）	10,914
	イ いばらき海外留学支援事業（p. 94 参照）	10,000
	ウ プログラミング・エキスパート育成事業（県単） [H30～] インターネットを活用して、全国トップレベルのプログラミング能力やA I 活用能力をもつ中高生を育成するとともに、多くの学生がプログラミングに興味を持つような学習サービスを提供する。 (ア) プログラミングに高い意欲・能力を有する中高生を支援 ・ オンライン学習（現役プログラマー等による個別指導） - 対象：県内中高生 40 名 - 内容：参加者が考えた企画を実現 ・ 優秀なクリエイターとの交流、IT 企業見学等 ・ 令和元・2 年度受講生のフォローアップ （プログラミングコンテスト等への応募・AI 活用人材育成） (イ) プログラミングに興味がある高校生を支援 対象：県内高校生 2,300 名 内容：基礎的なプログラミングスキルを学習	45,155

6 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 理数教育の充実	(目的) 最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、科学に対する興味・関心を高め、未来の科学者を志向する人財の育成を図る。 (内容) 未来の科学者育成プロジェクト事業（県単・国補・国委嘱）[H20～] （ア）高校生科学体験教室（高2対象） 夏季休業中原則3日間、理系大学の研究室で体験学習（インターンシップ）を実施する。 （イ）高校生科学研究発表会 スーパーサイエンスハイスクールや科学系部活動等で研究活動を実践している生徒によるポスター発表会を開催する。 （ウ）科学系コンテスト参加者強化トレーニング 探究的な実験や発展的な内容の講義・実験技能のトレーニングを実施する。 （エ）科学の甲子園茨城県大会（国補） 科学の甲子園全国大会に本県代表として参加する学校を決定する。 （オ）スーパーサイエンスハイスクール（国委嘱） 高等学校における理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究を推進し、将来有為な科学技術系人材の育成に資する。 ・指定校：並木中等、日立第一・附属中、緑岡、竜ヶ崎第一・附属中、水戸第二（経過措置）	9,719
(2) 医学部進学指導の充実	(目的) 県立高校等に医学コースを編成し、将来の茨城の医療を担う医師の養成を図る。 (内容) 県立学校未来の医師育成事業（県単）[H31～] （ア）県立高校等に医学コースを編成 2年生から医学部進学希望者が共に学ぶコースを編成 対象校 水戸第一、土浦第一、日立第一、並木中等、古河中等 （イ）医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から） 病院や大学等との連携による体験実習や講演会 （ウ）外部連携による充実したサポート 予備校等と連携した面接・小論文指導等 （エ）習熟度別指導等の実施 （オ）合同セミナーの実施	14,489

7 キャリア教育、職業教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) キャリア教育の充実	(目的) 児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育の推進を図る。 (内容) ア インターンシップの推進 高校生の勤労観・職業観を育成するとともに、自己の将来について考える機会を設ける。 イ デュアルシステムの推進 各学校のキャリア教育の推進とあわせて、職業に関する知識・技能の習得、あるいは職業人としての準備教育として、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせた教育システムを推進する。	
(2) 職業教育の充実	(目的) 技術革新の進展や産業構造・就業構造の変化等に適切に対応できるよう、生徒の問題解決能力や創造性を育成する。 (内容) ア 魅力ある職業教育の推進 実験・実習や就業体験（インターンシップ）等の体験学習の充実に努め、産業の各分野との交流を深めるなど、魅力ある職業教育の推進を図る。 イ 茨城県高等学校産業教育生徒交流会の開催[H31～] 産業教育に関する各専門分野の学習内容等を互いに理解することで、生徒の視野を広げ、学習の深化につなげるとともに、産業構造の変化に柔軟に対応し、本県の産業を発展させるために、新たな価値を創造できる人材の育成を図る。 ・期日 令和3年11月19日（金） ・場所 県南生涯学習センター ・内容 研究発表会及び生徒交流会 ・対象 産業教育関係の県立高校38校、私立高校4校の生徒	
(3) 少子高齢社会に対応した教育の推進	(目的) 少子高齢化に対応し、生徒に福祉に関する知識理解を深めさせるとともに、介護・福祉を担うスペシャリストを育成する。 (内容) 高等学校において、子育て支援の理解を深めるために、子どもを育てる側からの保育支援学習の充実を図る。また、高齢者との交流を行うことにより、高齢者への理解を深め、支援する行動力を育成する。	

8 情報活用能力を育てる教育の充実、ＩＣＴ教育など社会の変化に対応した教育環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 情報活用能力を育てる教育の充実	(目的) 県立高等学校等教員のＩＣＴ活用指導力の向上及びＩＣＴを活用した授業改善を積極的に推進することにより、生徒の思考力・判断力・表現力を育むための学習を充実させ、知識基盤社会を生き抜き、将来の茨城を支える人材の育成に資する。 (内容) 新学習指導要領の実施を見越した、情報科担当教員の指導力の向上 各学校のＩＣＴ教育を推進するための支援	
(2) 学校の情報化の促進	(目的) 県立学校と学校以外の教育機関を結ぶネットワークを構築し、公立学校教職員の情報共有基盤として茨城県教育情報ネットワークを運用し、クラウド型のプラットフォームにより教育活動を支援するための環境を整備する。また、１人１台端末の活用によるアクセス増加に対応するため、ネットワークシステムをパブリッククラウドに移行し新システムを構築する。 (内容) 教育情報ネットワーク事業（県単）[H17～] ・ポータルサイト（アンケート、電子会議室等）を再構築 ・グループウェア（メール、テレビ会議等）を提供 ・CMSによる学校ホームページの管理	611, 391
(3) 県立学校の情報セキュリティ対策の充実	(目的) 一人一人の教職員の情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができるＩＣＴ環境を構築することにより、「教育の質的改善」及び「教員の業務負担の軽減」を図る。 (内容) 県立学校情報セキュリティ強化事業（県単）[H29～] ・情報セキュリティ担当者研修会の開催 ・標的型不審メール攻撃対応訓練の実施 ・統合型校務支援システムの提供	101, 994
(4) 県立高等学校等のＩＣＴ環境整備	(目的) 県立高等学校等において、生徒が１人１台の端末を活用できる環境を整備するとともに、教員のＩＣＴ活用指導力の向上及び指導体制の充実を図ることにより、個別最適化された学習や遠隔教育、クラウドサービス等の先端技術を活用した教育活動を推進する。 (内容) 県立学校先端技術活用教育推進事業（県単）[R2～] ・端末の整備 ・遠隔教育やクラウドサービス等の学習環境整備 ・研修やＩＣＴ支援員等による教職員のフォローアップ	370, 290

9 政治的教養教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 政治的教養を育む教育の推進	(目的) 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、自ら考え、自ら判断し、社会参加することのできる生徒の育成を目指す。 (内容) 教員対象の研修会、指導の指針を示した「政治的教養を育む教育の推進のためのガイドライン」の活用及び高校生による県議会傍聴等を行うことにより、生徒の政治意識や社会を担う一員としての自覚を育成する。	

10 学校の適正規模・適正配置の推進、魅力ある学校づくりの推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)														
(1) 高校教育改革の推進	(目的) 国際化、情報化など社会の変化や生徒の多様化に対応した学校・学科への改編とともに、生徒減少に対応した学校の適正規模・適正配置に努めることにより、活力と魅力ある高等学校づくりを推進する。															
	(内容) ア 生徒募集計画（県単） [H4～] 令和4年度における募集学科及び適正な募集定員等について検討する。															
	中学校卒業生数の推移 (単位：人)															
	<table><tr><td>卒業年月</td><td>H元.3</td><td>R2.3</td><td>R3.3</td><td>R5.3</td><td>R8.3</td><td>R12.3</td></tr><tr><td>学校卒業生</td><td>49,441</td><td>26,335</td><td>25,049</td><td>25,515</td><td>24,529</td><td>22,924</td></tr></table>		卒業年月	H元.3	R2.3	R3.3	R5.3	R8.3	R12.3	学校卒業生	49,441	26,335	25,049	25,515	24,529	22,924
	卒業年月		H元.3	R2.3	R3.3	R5.3	R8.3	R12.3								
	学校卒業生		49,441	26,335	25,049	25,515	24,529	22,924								
	注1 平成元年3月及び令和2年3月の卒業生数は実績である。															
	2 令和3年3月以降の卒業生数は、令和2年5月1日現在の在籍児童生徒数等に基づく推計である。															
	イ 県立高等学校の再編整備（県単） [H10～] 「県立高等学校改革プランの基本プラン（令和2年度～令和8年度）」に基づく「県立高等学校改革プランの実施プランⅠ期（令和2年度～令和5年度）」により、学校・学科の再編整備を推進する。															
	（ア）県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期第1部 (中高一貫教育校の設置)															
<table><tr><td></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>併設型中学校を設置する高校</td><td>太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一</td><td>水戸第一 土浦第一</td><td>下妻第一 水海道第一</td></tr><tr><td>中等教育学校に改編する高校</td><td></td><td>勝田</td><td></td></tr></table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	併設型中学校を設置する高校	太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	水戸第一 土浦第一	下妻第一 水海道第一	中等教育学校に改編する高校		勝田					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度													
併設型中学校を設置する高校	太田第一 鉾田第一 鹿島 竜ヶ崎第一 下館第一	水戸第一 土浦第一	下妻第一 水海道第一													
中等教育学校に改編する高校		勝田														

2,687

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																																																					
(2) 学校の裁量拡大	(イ) 県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期第２部 (魅力ある学校づくり) <table><tr><td></td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td></tr><tr><td>サイエンス専科高校として科学技術科に改編</td><td></td><td>つくば工科</td></tr><tr><td>ⅠＴ専科高校として定時制ⅠＴ科（昼間２部制）に改編</td><td></td><td>友部</td></tr><tr><td>総合的な外国人生徒支援体制を構築</td><td>石下紫峰 結城第一</td><td></td></tr></table>		令和４年度	令和５年度	サイエンス専科高校として科学技術科に改編		つくば工科	ⅠＴ専科高校として定時制ⅠＴ科（昼間２部制）に改編		友部	総合的な外国人生徒支援体制を構築	石下紫峰 結城第一																																																											
		令和４年度	令和５年度																																																																				
	サイエンス専科高校として科学技術科に改編		つくば工科																																																																				
	ⅠＴ専科高校として定時制ⅠＴ科（昼間２部制）に改編		友部																																																																				
	総合的な外国人生徒支援体制を構築	石下紫峰 結城第一																																																																					
	(ウ) 県立高等学校数(見込み) 【学校数は生徒募集をする学校の数】 <table><tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">再編整備計画※</td><td colspan="2">改革プランⅠ期</td></tr><tr><td>第１次</td><td>第２次</td><td>第１部</td><td>第２部</td></tr><tr><td>年度 再 編 内 容</td><td>実施前 (H14)</td><td>完成年度 (H22)</td><td>完成年度 (R2)</td><td>完成年度 (R4)</td><td>完成年度 (R5)</td></tr><tr><td>中高一貫教育校</td><td>—</td><td>２校</td><td>４校</td><td>14校</td><td>14校</td></tr><tr><td>単位制高等学校</td><td>３校</td><td>21校</td><td>25校</td><td>31校</td><td>33校</td></tr><tr><td> 全日制課程</td><td>２校</td><td>18校</td><td>19校</td><td>25校</td><td>26校</td></tr><tr><td> うち総合学科設置校</td><td>１校</td><td>７校</td><td>７校</td><td>７校</td><td>７校</td></tr><tr><td> うちアクティブスクール</td><td>—</td><td>—</td><td>２校</td><td>２校</td><td>２校</td></tr><tr><td> 定時制課程</td><td>１校</td><td>３校</td><td>６校</td><td>６校</td><td>７校</td></tr><tr><td> うちフレックススクール</td><td>１校</td><td>３校</td><td>５校</td><td>５校</td><td>５校</td></tr><tr><td>全日制課程の高等学校</td><td>110校</td><td>96校</td><td>89校</td><td>88校</td><td>87校</td></tr><tr><td>全県立高等学校</td><td>111校</td><td>99校</td><td>94校</td><td>93校</td><td>93校</td></tr></table> ○ 全日制課程の単位制高等学校には、中等教育学校を含む。 ○ 全日制課程の高等学校及び全県立高等学校の数は、本校のみの学校数（中等教育学校を含む。）であり、分校は含まない。 ○ 改革プランⅠ期における単位制高等学校の数は、中高一貫教育校の高校段階から単位制となる校数を含む。 ※ 第１次県立高等学校再編整備：平成15年度～平成22年度 第２次県立高等学校再編整備：平成23年度～令和２年度		再編整備計画※		改革プランⅠ期		第１次	第２次	第１部	第２部	年度 再 編 内 容	実施前 (H14)	完成年度 (H22)	完成年度 (R2)	完成年度 (R4)	完成年度 (R5)	中高一貫教育校	—	２校	４校	14校	14校	単位制高等学校	３校	21校	25校	31校	33校	全日制課程	２校	18校	19校	25校	26校	うち総合学科設置校	１校	７校	７校	７校	７校	うちアクティブスクール	—	—	２校	２校	２校	定時制課程	１校	３校	６校	６校	７校	うちフレックススクール	１校	３校	５校	５校	５校	全日制課程の高等学校	110校	96校	89校	88校	87校	全県立高等学校	111校	99校	94校	93校	93校	
			再編整備計画※		改革プランⅠ期																																																																		
		第１次	第２次	第１部	第２部																																																																		
	年度 再 編 内 容	実施前 (H14)	完成年度 (H22)	完成年度 (R2)	完成年度 (R4)	完成年度 (R5)																																																																	
	中高一貫教育校	—	２校	４校	14校	14校																																																																	
単位制高等学校	３校	21校	25校	31校	33校																																																																		
全日制課程	２校	18校	19校	25校	26校																																																																		
うち総合学科設置校	１校	７校	７校	７校	７校																																																																		
うちアクティブスクール	—	—	２校	２校	２校																																																																		
定時制課程	１校	３校	６校	６校	７校																																																																		
うちフレックススクール	１校	３校	５校	５校	５校																																																																		
全日制課程の高等学校	110校	96校	89校	88校	87校																																																																		
全県立高等学校	111校	99校	94校	93校	93校																																																																		
(目的)	学校長のリーダーシップにより、学習指導要領に対応した創意ある教育課程の編成や、特色ある学校教育を展開する。																																																																						
(内容)	ア 学期制の選択や長期休業日の弾力的運用等による各学校の実態にあった教育課程の充実 イ 県立高校等チャレンジ・プロジェクト（県単） [H17～] 校長のリーダーシップの下、「社会に開かれた教育課程」を目指しながら、探究学習を含めた主体的・対話的で深い学びによる学びを推進し、併せてそれらを担う学校組織マネジメント力の向上に取り組むことにより、目指す学校像及び育てたい生徒像の具現化を図る。 ＜対象事業＞ ・組織マネジメント型 ・探究活動型	122,200																																																																					

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・プロフェッショナル型 ・地域魅力化型 ・グローバル型 ・サイエンス・テクノロジー型	

11 信頼・尊敬される教員の育成

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教職員の資質能力の向上	(目的) 長期展望に立った若手教員研修の充実など各種研修の推進に努め、教員としての使命感や実践的な指導力、幅広い見識などを身に付けさせる。 また、学校の管理、運営について、職務に必要な研修を行い、識見を高め、経営力の向上を図る。 (内容) ア 教員研修講座等の実施 (p. 80 参照) イ 中央研修講座等 (独立行政法人教職員支援機構) (p. 81 参照) ウ 大学院・内地留学の派遣 (p. 82 参照) エ 学校と企業との交流推進事業 (企業等長期社会体験研修派遣) (p. 82 参照)	2,998
(2) 優秀な人材の育成・確保	(目的) 各種研修の推進・充実に努め、教員志望者の増加及び教員の資質向上を図る。 (内容) いばらき教員養成推進事業 (県単) [H26～] 優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義やワークショップ等の研修をとおして次代の若手教員を育てる環境をつくる。 ア いばらき教員魅力度アップキャンペーン (対象：高校2年生、大学3年生) ・教員の魅力についてのリーフレット、パンフレット配布と教員の魅力を伝える学校訪問等の実施 イ いばらき輝く教師塾事業 (対象：大学生・講師) ・教職課程を履修している学生を対象に、教員志望の意欲を高めることを目的に、実地研修等を実施 ・教育の専門家の話を聞く機会や、授業づくりなどの教員の様々な仕事の疑似体験を通して、教員採用試験受験への意志を持続させる。 ウ 教職大学院との連携 ・教育研修センターの指導主事による、教職大学院の演習補助 ・教職大学院生による教育研修センター講座への協力 ・教職大学院での研究の成果を各種研修で伝達	
(3) 教職員のサポート体制の充実	(目的) 教職員一人ひとりの資質・能力の向上と、学校全体の活性化・教育力の向上を図ることにより、児童生徒、地域住民や保護者	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	から信頼される学校づくりを進め、教育課題の解決と教職員の意欲の向上を図る。 (内容) ア 教員評価の実施 目標管理手法を取り入れた「達成度の評価」と具体的な行動例による「能力面の評価」で構成する。 イ 優秀教職員の表彰	

12 いじめ、暴力行為や不登校等への対応、児童生徒等の安全の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 問題行動等への対応の充実	(目的) 生徒指導教員の加配や、高等学校等生徒指導相談員の配置を行い生徒指導体制の改善充実を図り、生徒のいじめなど問題行動等の未然防止及び早期解決に資する。 (内容) 生徒指導実践サポート事業（県単） [H15～] 実施主体：県 ア 生徒指導教員の加配（25 校） ・問題行動等に対して、生徒指導主事が機動的に対応出来るよう教員を加配 ・家庭や警察等の関係機関等訪問及び地域巡回等の旅費の措置 イ 高等学校等生徒指導相談員の配置（10 校） ・生徒指導に豊富な知識と経験を有する高等学校の再任用教諭 5 名（一人当たり週 3 日勤務、高等学校 2 校担当） ウ さわやかマナーアップ運動の推進（p. 91 参照） エ いじめ未然防止教員研修 ・生徒の自己指導能力を伸ばし、いじめ、暴力などの問題行動や不登校等の未然防止を図るために、生徒指導の視点をいかした授業づくりを行うための研修を実施 オ 外部専門家によるサポートチームの派遣 ・学校からの要請に応じていじめ等の解決のために必要な専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）をチームとして高等学校等に派遣する。 ※原則 4 回派遣（1 回あたり 2 時間） カ 専門家によるいじめ防止研修会等の開催 ・高等学校等の教職員等を対象に、弁護士等の専門家による研修会等を開催し、いじめの未然防止を推進する（年 10 回）。 キ 茨城県教育委員会いじめ調査委員会及び茨城県教育委員会自殺調査委員会の設置 ・いじめの重大事態又は生徒の自殺が発生した際に、事案に応じて、学校が行った調査の分析・検証を行うとともに、同種の事態の再発防止に向けた助言等を行う。 ・委員は精神科医、弁護士、臨床心理士、警察官経験者、	4,107

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	学識経験者の５名で、両委員会の委員を兼ねる。	
(2)多様化・複雑化する不安や悩みに対応できる教育相談体制の充実・強化	(目的) 臨床心理の専門家を学校にスクールカウンセラーとして配置・派遣し、生徒の悩み等の相談や保護者・教員への相談・助言を行うとともに、校内研修会を実施して教育相談体制の改善・充実を図り、生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に資する。 また、学校からの要請に応じて、生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教育相談体制を整備する。 (内容) ア スクールカウンセラー配置事業（県単・国補）【H14～】 (ア) 配置（国補） ・配 置 校 県立高等学校 76 校 (イ) 配置（県単） ・配 置 校 県立高等学校 20 校 イ スクールソーシャルワーカー派遣事業（国補）【H28～】 ・対 象：県立学校 ・派遣人数：20 名（社会福祉士・精神保健福祉士等） ・派遣形態：１度の要請につき５回（１回あたり２時間）派遣 ウ 教育相談事業（県単）【H4～】 幼児児童生徒一人一人の様々な心配や悩みに応え、その解消に資するため各種相談事業を実施する（県教育研修センター）。 (ア) 子どもの教育相談 ・配 置 教育相談課員 9 名 電話相談員 10 名 教育相談チーフアドバイザー 1 名 特別相談員 臨床心理士 5 名 (延べ年間 104 回) ・相談方法 電話、来所、メール、F A X ・相談受付日 電話：毎日 (12 月 29 日～1 月 3 日は除く) メール、F A X：毎日 (12 月 29 日～1 月 3 日は除く) 来所：月～金曜日 (休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く) (イ) 発達が気になる子どもの教育相談 ・配 置 特別支援教育課員 9 名 ・相談方法 電話、来所 ・相談受付日 電話、来所とも月～金曜日 (休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く)	45,847 4,173 7,550

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)								
	オ 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（県単） [S49～] 対象者：定時制・通信制の高等学校の生徒（勤労青少年） <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>月 額</th><th>人数</th></tr> <tr> <td>定時制課程</td><td rowspan="2">14,000 円</td><td>12 人</td></tr> <tr> <td>通信制課程</td><td>16 人</td></tr> </table>	区 分	月 額	人数	定時制課程	14,000 円	12 人	通信制課程	16 人	4,905
区 分	月 額	人数								
定時制課程	14,000 円	12 人								
通信制課程		16 人								

14 教育を推進するための行政運営

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 教育行政の責任体制の明確化への対応	(目的) 学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。 (内容) ア 管理運営の充実 ・管理訪問等によって各学校の実態を把握し、学校管理運営の適正化を期する。 ・教職員の適正な配置に努め、組織の充実、活性化を図る。 ・教職員の勤務意欲の高揚を図り服務規律の確保に努めるとともに、教職員としての使命感の自覚を喚起する。特に、飲酒運転、体罰などの県民の不信を招くような違法もしくは不当な行為のないよう強く指導する。 ・学校事故の防止のため、関係機関及び団体等との緊密な連携を図りながら学校への指導を強化する。 イ 研修の充実 ・学校管理について、管理職対象の研修を実施する。 ・服務関係について、中堅職員、新採職員の実務研修を実施する。 ウ 学校管理者賠償責任保険の加入（県単） [S51～] 県立学校の施設設備の不備または管理上の瑕疵による事故及び教育活動実施中の事故に起因する損害賠償金等の財政負担を填補し、速やかに被害者の救済を図るため、県立学校の児童生徒全員を対象に保険に加入し、これらの対策に万全を期する。	7,251

15 教職員の適正配置の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 定期異動の概要	(目的) 学校間の教員構成の不均衡を是正することにより、学校の教育活動の活性化を目指す。 (内容) ・定年により 186 名が退職した。 ・新規採用者は 190 名であり、初任者研修及び教職員構成等を考慮し、全県的視野に立って配置した。 ・同一校 10 年以上在職者の配置換えを強力に進めた。 ・新規採用以降同一校 5 年以上在職者及び二校目 7 年目以上	

事 項 名	事 業 の 概 要						予算額(千円)	
(2) 管理職の異動 状況	在職者の配置換えを積極的に進めた。 ・管理職については、平素の勤務実績等を十分に考慮し、豊富な経験と優れた識見をもつ人材の登用に努めた。 ・同一校 10 年以上在職者、新規採用以降同一校 5 年以上在職者及び二校目 7 年目以上在職者については異動するものと定めた。							
	○県立高等学校職員の異動状況 (R3 当初)							
		高等学校				※退職は R2 末		
	退 職	235 (186)						
	配 置 換	527						
	昇 任	71						
	新 採	190						
	そ の 他	138						
	計	1,161						
	(注) 1 「退職」の欄の()内は、定年による退職者を内数で示す。 2 「その他」欄は、事務局への転出入等を示す。							
	○県立高等学校管理職の異動状況 (R3 当初)							
		校長	副校長	教頭	事務室長等	事務長等		計
	退職	20	5	4	8	8		45
	配置換	23	1	39	5	19		87
	昇任	17	4	12	10	16		59
転出	0	0	7	0	5	12		
転入	2	0	17	0	2	21		
採用	0	0	0	0	0	0		
計	62	10	79	23	50	224		

16 指導・助言の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校訪問	(目的) 県立高等学校等に対して、計画訪問・教科訪問、研究指定校等訪問を行い、教育課程実施上の課題や学習指導、生徒指導等に関する課題の解決に向けて、指導・助言を行う。 (内容) ア 計画訪問・教科訪問 教科担当の指導主事が学校を訪問し、当該教科指導の充実に図るとともに、学校の課題全般について、研究協議と指導・助言を行う。(研究指定校を除く各学校を対象に、いずれかの教科で1回実施する。)また、各学校における教育課程の実施状況について調査し、指導・助言を行う。 イ 研究指定校等訪問 文部科学省指定及び県指定の研究指定校等を対象に、指定された領域・分野等に係る実践研究に対する指導・助言を行う。 ウ 「道徳」及び「道徳プラス」に関する学校訪問 道徳担当指導主事が学校を訪問し、「道徳」及び「道徳プラス」の授業を参観し、研究協議と指導・助言を行う。 エ 要請訪問 各学校、県高等学校教育研究会等からの要請により訪問	217

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	し、学校教育に関する専門的事項について指導・助言を行う。	

17 教科書の採択等

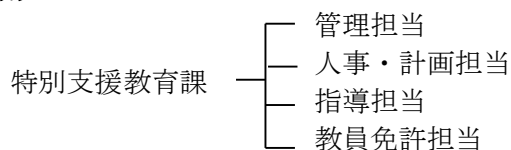
事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 令和3年度使用教科用図書の採択	(内容) 「茨城県立学校教科用図書選定の手引」の活用を促進することによって、「教科用図書選定協議会」の業務の適切な実施を図るとともに、教科用図書の調査研究を充実させる。教科用図書の採択の公正化と適正な事務処理に努める。	
(2) 準教科書・補助教材の使用の適正化	(内容) 指導主事の学校訪問等の機会を利用して、準教科書・補助教材の適正な使用を図る。	

18 高等学校等入学者選抜方法の改善

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 県立高等学校等入学者選抜方法協議会の開催	(目的) 入学者選抜方法の点検評価を行うとともに、入学者選抜方法の改善及び選抜日程について検討する。 (内容) 県立高等学校等入学者選抜方法協議会の開催（県単） [H4～] ・ 入選協委員：30名程度 （学識経験者、PTA、市町村教育長、高等学校及び中学校の校長、教頭、教務主任及び学年主任、小学校校長、教育庁関係者） ・ 開催回数：3回	7,913

特別支援教育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 県立特別支援学校教職員（事務職員、技術職員、学校栄養職員及び技能労務職員を除く。以下この項において同じ。）の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 2 県立特別支援学校教職員の定数に関する事。
- 3 県立特別支援学校教職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 4 県立特別支援学校の管理及び運営に関する事。
- 5 県立特別支援学校の適正配置に関する事。
- 6 県立特別支援学校の設置、廃止、名称変更等に関する事。
- 7 県立特別支援学校教職員に係る損害賠償に関する事。
- 8 県立特別支援学校教職員に係る争訟事務に関する事。
- 9 県立特別支援学校教職員の職員団体に関する事。
- 10 県立特別支援学校に係る教育課程、学習指導その他学校教育に関する事（保健体育課の所管に係るものを除く。）。
- 11 県立特別支援学校の情報化推進に関する事。
- 12 障害児の就学に関する事。
- 13 教職員に対する特別支援教育の指導及び助言に関する事。
- 14 教育職員の免許に関する事。
- 15 教育職員免許法認定講習に関する事。
- 16 その他特別支援教育に関する事。

〔施策の概要〕

1 特別な教育的支援が必要な子どもへの早期対応（プラン：1－3－2）

保護者や幼児教育施設等の特別支援教育に関するニーズに広く応えていけるよう、必要に応じて専門家を派遣するなど、特別支援教育巡回相談の充実に努める。

また、早期教育相談により、視覚及び聴覚に障害のある乳幼児及びその保護者への支援の充実に努める。

さらに、市町村における特別な教育的支援が必要な子どもやその保護者、幼児教育施設等に対する教育相談・支援の充実に向け、教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連携の促進を図るとともに、「個別的教育支援計画（「相談支援ファイル」等）」の作成率の向上と活用に関する理解啓発に努める。

2 障害の重度・重複化、多様化に応じた特別支援学校における教育の充実（プラン：4－5－1）

幼児児童生徒一人一人の障害による困難さに応じた自立活動の指導に関する教員の専門性向上や、安全・安心な環境で教育を受けるための医療的ケアの充実に努める。

また、幼児児童生徒の障害の状態や特性など、一人一人の実態に応じた教育課程編成や指導内容の充実に努める。

さらに、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実に努めるとともに、ICTを活用した

授業研究、教材開発等の教育環境の整備に努める。

3 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における発達障害等のある幼児児童生徒への支援の充実（プラン：4－5－2）

幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の特別支援教育に関するニーズに広く応えていけるよう、大学教授等の専門家を派遣するなど、特別支援学校におけるセンター的機能による教員や保護者への相談・支援体制の充実に努める。

また、校（園）内全体で発達障害等のある幼児児童生徒を支援する体制の強化を図るため、管理職をはじめとしてすべての教員が、特別支援教育の理念や発達障害等の特性及び支援方法等について理解し、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導や支援が行えるよう、専門性向上のための研修会の充実に努めるとともに、各地域の特別支援教育推進の中心となる特別支援教育担当教員を養成する。

4 社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実（プラン：4－5－3）

幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の教員に対し、障害者スポーツやオンライン交流活動等をとおして、交流及び共同学習の実施の意義等について、理解促進を図る。

5 就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実（プラン：4－5－4）

幼児教育施設、小・中学校・高等学校等に対し、「個別の教育支援計画」等の作成と活用を積極的に推進する。

また、特別支援学校に対しては、「個別の教育支援計画」に基づき、将来を見据え、幼稚部、小学部段階からの系統的なキャリア教育を推進する。

6 特別支援学校の教育環境整備の推進（プラン：4－5－5）

県立特別支援学校整備計画（令和2年度～）に基づき、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室の確保や、スクールバス乗車における児童生徒の負担軽減等に努める。

7 県立特別支援学校管理運営等の充実

学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。

8 教職員の適正配置の推進

県立特別支援学校における人事の刷新と教職員の適正配置を図り、教育活動の充実と活性化に努める。

9 教育職員免許状の授与及び更新

教育職員免許法等の規程に基づく教育職員免許状の授与と更新に関する事務等を適切に行うとともに、現職教職員の免許法認定講習等による教育職員免許状の取得について適切な指導・助言に努める。

【事業計画】

1 特別な教育的支援が必要な子どもへの早期対応

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 特別支援学校体験入学の実施	(目的) 翌年度入学予定の新就学児及びその保護者を対象に、特別支援学校への体験入学を行い、教育内容等の理解啓発に努めるとともに、就学の円滑化を図る。 (内容) 特別支援学校体験入学推進事業（県単）【S51～】 対象：県立特別支援学校 18校 （盲、水戸聾、霞ヶ浦聾、友部東、水戸高等を除く） 内容：施設・設備等の見学、授業参観等	
(2) 早期からの一貫した教育支援の充実	(目的) 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援の充実に努める。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(内容) ア 教育支援委員会（県単） [S51～] 特別支援学校への就学について、要請に応じて就学相談を行うなど、適正な教育支援を行う。 イ 特別支援教育巡回相談（p.111参照） ウ 特別支援教育専門家派遣（p.111参照）	376
(3) 早期教育の充実	(目的) 視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談に対応する。 (内容) 早期教育推進事業（県単） [S59～] 実施校：盲学校、水戸聾学校、霞ヶ浦聾学校 指導者：視聴覚障害児早期教育指導員 3名 ＜サテライト教室の設置＞ ・水戸聾学校及び霞ヶ浦聾学校による聴覚障害サテライト教室の実施（3箇所） ・盲学校による視覚障害サテライト教室の実施（1箇所）	7,533
(4) 幼稚部教育の充実	(目的) 盲学校及び聾学校の幼稚部において、視聴覚障害児早期教育推進事業から継続した指導を進めるとともに、幼稚部教育要領に基づいた指導を行う。 (内容) 幼稚部設置校：盲学校、水戸聾学校、霞ヶ浦聾学校	
(5) 研修会の開催	(目的) 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する早期からの一貫した教育支援の充実を図るため、就学先決定に関する研修や研究協議等を実施し、市町村の教育支援担当者の資質の向上を図る。 (内容) 教育支援担当者専門研修会 対 象：市町村教育委員会教育支援担当者 参加者総数：約100人 内 容：教育支援・就学手続き等に関する研修等	

2 障害の重度・重複化、多様化に応じた特別支援学校における教育の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 自立活動に関する指導力向上	(目的) 障害のある幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難を克服・改善するための自立活動に関する教員の指導力向上を図る。 (内容) 特別支援学校自立活動指導力向上研修会 対象：特別支援学校教員 内容：専門家による講義及び授業づくりの演習、各校における授業改善研修への参画等	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 医療的ケアの実施	(目的) 医療的ケアを必要とする児童生徒の健康を維持し、安全・安心な学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担軽減を図る。 (内容) 医療的ケア支援事業（国補） [H13～] 配置計画：（指導看護職員 3 校 3 人、看護職員12校35人） ・指導看護職員数（水戸 1・つくば 1・下妻 1） 計 3 人 ・看護職員数（霞ヶ浦 1・北茨城 1・水戸 8・勝田 1・鹿島 2・土浦 1・石岡 1・美浦 2・伊奈 2・つくば 7・下妻 8・境 1） 計35人 ア 指導看護職員の配置（週29時間、年間52週） ・主治医等と連携し、看護職員に対する専門的な技術の指導助言 ・配属校以外の特別支援学校の巡回による看護職員及び教職員への指導・助言 ・看護職員及び教職員を対象とした研修会の計画・実施 イ 看護職員の配置（週20～29時間、年間35週） ・たんの吸引、経管栄養、導尿等の医療的ケアの実施 ウ 巡回指導医による当該校の訪問指導（平均年 8 回程度） エ 遠足や宿泊学習などの校外での活動へ必要に応じて看護職員が同行し、校内体制の維持のために補充看護師を学校に派遣 オ 教員及び看護職員等を対象とした研修の実施（県主催の研修、当該校における実地研修等）	86,406
(3) ICT活用指導力の向上	(目的) 児童生徒のICTを活用する力を高め、各教科等における障害による困難さの改善や、新しい方法での学びの拡大を図るとともに、教員のICT活用指導力の向上を図る。 (内容) 特別支援学校教育情報化推進事業（県単）[H31]、（県単・国補）[R2～] ア ICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実 ・GIGAスクールサポーターの配置 ・タブレット端末等を管理するシステムの導入 ・学習に必要なアプリ等の導入 イ 教員のICT活用指導力の向上 ・ICT活用エキスパート研修会の実施	36,208

3 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等における発達障害等のある幼児児童生徒への支援の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等への支援の充実	(目的) 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含めた特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導・支援を一層充実させるため、研修会や専門家の派遣をとおして、教員の専門性向上や校内支援体制の充実を図る。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(内容) 特別支援教育充実事業(県単) [H16～27]、(県・国補) [H28～29]、(県・国補・国委託) [H30～31]、(県・国補) [R2～] ア 特別支援教育巡回相談 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育巡回相談員を派遣する。 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等 内容：障害のある幼児児童生徒の指導方法や指導内容についての相談等 イ 特別支援教育巡回相談員専門研修 特別支援教育巡回相談における相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。 対象：特別支援教育巡回相談員のうち校長が推薦する者 内容：事例検討研修、各校における特別支援教育巡回相談の实地研修 ウ 特別支援教育専門家派遣 幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対し、専門的な助言等が必要な事案について、専門家（大学教授、医師、理学療法士等）を派遣する。 対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校、特別支援学校等 内容：個別の指導計画等の作成・評価、具体的な支援方法や学習上の配慮、ケース会議における指導・助言等 エ 特別支援教育管理職研修会 特別支援学校を会場にした体験研修により、特別支援教育の理解啓発を図る。 対象：新任の幼児教育施設等の園長（希望者）、小・中学校、高等学校等の校長 オ 特別支援教育指導者専門研修会 特別支援教育の推進に必要な講義や協議等をとおして、幼児教育施設や小・中学校等における個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。 対象：市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等 カ 高等学校等特別支援教育推進研修会 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に関する研修を行い、高等学校等における特別支援教育の推進を図る。 対象：高等学校、中等教育学校の特別支援教育コーディネーター、学年主任 キ 通級による指導担当者養成プロジェクト 発達障害等に関する専門的な講義や演習をとおして、通級による指導を担当している教員の指導力向上を図る。 対象：小・中学校、高等学校等の通級による指導担当教員	12,248

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 特別支援学級等の教育の充実	ク 教育と福祉の連携推進事業 県立特別支援学校の教員に対する福祉制度に関する研修機会を充実することで、教育と福祉の連携推進を図る。 ケ 県立特別支援学校スクールカウンセラー・スクールロイヤーの派遣 県立特別支援学校からの緊急的な要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールロイヤーを派遣することで、障害のある子供への指導や支援の充実及び教職員の専門性向上を図る。 (目的) 特別支援学級及び通級指導教室等の教育内容の充実を図り、障害の状態に応じた多様な教育の充実に努める。 (内容) ア 特別支援教育巡回相談 (p.111参照) イ 特別支援教育専門家派遣 (p.111参照) ウ 特別支援学級担任等授業改善研修会 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援方法について理解を深め、校種間の円滑な接続による切れ目ない支援体制の推進を図る。 エ 通級による指導担当者養成プロジェクト (p.111参照) オ 特別支援教育支援員への研修支援 障害に応じた一層の適切な教育の充実を図るため、幼児児童生徒の学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の支援業務の向上を図る校内研修を推進する。 ・特別支援教育支援員のためのサポートマニュアルの活用 (県教育委員会ホームページに掲載) ・県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等による巡回相談の実施	

4 社会性や豊かな人間性を育むための交流及び共同学習の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 交流及び共同学習の推進	(目的) 幼児教育施設、小・中学校、高等学校等と特別支援学校の幼児児童生徒が、地域の一員として継続的な交流を行う中で、お互いの理解を深めるとともに、地域社会の人々の障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深める。 (内容) 交流及び共同学習推進事業(県単) [H元～] 対 象：県立特別支援学校 23校 実施方法：幼児児童生徒の実態や交流団体及び小・中学校等の状況に応じ、教育課程に位置付けて実施 交流対象：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等、青少年団体、各種ボランティア団体、企業、地域の住民等	1,934

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(2) ナイスハート ふれあい フェスティバル 〔学校教育の部〕	活動内容：幼児教育施設、小・中学校、高等学校等、地域社会の人々との交流活動（オンライン交流活動・障害者スポーツ・文化的活動・社会奉仕等） 資料配布：「推進しよう 障害のある子供たちと障害のない子供たちとの交流及び共同学習」 5,000部 （目的） 特別支援学校等の幼児児童生徒の作品展示や学習発表を通して、障害のある幼児児童生徒の社会参加への意欲を高めるとともに、県民の特別支援教育に対する理解・啓発を図る。 （内容） ナイスハートふれあいフェスティバル（県単） [H9～] 開催期間：令和3年12月3日（金）～12月6日（月） 開催場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館 内容：美術展（絵画、書道、硬筆、陶芸、木工品、手芸品等） 発表会（ダンス、音楽等） 対象者：小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校に在学中の幼児児童生徒 広報・啓発活動：ポスター、県教育委員会ホームページ、広報誌等 主催：茨城県、茨城県障害者スポーツ・文化協会、茨城県教育委員会、茨城県特別支援教育推進連盟	1,365

5 就学前から卒業後までの一貫した支援体制の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千)
(1) 特別支援教育の 推進	（目的） 特別支援教育を取り巻く今日的な課題について審議する。 （内容） 茨城県特別支援教育推進会議（県単） [H9～] 開催回数：年2回 構 成 員：学識経験者、教育関係者、行政関係者等	162
(2) 理解促進資料の 作成	（目的） 特別支援教育に対する理解と認識を深めるため、医療・福祉・労働等の関係機関及び小・中学校等に理解啓発を図る。 （内容） 理解促進資料の作成及び配布 ・みんなとともに 各市町村教育委員会、学校等へ 4,000部配布 ・茨城の特別支援教育 県教育委員会ホームページに掲載	
(3) 職業教育及び 進路指導の充 実	（目的） 特別支援学校卒業後の進路先へのスムーズな移行が行えるよう、労働・福祉等の関係機関と連携を図り、現場実習先や就労先の開拓を行うとともに、一般事業所への理解啓発活動を通して、職業教育と進路指導の充実を図る。 （内容） ア 特別支援学校における進路指導の連携充実（県単） [H7～]	234

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	進路先及び現場実習先への巡回指導訪問 イ 特別支援学校就労支援充実事業（国補） [H30～] 就労支援コーディネーターの配置 3校3人	7,816

6 特別支援学校の教育環境整備の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)														
(1) 特別支援学校の整備	(目的) 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う教室の確保に対応するため、県立特別支援学校教育環境整備計画（令和２年度～）に基づき、教育環境の改善を推進する。 知的障害特別支援学校児童生徒数の推移（単位：人） <table><tr><th>年 度</th><td>H22</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td></tr><tr><th>児童生徒数</th><td>2, 755</td><td>3, 171</td><td>3, 205</td><td>3, 244</td><td>3, 330</td><td>3, 385</td></tr></table> ※各年度５月１日現在 (内容) 知的障害特別支援学校児童生徒数の増加に伴う教室の確保等 ・水戸飯富特別支援学校の通学区域の見直し ・内原特別支援学校の整備 ・鹿島特別支援学校の整備 ・つくば特別支援学校の整備	年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2	児童生徒数	2, 755	3, 171	3, 205	3, 244	3, 330	3, 385	
年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2										
児童生徒数	2, 755	3, 171	3, 205	3, 244	3, 330	3, 385										
(2) スクールバス乗車における児童生徒の負担軽減	(目的) スクールバスの適切な運行に努め、児童生徒の通学に係る負担を軽減する。 (内容) 特別支援学校スクールバス運行業務委託 ・運行学校数、運行コース数：19校、126コース（３コース増） ・介助員複数配置コース：44コース（２コース増）	1, 597, 637														

7 県立特別支援学校管理運営等の充実

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 管理運営の充実	(目的) 学校の適正な管理運営を図るとともに、教職員の資質の向上、組織の活性化に努め、教育活動の効果的な推進を図る。 (内容) ・行政考査によって各学校の実態を把握し、学校管理運営の適正を期する。 ・教職員の適正な配置に努め、組織の充実、活性化を図る。 ・教職員の勤務意欲の高揚を図り、服務規律の確保に努めるとともに教職員としての使命感の自覚を喚起する。 特に、学校徴収金の管理、体罰、個人情報等の紛失など県民の不信を招くような違法もしくは不当な行為がないよう強く指導する。 ・学校事故防止のため、関係機関及び団体等との緊密な連携を図りながら学校への指導を強化する。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)研修の充実	(目的) 本県教育の現状や課題及び学校管理や教育課程等についての研修を体系的に実施し、管理職及び教員の資質の向上を図る。 (内容) - 学校管理関係については、管理職対象の研修及び中堅教員養成のための研修を実施する。 - 服務関係については、新採教員、中堅教員のみならず、ライフステージに合わせて実務研修を実施する。	

8 教職員の適正配置の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																															
(1) 定期異動の概要	(目的) 県立特別支援学校における人事の刷新を図り、教育活動を充実させるため、定期人事異動方針に基づき教職員の適正配置に努める。																																																
	(内容) - 新規採用者については、教職員構成等を考慮し全県的な視野に立って配置する。 - 同一校10年以上勤務の教員の配置換えを積極的に進める。																																																
	県立特別支援学校教職員異動状況（R3当初）																																																
	<table><tr><td>区 分</td><td>退 職</td><td>配置換</td><td>昇 任</td><td>新 採</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>人 数</td><td>60 (35)</td><td>164</td><td>22</td><td>95</td><td>27</td><td>368</td></tr></table>		区 分	退 職	配置換	昇 任	新 採	その他	計	人 数	60 (35)	164	22	95	27	368																																	
	区 分		退 職	配置換	昇 任	新 採	その他	計																																									
	人 数		60 (35)	164	22	95	27	368																																									
	(注) ・退職は令和2年度末である。 「退職」の欄の()内は定年による退職者数を内数で示す。 「その他」の欄は事務局等への転出入数を示す。																																																
	(2) 管理職の異動状況																																																
	(目的) 管理職については、平素の勤務実績等を十分に考慮し、豊富な経験と優れた識見をもつ人材の登用に努める。																																																
	(内容) 県立特別支援学校管理職の異動状況（R3 当初）																																																
<table><tr><td>職種 区分</td><td>校長</td><td>副校長</td><td>教頭</td><td>事務室長等</td><td>事務長</td><td>計</td></tr><tr><td>退 職</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>配置換</td><td>7</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td><td>2</td><td>20</td></tr><tr><td>昇 任</td><td>4</td><td>0</td><td>9</td><td>2</td><td>3</td><td>18</td></tr><tr><td>転 出</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>転 入</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>3</td><td>22</td><td>4</td><td>5</td><td>49</td></tr></table>	職種 区分	校長	副校長	教頭	事務室長等	事務長	計	退 職	4	2	3	0	0	9	配置換	7	1	8	2	2	20	昇 任	4	0	9	2	3	18	転 出	0	0	1	0	0	1	転 入	0	0	1	0	0	1	計	15	3	22	4	5	49
職種 区分	校長	副校長	教頭	事務室長等	事務長	計																																											
退 職	4	2	3	0	0	9																																											
配置換	7	1	8	2	2	20																																											
昇 任	4	0	9	2	3	18																																											
転 出	0	0	1	0	0	1																																											
転 入	0	0	1	0	0	1																																											
計	15	3	22	4	5	49																																											

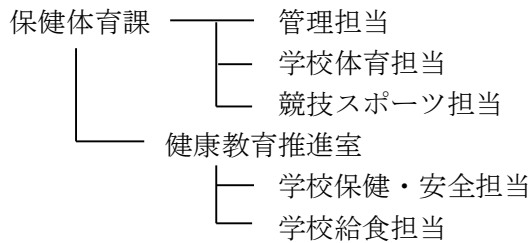
9 教育職員免許状の授与及び更新

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1)教育職員免許状の授与及び更新	(目的) 教育職員免許法等の規程に基づく教育職員免許状の授与及び更新に関する事務等を適切に行うとともに、現職教職員の教育職員	13,098

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 教育職員免許法 認定講習の開設	免許状の取得及び更新について、適切な指導・助言に努める。 (内容) ・教育職員免許状の授与（普通免許状・特別免許状・臨時免許状） ・教育職員免許状の書換、再交付、取上げ ・教育職員免許状の更新（有効期間更新（修了確認）、回復、延長（延期）、免除） (目的) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に勤務する者の特別支援学校教諭免許状の取得等を目的に、教育職員免許法認定講習を開設する。 (内容) 開設予定講座 ・特別支援学校教諭免許状に関する講座：5 講座 ・中学校教諭免許状に関する講座：1 講座 ・高等学校教諭免許状に関する講座：1 講座	1,208

保健体育課

〔組織〕



〔分掌事務〕

- 1 堀原運動公園及び笠松運動公園の管理に関する事。
- 2 県立里美野外活動センターに関する事。
- 3 県営ライフル射撃場に関する事。
- 4 公益財団法人茨城県スポーツ協会に関する事。
- 5 教職員に対する学校体育の指導及び助言に関する事。
- 6 学校体育に関する事。
- 7 スポーツ関係団体との連絡及び調整に関する事。
- 8 スポーツ推進審議会に関する事。
- 9 競技力の向上に関する事。
- 10 その他スポーツに関する事（生涯スポーツに関する事を除く。）。

（健康教育推進室）

- 11 教職員に対する学校保健、学校安全及び学校給食の指導並びに助言に関する事。
- 12 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する事。
- 13 学校保健、学校安全及び学校給食に係る関係団体に関する事。
- 14 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- 15 その他学校保健、学校安全及び学校給食に関する事。

〔施策の概要〕

1 競技力の向上とスポーツの振興（プラン：3－5－1～4）

（公財）茨城県スポーツ協会及び各競技団体等との連携を密にし、トップアスリートの育成やジュニアアスリートの発掘・育成、指導者の確保・活用等を推進する。

2 体力づくり、生涯にわたるスポーツに親しむ環境づくり（プラン：3－6－1～2）

明るく豊かで活力ある生活を営む態度の育成を目指し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを培う学校体育を推進する。

3 健康教育の推進（プラン：3－7－1～2）

児童生徒が、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる健康教育を推進する。

4 児童生徒等の安全の確保（プラン：4－4－3）

児童生徒が、安全に安心して学校生活を送れるようにするため、学校安全に関する地域との連携や情報の共有、伝達を図る。

〔事業計画〕

1 競技力の向上とスポーツの振興

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(円)
(1) 競技力の向上	(目的) 全国、世界で活躍するトップアスリートを輩出するため、県スポーツ協会及び競技団体等と連携し、ジュニアアスリートの発掘・育成を中心とした選手強化を行う。 (内容) ア 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業（県単）[R2～] (ア) トップアスリートの育成 将来プロとして活躍できる可能性がある主な競技をモデルとし、トップアスリート育成システムの構築を図る。 (イ) ジュニアアスリートの発掘・育成等 運動能力が優れた子どもを育成選手として発掘し、計画的な育成プログラムの実施により、ジュニア選手の育成を図る。 (ウ) 指導者の確保・活用 国、大学、中体連、高体連等の機関と連携し、トップコーチの活用を図る。	93,743
(2) スポーツ関係組織の連携強化	(目的) 選手の育成・強化について、県スポーツ協会、各競技団体及び学校体育団体と連携し、競技力向上対策の推進を図る。 また、スポーツ医・科学を積極的に活用し、競技力向上を図る。 (内容) ア 各団体との連携強化 ・県中学校体育連盟選手強化委員会との情報交換や指導助言 ・県高等学校体育連盟強化普及委員会との情報交換や指導助言 イ 医・科学的支援体制の充実 ・競技力の向上と選手のスポーツ傷害防止のために、医・科学的支援体制の確立に努める。 ・国体派遣選手の健康診断の実施 ・国体におけるチームスポーツドクターの帯同 ・医・科学に関する研修会の開催や支援	
(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進	(目的) オリンピック・パラリンピック教育を通して、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成を図るとともに、児童生徒が、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。 (内容) ア オリンピック・パラリンピック教育推進事業（国委託）[H29～] (ア) 推進校による実践（推進校 28 校予定） ・オリンピック・パラリンピックの価値や意義を取り入れた教育実践 ・オリンピック・パラリンピアン等の講師を招へいしての講演会や体験授業	5,954

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) 県内各校への啓発・普及 ・推進校セミナー・ワークショップの開催（県内教員向け） ・事例集の作成（県内全校へ配布）	

2 体力づくり、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくり

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校体育の充実	(目的) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。 (内容) ア 学習指導の改善・充実、児童生徒の体力の向上 (ア) 子どもの体力向上支援事業（県・国補）[H26～] ①学校体育訪問指導の充実 体育・保健体育に関する指導の現状把握と指導上の諸問題について協議及び指導を行う。 ②学校体育研究推進校の支援（県指定・3年間） 生涯体育・スポーツの基礎づくりや学習指導要領の具現化に伴う体育指導上の諸問題の解決方法等について実践的研究を行う。 1 年次（R3～R5） ひたちなか市立勝田第二中学校 未定（高等学校） 3 年次（R元～R3） 鹿嶋市立鉢形小学校 ③学校体育実技指導者講習会の実施 幼・小・中・高等学校等における体育担当教員の資質の向上を図る。 対 象：幼・小・中・高等学校等の体育・保健体育担当教員 講 座 数：13 講座 （幼小1・小6・中高4・中1・小中高1） 実施日数：各講座半日 ④学校体育中央講習会への派遣 対 象：幼・小・中・高等学校等教員 学校体育担当指導主事 ⑤学校体育推進委員会の開催 授業の改善・充実を図るための指導資料の作成を行う。 ⑥学校体育講演会の開催 小・中・高等学校等の体育主任を対象に、研修を行う。 ⑦体育授業アドバイザー派遣事業の実施 小・中・高等学校等に、体育の専門的知識や技能を有するアドバイザーを派遣し、体育指導の充実と教員の資質の向上を図る。 対象：小・中・高等学校等 25 校 ⑧体育授業サポーター派遣事業の実施 大学と連携し、小学校の体育授業に大学生等を派遣し、体育授業の活性化と児童の体力の向上を図る。 対象：小学校等 30 校	4,608

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	⑨スポーツチャレンジの実施 インターネット上のコンテンツを活用し、学級単位や数人のグループでボール運動や縄跳び等の共通したゲームに挑戦することにより、児童生徒の運動の習慣化や体力の向上を図る。 ⑩高等学校登山指導の充実 県立高等学校における登山活動が安全かつ有意義に実施されるよう、各学校から提出された登山計画書を年間3期に分けて指導する。 イ 体力・運動能力調査の実施 (ア) 児童生徒の体力・運動能力調査の実施 児童生徒の体力・運動能力を調査し、体育の指導及び体力向上の基礎資料とする。 対 象：小・中・高等学校等の全児童生徒 実施期間：4～7月 結果の活用 全国の状況との比較分析により、本県の課題を整理する。各学校においては、自校の実態を把握し、指導計画及び学習指導の資料とする。改善を要する項目については、重点的、継続的に指導し、バランスのよい体力・運動能力の向上に努める。 ・茨城県体力優良賞 ・児童生徒の体力・運動能力調査報告書の作成 (イ) 体力づくり関係表彰 ①体力づくり優秀賞 体力づくりに積極的に取り組み、体力・運動能力調査において優れた結果を収めた学校を表彰する。 ②体力づくり奨励賞 体力・運動能力調査結果をもとに体力づくりを実践し、顕著な向上が図られた学校を表彰する。 ③各学校での表彰 元気っ子賞（小学校） パワーアップ賞（中学校） エンジョイ・スポーツライフ賞（高等学校） ウ 運動部活動の充実 (ア) 体罰防止指導者研修事業（県単）[H26～] 公立中・高等学校の体育主任・運動部活動中核教員を対象に体罰、ハラスメント根絶のためのセルフコントロールの理解及びスポーツ医・科学的理論に基づく指導法の習得を図る。 実施日数：3日間（講演会1日、実技種目2日） (イ) 運動部活動地域連携再構築事業（県・国補・国委託）[H20～] 「茨城県部活動の運営方針」を踏まえ、部活動指導員の活用、地域部活動及び合同部活動の研究を行い、部活動改革の推進を図る。 ①中学校部活動指導員の配置 公立中学校に部活動指導員を配置	1,373 70,367

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2)生涯スポーツや健康づくりの推進のための環境整備	②中学校地域部活動の実践研究 公立中学校に地域部活動を設置した実践研究 ③県立高校の合同部活動の体制構築実践研究 学校単独で練習や大会出場が困難な部活動、競技人口が少なく専門的指導が必要な運動部活動を推進する。 (同一地域の高校2校以上が集合し、合同部活動を実施) ④高等学校部活動指導員の派遣 県立高校に部活動指導員を派遣 エ 学校体育関係諸団体の育成 (ア) 県中学校・高等学校体育連盟育成事業(県単) [S45~] 県中体連・高体連の運営及び関東・全国大会への派遣に要する経費等を補助する。 (イ) 県特別支援学校体育連盟育成事業(県単) [S56~] 県特体連の運営及び関東・全国大会への派遣に要する経費等を補助する。	62,920 1,062
	(目的) 県民の誰もが、それぞれの体力や年齢等に応じて日ごろから安全にスポーツを楽しむことができるよう、県営体育施設の充実を図る。 (内容) ア 県営体育施設の管理運営(県・国補) [S28~] 県民の多様なスポーツニーズに応えられる各種スポーツ教室・スポーツイベント等を積極的に展開するとともに、管理コストの縮減、利用者サービスの更なる向上を図る。 (ア) 堀原運動公園 施設概要: 本県の武道を象徴する施設である武道館、野球場、競技場を有するスポーツ施設 (イ) 笠松運動公園 施設概要: 陸上競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場、体育館、テニスコート等を有する県内で最も充実した総合スポーツ施設 (ウ) 里美野外活動センター 施設概要: 集会場や多目的室を備えた宿泊施設と約600名が宿泊できるキャンプ場を持つ野外活動施設 (エ) 県営ライフル射撃場 施設概要: エアライフル(10m)射撃場とスモールボア(30m)射撃場を有する県営射撃場	586,716
	イ 県営体育施設設備整備事業(県・国補) [S28~] 老朽化した県営体育施設について、計画的な改修等を行う。 ・笠松運動公園: プール棟自動火災報知設備更新 プール棟中央監視装置更新等 ・堀原運動公園: 雨水管清掃業務委託 野球場園路伐根舗装工事等	189,676

3 健康教育の推進

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 食に関する指導 と学校給食の充実	(目的) 健康教育の一環としての学校給食の充実を図るため、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食施設設備の整備充実及び安全・衛生に留意した給食の提供に努める。 (内容) ア 食に関する指導の充実 (ア) 児童生徒の食育推進事業（県単）[H18～] 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携し、保護者への啓発活動の充実を図り、食育のより一層の推進を図る。 ①食に関する指導の充実 ・栄養教諭の指導力向上 ・食育講演会の開催（栄養教諭の派遣） ②多角的な観点からの食育の普及啓発 ・食育推進指導者研修会等の開催 ③学校給食研究推進校 （県指定・3年間） ・食に関する指導上の諸問題についての実践研究 1年次（R3～R5）潮来市立潮来第一中学校 3年次（R元～R3）ひたちなか市立那珂湊第三小学校 (イ) 訪問指導の充実 食に関する指導の現状把握及び諸問題について協議・指導を行う。 (ウ) 指導体制の充実 日常の指導や校内研修等により教職員の共通理解を図るとともに、校長を中心とする指導体制を確立する。 また、栄養教諭等の専門性を活かすため、積極的に企画運営に参加できる体制づくりを確立する。 イ 各種研修の充実 学校給食における衛生管理の徹底や食に関する指導等の充実を図るため、各種研修会を開催し、関係職員の資質の向上に努める。 (ア) 食育推進指導者研修会 食育推進指導者の資質及び実践的な指導力の向上に関する研修 (イ) 栄養教諭等研修会 学校給食における衛生管理及び食に関する指導の研修 (ウ) 市町村学校給食事務担当者会議 学校給食の諸課題と事務処理に関する研修 ウ 学校給食施設設備の整備充実 学校給食の普及及び安全な学校給食の提供を図るため、公立学校の給食施設整備を促進する。 学校施設環境改善交付金（国交付金） ・単独調理場施設（交付率：新增築1／2、改築1／3） ・共同調理場施設（交付率：新增築1／2、改築1／3） ・炊飯給食施設（交付率：新增築1／2） ・アレルギー対策室（交付率：新增築1／2、改築1／3）	767

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	エ 内容豊かな学校給食の提供 学校給食の充実を図るため、地域の食生活の実態や児童生徒の心身の発達段階等を十分配慮した学校給食摂取基準の確保に努めるとともに、調理配食の工夫に努める。 (ア) 米飯給食の推進 学校における米飯給食推進の趣旨を踏まえ、引き続きその推進に努める。 (イ) 学校給食用牛乳飲用の促進 学校給食用牛乳促進の趣旨を踏まえ、引き続き牛乳の使用促進に努める。 (ウ) 地場産物の活用 献立の工夫及び食に関する指導等により、地場産物を積極的に活用し、給食内容の多様化を図る。 (エ) 学校給食栄養報告 学校給食における栄養内容等の実態を把握し、国に報告する。 実施時期：6月、11月 実施学校：小学校3校、中学校1校 夜間定時制高校1校、共同調理場2箇所 オ 学校給食衛生管理強化事業（県単）[H14～] 安全・衛生に留意した学校給食の提供に努める。 (ア) 県立学校給食用食材検査 学校給食用食材について、微生物検査及び理化学検査、放射性物質検査を実施することで、学校給食の安心安全を確保する。 ・県立対象校：特別支援学校20校、夜間定時制高校6校 (イ) 学校給食衛生管理実地研修会 食品衛生に関する専門業者に委託し、調理場の衛生管理を直接指導するとともに、その改善点について研修会で周知することにより、学校給食の衛生管理の徹底を図る。 ・対象調理場：6箇所（県立3箇所、市町村立3箇所） ・研修対象者：栄養教諭、教育委員会・調理施設関係者等 (ウ) 学校給食の衛生管理等に関する調査研究(国委嘱) [H22～] 学校給食衛生管理基準に基づき、学校調理施設に対し衛生管理等に関する改善指導を行うことにより、衛生管理の強化を図る。 カ 県立学校給食実施事業（県単）[R2～] 調理場を有しない県立学校について、市町村や給食事業者へ給食調理及び配送等を委託することで、市町村等の調理場から給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進と食育の推進を図る。 ・対象校 既存校 並木中等教育学校 他6校 令和3年度開校 水戸第一、土浦第一の各附属中学校、勝田中等教育学校	2,048 73,986

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(2) 学校保健と健康教育の充実	(目的) 児童生徒に、学校保健に関する基礎的・基本的な内容について理解を深めさせるとともに、生涯にわたって健康に生活するための態度や能力の育成に努める。 (内容) ア 保健教育の充実 (ア) 学校保健推進訪問指導の充実 学校保健に関する指導の現状把握及び管理上の諸問題について協議・指導を行う。 (イ) 研究推進校の支援 ・学校保健・学校安全研究推進校(県指定・3年間) 心身ともに健やかで、たくましく生きる児童生徒の育成を目指して学校保健に関する実践的研究を行い、その充実に資する。 1年次(R3～R5) 高等学校1校 2年次(R2～R4) 下妻市立宗道小学校 3年次(R元～R3) 北茨城市立関本中学校 ・歯、口の健康づくり推進校(日本学校歯科医会・2年間) う歯、歯周疾患及び咀嚼機能など総合的な学校歯科保健に関する今日的課題について実践的研究を行い、その充実に資する。 1年次(R3～R4) 取手市立寺原小学校 (ウ) 学校保健指導者研修 対象：幼稚園、小・中・義務教育・高等・中等教育・特別支援学校教員、教育委員会担当者 内容：学校保健に関する諸問題の研究発表及び講演 (エ) 「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業(県単)[H15～] 児童生徒の心身の健康問題に対応するため、指導者研修等を通して、児童生徒の「生きる力」の育成を図る。 ・養護教諭研修会の開催 ・学校保健推進訪問指導 ・防止教室の開催(喫煙・飲酒・薬物乱用防止等) ・性に関する講演会等の開催 ・性に関する意識調査 (オ) 学校保健・学校安全表彰 「健康推進学校」「よい歯の学校」として、優秀な学校を表彰する。 (カ) がん教育総合支援事業(県・国委託)[H26～] 児童生徒に対し、がんそのものや患者に対する理解などの具体的な知識を身に付けさせるとともに、教員を対象に、がん教育モデル授業発表会を行い、資質の向上を図る。 ・がん教育講演会 (小学校10校程度、中学校10校程度、高等学校等5校程度) ・がん教育指導者研修会(高等学校教員等) ・がん教育教材等の配付 (キ) 学校保健推進協議会の開催 児童生徒の健康上の諸問題について、関係者による協議会を開催し、学校保健の充実に努める。 (ク) 小学校口腔衛生推進事業(県単)【新規】 小学校でのフッ化物洗口を推進するため、モデル校において取り組む。	1,344 1,016 2,500

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																							
	・ 5 市町村 小学校（各地区 1 校）を想定 ・ モデル市町村に対し、実施に係る費用を補助 イ 保健管理の充実 （ア）健康診断の充実 ・ 幼児児童生徒の健康診断 県立学校の幼児児童生徒について、次の検査を行い、 疾病の早期発見と事後措置の徹底に努める。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>対 象</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td rowspan="5">結 核</td><td>中学校 全 員</td><td>問診</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 小・中学部全 員</td><td></td></tr> <tr> <td>中等教育学校 4 学年全 員</td><td rowspan="3">胸部 X 線間接撮影</td></tr> <tr> <td>高等学校 1 学年全 員</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 高等部 1 学年全 員</td></tr> <tr> <td>尿</td><td>幼児・児童生徒 全 員</td><td>蛋白、潜血、糖についての検査</td></tr> <tr> <td rowspan="4">心 臓</td><td>中学校 1 学年全 員</td><td rowspan="4">心電図検査</td></tr> <tr> <td>中等教育学校 1・4 学年全 員</td></tr> <tr> <td>高等学校 1 学年全 員</td></tr> <tr> <td>特別支援学校 各学部 1・4 学年全 員</td></tr> </table> ※市町村立学校については、県立学校同様実施するよう指導する。 ・ 教職員の健康診断 県立学校の教職員について、次の検査を行い、疾病の 早期発見及び事後措置の徹底に努める。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>対 象</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>結 核</td><td>全教職員</td><td>胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）</td></tr> <tr> <td>一般検診</td><td>全教職員</td><td>既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、 腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の 検査</td></tr> <tr> <td>心 臓</td><td>全教職員</td><td>心電図検査</td></tr> <tr> <td>血液検査</td><td>全教職員</td><td>肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）、貧血検査（血色素 量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、 HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値</td></tr> <tr> <td>胃</td><td>40 歳以上の 教 職 員</td><td>胃のレントゲン検査</td></tr> </table> ※市町村立学校の教職員については、県立学校同様実施するよう指導する。 （イ）学校歯科保健の充実 学校における歯科保健指導の充実及び治療の徹底を図る よう指導する。 （ウ）学校環境衛生検査の充実 検査器具を整備し、定期検査、日常点検及び事後措置の 徹底を図るよう指導する。 ・ 飲料水及び水泳プールの水質の状況 ・ 飲料水、水泳プールの施設設備の衛生状態及び浄化消 毒等のための設備の機能 ・ 受水槽等の維持管理	項 目	対 象	内 容	結 核	中学校 全 員	問診	特別支援学校 小・中学部全 員		中等教育学校 4 学年全 員	胸部 X 線間接撮影	高等学校 1 学年全 員	特別支援学校 高等部 1 学年全 員	尿	幼児・児童生徒 全 員	蛋白、潜血、糖についての検査	心 臓	中学校 1 学年全 員	心電図検査	中等教育学校 1・4 学年全 員	高等学校 1 学年全 員	特別支援学校 各学部 1・4 学年全 員	項 目	対 象	内 容	結 核	全教職員	胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）	一般検診	全教職員	既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、 腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の 検査	心 臓	全教職員	心電図検査	血液検査	全教職員	肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、貧血検査（血色素 量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、 HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値	胃	40 歳以上の 教 職 員	胃のレントゲン検査	82,747 35,337
項 目	対 象	内 容																																							
結 核	中学校 全 員	問診																																							
	特別支援学校 小・中学部全 員																																								
	中等教育学校 4 学年全 員	胸部 X 線間接撮影																																							
	高等学校 1 学年全 員																																								
	特別支援学校 高等部 1 学年全 員																																								
尿	幼児・児童生徒 全 員	蛋白、潜血、糖についての検査																																							
心 臓	中学校 1 学年全 員	心電図検査																																							
	中等教育学校 1・4 学年全 員																																								
	高等学校 1 学年全 員																																								
	特別支援学校 各学部 1・4 学年全 員																																								
項 目	対 象	内 容																																							
結 核	全教職員	胸部 X 線間接撮影、精密検査（必要なもの）																																							
一般検診	全教職員	既往歴、自覚症状・他覚症状の有無、身長、体重、 腹囲、視力、聴力、血圧、尿（蛋白、潜血、糖）の 検査																																							
心 臓	全教職員	心電図検査																																							
血液検査	全教職員	肝機能（GOT、GPT、 γ -GTP）、貧血検査（血色素 量、赤血球数）、血中脂質（LDL コレステロール、 HDL コレステロール、中性脂肪）、血糖値																																							
胃	40 歳以上の 教 職 員	胃のレントゲン検査																																							

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	・教室内等の空気環境、化学物質検査 (エ) 学校保健委員会の充実 学校保健を計画的、組織的に推進し、児童生徒の健康増進を図るため、各学校の実態に即した学校保健委員会の設置促進及び充実を図る。 (オ) 学校教職員の保健管理の強化 県立学校の健康管理医による教職員健康診断の事後措置の徹底や面接指導体制の確立等により、県立学校の教職員の保健管理の強化を図るとともに、労働安全衛生管理研修会の開催や衛生管理者の養成を通して、県立学校の安全衛生管理体制の整備促進に努める。 ・労働安全衛生管理研修会の開催 対象：県立学校管理職及び衛生管理者 内容：職場における安全衛生管理体制、教職員のメンタルヘルス等について ・資格者（衛生管理者）の養成 (カ) 県立学校教職員ストレスチェック事業（県単）[H28～] 労働安全衛生法に基づいて、ストレスチェックを実施し、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、働きやすい職場づくりを進めることにより、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る。 ・ストレスチェックの実施 ・高ストレス者のうち、希望者を対象とした医師による面接指導 ・職場環境の改善を目的とした集団ごとの集計・分析 (キ) 市町村教育委員会学校保健担当者研修会の開催 対象：市町村教育委員会学校保健担当者 内容：学校保健に関する諸問題への対応と事務処理等における県と市町村の共通理解を図る。 (ク) 学校保健関係団体との連携 健康診断事務委託及び学校保健会育成費負担等により、県学校保健会との連携を図り、学校保健活動の一層の充実に努める。	22,235 11,290

4 児童生徒等の安全の確保

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校の安全対策の推進	(目的) 児童生徒に、学校安全に関する基礎的・基本的な内容についての理解を深めさせるとともに、生涯にわたって安全に生活するための態度や能力の育成に努める。 また、学校における子どもの安全を確保するため、教職員の資質向上、緊急時の連絡体制の整備、地域との連携による学校の危機管理体制の強化に努める。 (内容) ア 安全教育の充実 (ア) 学校安全訪問指導の実施 学校安全に関する指導の現状把握及び管理上の諸問題についての協議及び指導を行う。	

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	(イ) 研究推進校の支援 ・学校保健・学校安全研究推進校（県指定・3年間） 生涯にわたって安全に生活する児童生徒の育成を目指し、学校安全に関する指導の今日的課題について実践的研究を行う。 1年次（R3～R5）高等学校1校 2年次（R2～R4）下妻市立宗道小学校 3年次（R元～R3）北茨城市立関本中学校	
	(ウ) 学校安全教室推進事業（国委託）[H15～] 各学校における、防犯・防災・交通安全に関する安全教室の開催を推進するため、指導者に対する講習会等を実施し、安全教育の充実に資する。 ・防犯教室指導者講習会の開催 ・安全教育指導者研修会の開催 ・心肺蘇生法実技講習会の開催	708
	(エ) 児童生徒交通安全意識啓発事業（県単）[H26～] 通学時の安全に関するリーフレットを小学校5年生に配布し、交通安全や不審者対応に関する知識や危険予測・回避能力を身に付けさせるとともに、その成果を通学時の下級生に対する通学安全指導や学校での安全マップ等の作成に活用する。	530
	(オ) 高等学校交通安全対策事業（県単）[H14～] 対象：県下全高等学校 内容：交通安全マナーアップ学校委員会の設置 交通安全マナーアップ地域協議会の設置 交通安全標語の募集及び表彰 原付バイク指導者実技研修会	236
	イ 安全管理の充実 (ア) 学校安全管理の強化 校舎内外、通学路等の安全点検を実施し、安全管理の徹底を図る。なお、学校安全管理の手引きに基づき、各学校がマニュアルを作成し、児童生徒の安全確保を図る。 (イ) 防災管理体制の整備充実 防災施設の点検及び避難訓練等の充実や教職員による学校避難所運営支援体制の構築を図るとともに、防災に関する指導計画の改善を行い、指導体制の整備充実に努める。 (ウ) 学校安全関係団体との連携 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び高等学校教育研究会と連携し、県立学校幼児・児童生徒の学校管理下における災害共済掛金負担や高等学校交通安全対策事業を通して、学校安全管理の一層の徹底に努める。	
	ウ 連携体制の構築・強化 (ア) 緊急情報メール配信システム運用事業（県単）[H23～] 公立及び私立学校（園）を対象に、緊急かつ重大な事件事故が発生した場合等に、学校や保護者等に情報を速やかに伝える伝達体制を整備し、学校安全対策の一層の向上を図る。	122,992
	(イ) 学校安全総合支援事業（国委託）[H24～] 学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門	916
		3,136

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	家の活用を進めるとともに、学校間の連携を促進する。 ・ 県推進委員会の設置 ・ モデル地域の設定（災害安全領域及び交通安全領域） ・ 地域をけん引する役割を担う拠点校の設定 ・ 拠点校及び近隣校における組織的取組による安全管理及び安全教育の充実 ・ モデル地域内の学校間連携体制の構築 ・ 学校安全アドバイザーの派遣による学校安全推進体制に関する指導助言 ・ モデル地域の取組の成果の普及 (ウ) 通学路の安全に係る市町村担当者会議の開催 各市町村における通学路交通安全プログラムの取組状況や「登下校防犯プラン」に基づく安全対策に関する情報交換を行い、通学路安全対策の向上を図る。	

第6 私学行政の推進

総務部総務課私学振興室

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																								
(1) 私立高等学校等経常費補助事業費	(補助内容) 私立学校の経営の健全化と教育条件の維持向上、生徒等の保護者の修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行う。 ○補助単価（児童・生徒1人当たり） <table><tr><td>全 日 制 高 等 学 校</td><td>368,334 円</td></tr><tr><td>中等教育学校（後期課程）</td><td>368,334 円</td></tr><tr><td>〃（前期課程）</td><td>337,153 円</td></tr><tr><td>中 学 校</td><td>337,153 円</td></tr><tr><td>小 学 校</td><td>335,589 円</td></tr><tr><td>狭域通信制高等学校</td><td>80,082 円</td></tr></table> 授業目的公衆送信補償金制度を活用した私立学校に対して、在籍生徒数に応じた金額を加算。 ○補助単価（加算分）（児童・生徒1人当たり） <table><tr><td>全 日 制 高 等 学 校</td><td>462 円</td></tr><tr><td>中等教育学校（後期課程）</td><td>462 円</td></tr><tr><td>〃（前期課程）</td><td>198 円</td></tr><tr><td>中 学 校</td><td>198 円</td></tr><tr><td>小 学 校</td><td>132 円</td></tr><tr><td>狭域通信制高等学校</td><td>462 円</td></tr></table>	全 日 制 高 等 学 校	368,334 円	中等教育学校（後期課程）	368,334 円	〃（前期課程）	337,153 円	中 学 校	337,153 円	小 学 校	335,589 円	狭域通信制高等学校	80,082 円	全 日 制 高 等 学 校	462 円	中等教育学校（後期課程）	462 円	〃（前期課程）	198 円	中 学 校	198 円	小 学 校	132 円	狭域通信制高等学校	462 円	9,915,498
	全 日 制 高 等 学 校	368,334 円																								
中等教育学校（後期課程）	368,334 円																									
〃（前期課程）	337,153 円																									
中 学 校	337,153 円																									
小 学 校	335,589 円																									
狭域通信制高等学校	80,082 円																									
全 日 制 高 等 学 校	462 円																									
中等教育学校（後期課程）	462 円																									
〃（前期課程）	198 円																									
中 学 校	198 円																									
小 学 校	132 円																									
狭域通信制高等学校	462 円																									
(2) 私立高等学校等就学支援事業費	(補助内容) 私立高等学校等の生徒について、高等学校等就学支援金として授業料の一定額を支給（学校設置者が代理受領）することにより、教育費負担の軽減を図る。 ○支給額（単位：円/年） <table><tr><th>年収の条件</th><th>支給上限額</th><th>加算区分</th></tr><tr><td>590 万円未満</td><td>396,000</td><td>加算</td></tr><tr><td>590～910 万円未満</td><td>118,800</td><td>加算なし</td></tr><tr><td>910 万円以上</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	年収の条件	支給上限額	加算区分	590 万円未満	396,000	加算	590～910 万円未満	118,800	加算なし	910 万円以上	-	-	6,715,956												
年収の条件	支給上限額	加算区分																								
590 万円未満	396,000	加算																								
590～910 万円未満	118,800	加算なし																								
910 万円以上	-	-																								
(3) 私立高等学校等授業料等減免事業費	(補助内容) 経済的理由により、授業料や入学金の納入が困難な生徒への授業料等の軽減措置を行う学校法人に対して補助を行う。 ○ 入学金軽減事業 <table><tr><th>年収の目安</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>350 万円～590 万円</td><td>48,000 円</td></tr></table>	年収の目安	補助上限額	350 万円～590 万円	48,000 円	200,708																				
年収の目安	補助上限額																									
350 万円～590 万円	48,000 円																									

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																																		
(4) 私立高等学校等奨学給付金事業費	<table><tr><td>350 万円程度未満</td><td>96,000 円</td></tr></table> ○ 授業料軽減事業 ・ 家計急変世帯向け <table><tr><td>区分</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>249,480 円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>357,000 円</td></tr><tr><td>小学校</td><td>372,000 円</td></tr></table> ・ 高等学校専攻科向け <table><tr><td>年収の目安</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>590 万未満</td><td>162,000 円</td></tr><tr><td>380 万未満</td><td>213,600 円</td></tr><tr><td>270 万未満</td><td>427,200 円</td></tr></table> ・ 小中学校向け <table><tr><td>年収の目安</td><td>補助上限額</td></tr><tr><td>400万円未満</td><td>小学校 100,000円 中学校 172,000円</td></tr></table> ・ 被災児童生徒向け 県平均額（全国平均を上回る場合は全国平均額）まで補助 (補助内容) 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。 ○支給額 (単位：円/年) <table><tr><td>世帯区分</td><td>支給額</td></tr><tr><td>生活保護受給世帯 (全日制等・通信制)</td><td>52,600</td></tr><tr><td>非課税世帯 (全日制等 (第1子))</td><td>129,600</td></tr><tr><td>非課税世帯 (全日制等 (第2子以降))</td><td>150,000</td></tr><tr><td>非課税世帯 (通信制)</td><td>50,100</td></tr><tr><td>生活保護・非課税世帯 (専攻科)</td><td>50,100</td></tr></table> ※家計急変世帯については、家計急変以降の月数に応じて支給額を決定する。	350 万円程度未満	96,000 円	区分	補助上限額	高等学校	249,480 円	中学校	357,000 円	小学校	372,000 円	年収の目安	補助上限額	590 万未満	162,000 円	380 万未満	213,600 円	270 万未満	427,200 円	年収の目安	補助上限額	400万円未満	小学校 100,000円 中学校 172,000円	世帯区分	支給額	生活保護受給世帯 (全日制等・通信制)	52,600	非課税世帯 (全日制等 (第1子))	129,600	非課税世帯 (全日制等 (第2子以降))	150,000	非課税世帯 (通信制)	50,100	生活保護・非課税世帯 (専攻科)	50,100	259,728
	350 万円程度未満	96,000 円																																		
	区分	補助上限額																																		
	高等学校	249,480 円																																		
	中学校	357,000 円																																		
	小学校	372,000 円																																		
	年収の目安	補助上限額																																		
	590 万未満	162,000 円																																		
	380 万未満	213,600 円																																		
	270 万未満	427,200 円																																		
年収の目安	補助上限額																																			
400万円未満	小学校 100,000円 中学校 172,000円																																			
世帯区分	支給額																																			
生活保護受給世帯 (全日制等・通信制)	52,600																																			
非課税世帯 (全日制等 (第1子))	129,600																																			
非課税世帯 (全日制等 (第2子以降))	150,000																																			
非課税世帯 (通信制)	50,100																																			
生活保護・非課税世帯 (専攻科)	50,100																																			
(5) 私立学校特色ある教育推進事業費	(事業内容) 私立学校に関する相談業務に適切に対応するため、私学振興室内に相談員を配置し、私立学校の教育環境確保を図る。	2,377																																		
(6) 私立学校退職手当等補助事業費	(補助内容) 私立学校教職員の共済長期掛金の負担軽減及び私立小中高等学校教職員等の退職基金造成の補助を行う。 ・ 私立学校教職員共済組合補助 200,043 千円 ・ 私立学校退職手当補助 204,778 千円	404,821																																		

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)																					
(7) 専修学校経常費等補助 事業費	(補助内容) [学校法人立専修学校運営費補助] 高等教育機関の一翼を担っている学校法人立専修学校に対し運営費の一部を補助することにより、教育条件の向上、経営の健全性の向上、生徒の保護者負担の軽減を図る。 ・補助単価(生徒1人当たり) 高等課程 75,000 円 専門・一般課程 17,500 円 [学校法人立インターナショナルスクール運営費補助] 国際バカロレア機構から教育プログラムの認定を受けたインターナショナルスクールに対し運営費の一部を補助することにより、経営の健全性の向上、生徒の保護者負担の軽減を図る。 ・補助額：小・中・高等学校相当生徒数×補助単価	124,215																					
(8) 私立専門学校修学支援 事業費	(補助内容) 私立専門学校修学支援金として授業料及び入学金の一定額を支給(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。 ○ 支給額 (単位：円/年) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>年収の目安</th><th>支給額(補助上限)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">授業料</td><td>270万円未満</td><td>590,000</td></tr> <tr> <td>270～300万円</td><td>393,400</td></tr> <tr> <td>300～380万円</td><td>196,700</td></tr> <tr> <td>380万円以上</td><td>支給なし</td></tr> <tr> <td rowspan="4">入学金</td><td>270万円未満</td><td>160,000</td></tr> <tr> <td>270～300万円</td><td>106,700</td></tr> <tr> <td>300～380万円</td><td>53,400</td></tr> <tr> <td>380万円以上</td><td>支給なし</td></tr> </tbody> </table> ※給付型奨学金の支給は、日本学生支援機構が実施。		年収の目安	支給額(補助上限)	授業料	270万円未満	590,000	270～300万円	393,400	300～380万円	196,700	380万円以上	支給なし	入学金	270万円未満	160,000	270～300万円	106,700	300～380万円	53,400	380万円以上	支給なし	466,115
	年収の目安	支給額(補助上限)																					
授業料	270万円未満	590,000																					
	270～300万円	393,400																					
	300～380万円	196,700																					
	380万円以上	支給なし																					
入学金	270万円未満	160,000																					
	270～300万円	106,700																					
	300～380万円	53,400																					
	380万円以上	支給なし																					

保健福祉部子ども政策局子ども未来課

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
(1) 学校法人立幼稚園經常費補助事業費	(補助内容) 私立幼稚園の経営の健全化と教育条件の維持向上、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の経常的経費に対して補助を行う。 ・補助単価(幼児1人当たり) 202,271円	873,104
(2) 私立幼稚園等特別支援教育補助事業費	(補助内容) 特別支援教育の振興及び保護者負担の軽減を図り、障害児等の就園を促進するため、教職員の手厚い配置に係る経費等の補助を行う。 ・補助単価 784千円以内/幼児1人(障害児等2人以上) 392千円以内/幼児1人(障害児等1人)	371,616
(3) 私立幼稚園等預かり保育推進事業費	(補助内容) [通常分]…安心して子供を生み育てられる環境づくりを推進するため預かり保育に対し補助を行う。 ・補助額 各園の預かり保育の実績を考慮し、補助する。 [拡充分]…1日あたり4時間以上実施する場合(通常日預かり保育(加算)),長期休業日(夏休み),休業日(土日・祝日)の各預かり保育に対して補助を行う。 ・補助単価 通常日預かり保育(加算)(1時間当たり) 160,000円～ 長期休業日預かり保育(1園当たり) 160,000円～ 休業日預かり保育(1園当たり) 300,000円～	124,760
(4) 認定こども園等教育支援体制整備事業費	(補助内容) 私立幼稚園等の遊具等の整備費用や、研修の開催費用、ICT化費用等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止用品の備品購入費等を支援することにより、質の高い環境で子どもを安心して育てることができる体制の整備を図る。 ・補助対象:私立幼稚園等の設置者 ・補助率:遊具,教具等整備事業 1/3(認定こども園 1/2) 研修開催支援事業 1/2, ICT化支援事業 3/4, 新型コロナウイルス感染症対策事業 10/10	184,000
(5) 私立幼稚園退職手当助成金補助事業費	(補助内容) 私立幼稚園教職員等の退職基金造成の補助を行う。	143,508
(6) 幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業費	(補助内容) 私立幼稚園における教育体制の充実を図り、幼児期の健やかな成長を支援するため、園の運営に必要な教育補助員等の配置に係る経費の補助を行う。 ・補助対象:子ども・子育て支援新制度に移行している	59,400

事 項 名	事 業 の 概 要	予算額(千円)
	私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む） ・補助額：1,080千円以内／	

第 7 資料 教 育 関 係 諸 団 体 一 覧

令和 3 年 4 月 1 日現在

※ () は公益・一般の社団・財団法人の略称

団 体 名	代表役職	代表者名	住 所	電 話
(公財) 茨城県教育財団	理 事 長	柴原 宏一	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-225-6587
(公財) 茨城県スポーツ協会	会 長	大井川和彦	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-303-7222
(公財) 茨城県スポーツ協会 茨城県スポーツ少年団	本 部 長	高山 能昌	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-303-7222
茨城県学校保健会	会 長	鈴木 邦彦	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内	029-297-8220
茨城県学校栄養士協議会	会 長	樋口 教子	〒319-0323 水戸市鯉淵町三ノ割 2508-52 茨城県学校給食会内	029-259-0011
(公財) 茨城県学校給食会	理 事 長	山崎 裕	〒319-0323 水戸市鯉淵町三ノ割 2508-52	029-259-0011
(公財) スポーツ安全協会茨城県支部	支 部 長	根本 聡	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-297-7600
茨城県図書館協会	会 長	山田 順一	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 県立図書館内	029-221-5569
公立学校共済組合茨城支部	支 部 長	小泉 元伸	〒310-8588 水戸市笠原町 978-6 福利厚生課内	029-301-5412
(一財) 茨城県教職員互助会	理 事 長	小泉 元伸	〒310-8588 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁内	029-301-6111
(公社) 茨城県青少年育成協会	会 長	大窪 修二	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 県立青少年会館内	029-227-2747
(一社) 茨城県教育会	会 長	樋口 浩史	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-221-2747
茨城県学校長会	会 長	小野瀬 繁子	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県高等学校長協会	会 長	石井 純一	〒303-0011 水戸市三の丸 3-10-1 水戸第一高校内	029-224-2254
茨城県特別支援学校長会	会 長	古川 仁	〒304-0005 下妻市半谷芝山 492-4 下妻特別支援学校内	0296-44-1800
茨城県女性校長・教頭会	会 長	板橋 幸子	〒310-0044 水戸市西原 1-3-12 水戸市立常盤小学校内	029-224-2272
茨城県小中学校教頭会	会 長	高貫 和夫	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-2711
茨城県立高等学校教頭・副校長会	会 長	鈴木 鉄治	〒310-0011 水戸市三の丸 2-7-27 水戸第三高校内	029-224-2044
茨城県特別支援学校教頭・副校長会	会 長	大森 勝子	〒300-2348 つくばみらい市青古新田 300 伊奈特別支援学校内	0297-58-8727
茨城県教職員組合	執行委員長	杉山 繁	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-0221
茨城県高等学校教職員組合	執行委員長	蓮田 斉	〒310-0853 水戸市平須町表原 1-93	029-305-3075
茨城県国公立幼稚園・こども園長会・同幼稚園・こども園教育研究会	会 長	近重 敦子	〒310-0851 水戸市千波町 1443-2 千波幼稚園内	029-243-1022
茨城県幼稚園・認定こども園連合会	会 長	濱野 伸一	〒319-0304 水戸市有賀町 2249-2 妻里幼稚園内	029-259-2624
茨城県教育研究会	会 長	小野瀬 繁子	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県高等学校教育研究会	会 長	高村 祐一	〒310-0011 水戸市笠原町 1284 緑岡高校内	029-241-0311
(一財) 茨城県教育センター	理 事 長	砂川 洋一	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1300
茨城県教育研究連盟	会 長	荒川 智	〒310-8512 水戸市文京 2-1-1 茨城大学教育学部内	029-228-8204
茨城県女子体育連盟	会 長	井坂 恵子	〒310-0836 水戸市元吉田町 1757-1 水戸市立吉田小学校内	029-247-5252
茨城県中学校体育連盟	会 長	川原井 勝雄	〒310-0903 水戸市堀町 2304-2 水戸市立石川中学校内	029-239-3951
茨城県高等学校体育連盟	会 長	益子 雄行	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-300-5012
茨城県特別支援学校体育連盟	会 長	奥岡 智博	〒310-0851 水戸市千波町 2863-1 水戸聾学校内	029-241-1018
茨城県高等学校文化連盟	会 長	澤畑 保男	〒310-0852 水戸市笠原町 1284 緑岡高校内	029-241-0311
茨城県県立学校事務長会	会 長	小神野 泰男	〒305-0044 つくば市並木 4-5-1 並木中等教育学校内	029-851-1346
茨城県公立小中学校事務職員研究会	会 長	関根 文	〒306-0404 境町長井戸 168 境町立境第一中学校内	0280-87-0016
茨城県特別支援学校教育研究会	会 長	田口 美千代	〒300-0426 稲敷郡美浦村土屋字笹山 3127 美浦特別支援学校内	029-885-4166
茨城県特別支援教育推進連盟	会 長	飯塚 裕治	〒312-0062 ひたちなか市高場 2452 勝田特別支援学校内	029-285-5644
茨城県公立高等学校事務職員研究会	会 長	岡本 和浩	〒304-0067 下妻市下妻乙 226-1 下妻第一高校内	0296-44-5158

団 体 名	代表役職	代表者名	住 所	電 話
茨城県市町村教育委員会連合会	会 長	斎藤 勝	〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 龍ヶ崎市教育委員会内	0297-64-1111(内289)
茨城県市町村教育長協議会	会 長	今泉 寛	〒309-1792 笠間市中央 3-2-1 笠間市教育委員会内	0296-77-1101(内374)
茨城県退職校長会	会 長	梅原 勤	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-2001
茨城県退職教頭会	会 長	舘野 賢次郎	〒311-1125 水戸市大場町 933-1 教育プラザいばらき内	029-269-1313
茨城県退職公務員連盟	会 長	鯨岡 武	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-5683
茨城県産業教育振興会	会 長	豊崎 繁	〒310-0036 水戸市新荘 3-7-2 水戸商業高校内	029-224-4402
茨城県社会教育振興協議会	会 長	儘田 茂樹	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-225-6991
茨城県公民館連絡協議会	会 長	瀬崎 清一	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-225-6991
茨城県視聴覚教育振興会	会 長	鈴木 等	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-225-6991
茨城県社会教育委員連絡協議会	会 長	儘田 茂樹	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-225-6991
茨城県地域女性団体連絡会	会 長	櫻井よう子	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 三の丸庁舎内	029-221-7898
茨城県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	会 長	片根 志雄	〒313-0063 常陸太田市内堀町 256 太田進徳幼稚園内	0294-72-0317
茨城県PTA連絡協議会	会 長	畠山 佳樹	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-227-4779
茨城県高等学校PTA連合会	会 長	安見 貴志	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-221-1448
茨城県特別支援学校PTA連絡協議会	会 長	染谷 達也	〒306-0405 猿島郡境町塚崎 2170 境特別支援学校内	0280-87-8231
茨城県私立中学高等学校保護者会連合会	会 長	早瀬 純子	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
茨城県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会 長	永岡 桂子	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-0538
(一社)茨城県PTA安全互助会	理 事 長	小野 智久	〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 水戸生涯学習センター内	029-228-4707
(一社)茨城県子ども会育成連合会	理 事 長	町田 満	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 青少年会館内	029-221-6274
日本ボーイスカウト茨城県連盟	理 事 長	八木 雄二	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 青少年会館内	029-226-8482
(一社)ガールスカウト茨城県連盟	連 盟 長	山崎千恵子	〒310-0034 水戸市緑町 1-1-18 青少年会館内	029-226-5438
茨城県青少年赤十字指導者協議会	会 長	益子 雄行	〒310-0914 水戸市小吹町 2070 水戸桜ノ牧高校内	029-243-3644
茨城県私学協会	会 長	鈴木 康之	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
(公社)茨城県私学教育振興会	代表理事	田中 睦啓	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-1224
(一社)茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会	会 長	橋本 幸雄	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-226-0538
(公財)茨城県私立幼稚園退職基金財団	理 事 長	狩野 良和	〒310-0911 水戸市見和 1-356-2 水戸生涯学習センター分館内	029-291-6297
茨城県保育協議会	会 長	工藤 義人	〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内	029-243-4034
(公社)全国幼児教育研究協会茨城支部	会 長	水内 幸恵	〒310-0011 水戸市三の丸 2-6-8 茨城大学教育学部附属幼稚園内	029-224-3708
(公財)日本教育公務員弘済会茨城支部	支 部 長	高野富二男	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-8181
茨城県文化財保護協会	会 長	塙 東男	〒309-1611 笠間市笠間 1 笠間稲荷神社内	0296-73-0001
茨城県学校生活協同組合	理 事 長	吉田 豊	〒310-0852 水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館内	029-301-1071
(一社)茨城県専修学校各種学校連合会	会 長	八文字典昭	〒310-0812 水戸市浜田 2-11-18 水戸経理専門学校内	029-221-8771
(公財)茨城県国際交流協会	理 事 長	鈴木 哲哉	〒310-0851 水戸市千波町後川 745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階	029-241-1611
茨城県高等学校国際教育研究協議会	会 長	森田 一洋	〒300-0051 土浦市真鍋 6-11-20 土浦工業高校内	029-892-2103

学 校 概 要

令和２年５月１日現在

学校種別		学校数	学級数	幼児・児童・生徒数			教員数（本務）			職員 （本務）	
				男	女	計	男	女	計		
幼保連携型 認定こども園		市町村	20	90	1,177	1,063	2,240	6	289	295	33
		私	138[2]	678	10,147	9,610	19,757	129	2,484	2,613	602
		計	158[2]	768	11,324	10,673	21,997	135	2,773	2,908	635
幼稚園		国	1	5	56	72	128	2	5	7	－
		市町村	117	300	2,279	2,112	4,391	26	523	549	19
		私	121	750	8,637	8,226	16,863	89	1,258	1,347	232
		計	239	1,055	10,972	10,410	21,382	117	1,786	1,903	251
小学校		国	1	19	305	313	618	16	11	27	1
		市町村	468	6,387	69,998	66,596	136,594	3,295	6,199	9,494	669
		私	7	78	893	897	1,790	66	77	143	23
		計	476	6,484	71,196	67,806	139,002	3,377	6,287	9,664	693
中学校		国	1	12	215	217	432	15	7	22	2
		県	6	11	220	217	437	40	16	56	－
		市町村	209	2,747	35,126	33,292	68,418	3,058	2,462	5,520	304
		私	12	113	1,758	1,823	3,581	189	97	286	44
		計	228	2,883	37,319	35,549	72,868	3,302	2,582	5,884	350
義務教育学校		公	10	312	4,027	3,781	7,808	202	305	507	29
		計	10	312	4,027	3,781	7,808	202	305	507	29
高等学校	全日制	県	91[1]	1,411	26,421	25,615	52,036	2,698	1,384	4,082	766
		私	24	616	10,659	9,789	20,448	996	330	1,326	209
		計	115[1]	2,027	37,080	35,404	72,484	3,694	1,714	5,408	975
	定時制	県	5(7)	89	892	612	1,504	152	84	236	39
		県	(1)	2	3	62	65	－	－	－	－
		私	(1)	2	－	68	68	－	－	－	－
	専攻科	計	(2)	4	3	130	133				

※学校数の（ ）は併置校，[]は分校を外数で示す。

令和3年度 市 町 村 別 学 校 数

(令和3年4月1日現在)

教育 事務 所	区分	幼保連携型 認定こども園			幼稚園			小学校			中学校				義務教 育	高等学校			中等教育 学校		特別支援学校		
		公立	私立		国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	県立	公立	私立	公立	県立	私立	県立	私立	国立	県立	市立	
	市町村																						
県 合 計		20	142	②	1	105	120	1	458	7	1	8	205	12	12	94	①	31	3	3	1	23	1
		162		②	226			466			226				12	125	①	6		25			
水 戸 教 育 事 務 所	水 戸 市	2	3	①	1	14	14	1	32	2	1	1	15	2	1	8		8		1		6	
	笠 間 市		4				5		10				5		1	2					2		
	ひたちなか市					4	6		17				7		1	5			1		1	1	
	常陸大宮市	1	1			2	1		11				4			2							
	那 珂 市		2			1	2		9				5			2							
	小美玉市		4			3	1		8				3		1	1							
	茨 城 町		4			3	1		4				2			1							
	大 洗 町					3			2				2			1							
	城 里 町		2						5				2				①						
	東 海 村	1	2			4	1		6				2			1							
	大 子 町					1			6				4			1		1			1		
	計	4	22	①	1	35	31	1	110	2	1	1	51	2	4	24	①	9	1	1	1	10	
県 北 教 育 事 務 所	日 立 市	2	11			8	10		25	1		1	15	1		6	3					1	
	常陸太田市	4	1			4			12			1	7			2					1		
	高 萩 市		1			4			4				3			2	1						
	北 茨 城 市						4		11				4			1					1		
	計	6	13			16	14		52	1		2	29	1		11	4				2	1	
鹿 行 教 育 事 務 所	鹿 嶋 市	1	6			4			12			1	5	1		2	2				1		
	潮 来 市	1	8						6				4			1							
	神 栖 市	2	4			4			14				8			3							
	行 方 市		4			3			4				3			2							
	鉾 田 市		2			4			10			1	4			2							
	計	4	24			15			46			2	24	1		10	2				1		
県 南 教 育 事 務 所	土 浦 市		4			1	11		15			1	7	1	1	5	3		1		1		
	石 岡 市		2				5		19				5	1		3	1				1		
	龍ヶ崎 市		6				4		11			1	6			3	1						
	取 手 市		7	①		1	5		14	1			6	2		5	2						
	牛 久 市		2			2	3		7				5	1	1	2	2						
	つくば 市		6			18	8		29				12	1	4	4	3	1			1		
	守 谷 市		1				5		9	1			4			1							
	稲 敷 市	2	1			3	1		7				4			1							
	かすみ がう ら市		2				1		8	1			3	1			1						
	つくば みらい 市		4			3	1		10	1			4			1			1		1		
	美 浦 村					1	1		3				1								1		
	阿 見 町		1				3		7				3	1			1				1		
	河 内 町	1													1								
	利 根 町		1				2		3				1										
	計	3	37	①		29	50		142	4		2	61	8	7	25	14	1	2		6		
県 西 教 育 事 務 所	古 河 市		11				8		23				9			5	1	1					
	結 城 市		1				3		9				3			3					1		
	下 妻 市					6	3		9				3			2					1		
	常 総 市		4			2	1		14				5			3							
	筑 西 市	1	19			1	3		20			1	7			4					1		
	坂 東 市	2	4			1	1		13				4			3							
	桜 川 市		1				1		8				4		1	2	1						
	八 千 代 町		1				3		5				2			1							
	五 霞 町		2						2				1										
	境 町		3				2		5				2			1					1		
	計	3	46			10	25		108			1	40		1	24	2	1			4		

新設・廃止等状況

(1) 新設

市 町 村	設置立	学校名	開設年月日	備考
小 美 玉 市	市 立	よつば幼稚園	令和3年4月1日	新設
那 珂 市	私 立	瓜連認定こども園	令和3年4月1日	幼保連携型認定こども園の新設
鉾 田 市	私 立	旭保育園	令和3年4月1日	幼保連携型認定こども園の新設
鉾 田 市	私 立	旭保育園(分園)	令和3年4月1日	幼保連携型認定こども園の新設
つくば市	私 立	かやまるこども園	令和3年4月1日	幼保連携型認定こども園の新設
常 総 市	市 立	おひさま幼稚園	令和3年4月1日	玉幼、豊田幼、御城幼を統合し新設
常 総 市	市 立	にじいろ幼稚園	令和3年4月1日	岡田幼稚園、飯沼幼稚園を統合し新設
稲 敷 市	市 立	桜川小学校	令和3年4月1日	阿波小、浮島小、古渡小を統合して新設
ひたちなか市	市 立	美乃浜学園	令和3年4月1日	平磯小、磯崎小、阿字ヶ浦小、平磯中、阿字ヶ浦中を統合して新設
小 美 玉 市	市 立	玉里学園義務教育学校	令和3年4月1日	玉里小、玉里北小、玉里東小、玉里中を統合して新設
水 戸 市	県 立	水戸第一高等学校附属中学校	令和3年4月1日	新設
土 浦 市	県 立	土浦第一高等学校附属中学校	令和3年4月1日	新設
ひたちなか市	県 立	勝田中等教育学校	令和3年4月1日	新設
つくば市	私 立	S高等学校	令和3年4月1日	新設。通信制課程のみ。

(3) 廃止

市 町 村	設置立	学校名	廃止年月日	備考
水 戸 市	市 立	飯富幼稚園	令和3年3月31日	廃止
水 戸 市	市 立	稲荷第二幼稚園	令和3年3月31日	廃止
ひたちなか市	市 立	磯崎幼稚園	令和3年3月31日	廃止
小 美 玉 市	市 立	納場幼稚園	令和3年3月31日	よつば幼稚園に統合
小 美 玉 市	市 立	堅倉幼稚園	令和3年3月31日	よつば幼稚園に統合
小 美 玉 市	市 立	竹原幼稚園	令和3年3月31日	よつば幼稚園に統合
小 美 玉 市	市 立	羽鳥幼稚園	令和3年3月31日	よつば幼稚園に統合
日 立 市	市 立	高鈴幼稚園	令和3年3月31日	廃止
日 立 市	市 立	水木幼稚園	令和3年3月31日	廃止
土 浦 市	市 立	新治幼稚園	令和3年3月31日	廃止
石 岡 市	私 立	わかば八郷 八郷幼稚園	令和3年3月31日	廃止
常 総 市	市 立	玉幼稚園	令和3年3月31日	おひさま幼稚園に統合
常 総 市	市 立	豊田幼稚園	令和3年3月31日	おひさま幼稚園に統合
常 総 市	市 立	御城幼稚園	令和3年3月31日	おひさま幼稚園に統合
常 総 市	市 立	岡田幼稚園	令和3年3月31日	にじいろ幼稚園に統合
常 総 市	市 立	飯沼幼稚園	令和3年3月31日	にじいろ幼稚園に統合

市 町 村	設置立	学校名	廃止年月日	備考
小 美 玉 市	市 立	玉里小学校	令和3年3月31日	玉里学園義務教育学校に統合
小 美 玉 市	市 立	玉里北小学校	令和3年3月31日	玉里学園義務教育学校に統合
小 美 玉 市	市 立	玉里東小学校	令和3年3月31日	玉里学園義務教育学校に統合
ひたちなか市	市 立	平磯小学校	令和3年3月31日	美乃浜学園に統合
ひたちなか市	市 立	磯崎小学校	令和3年3月31日	美乃浜学園に統合
ひたちなか市	市 立	阿字ヶ浦小学校	令和3年3月31日	美乃浜学園に統合
潮 来 市	市 立	大生原小学校	令和3年3月31日	延方小学校に統合
稲 敷 市	市 立	阿波小学校	令和3年3月31日	桜川小学校に統合
稲 敷 市	市 立	浮島小学校	令和3年3月31日	桜川小学校に統合
稲 敷 市	市 立	古渡小学校	令和3年3月31日	桜川小学校に統合
桜 川 市	市 立	猿田小学校	令和3年3月31日	羽黒小学校に統合
小 美 玉 市	市 立	玉里中学校	令和3年3月31日	玉里学園義務教育学校に統合
ひたちなか市	市 立	平磯中学校	令和3年3月31日	美乃浜学園に統合
ひたちなか市	市 立	阿字ヶ浦中学校	令和3年3月31日	美乃浜学園に統合
北 茨 城 市	市 立	華川中学校	令和3年3月31日	磯原中学校に統合
常陸太田市	県 立	太田第二高等学校	令和3年3月31日	廃止
常陸太田市	県 立	佐竹高等学校	令和3年3月31日	廃止

(4) 変更

市 町 村	設置立	学校名	変更年月日	備考
水 戸 市	市 立	石川幼稚園	令和3年4月1日	幼稚園型認定こども園へ
境 町	私 立	学校法人キリスト愛児学園キリスト愛児幼稚園	令和3年4月1日	学校法人キリスト愛児学園 キリスト愛児園に名称変更
水 戸 市	県 立	水戸第一高等学校	令和3年4月1日	中高一貫教育の実施
土 浦 市	県 立	土浦第一高等学校	令和3年4月1日	中高一貫教育の実施
土 浦 市	私 立	土浦日本大学高等学校	令和3年4月1日	通信制を設置し、全日制・通信制の併置校に変更

〔学校数の増減〕

幼保連携型認定こども園：	4 増	計	1 6 4 園（分園 2 校含む）
幼 稚 園：	3 増， 1 6 減	計	2 2 6 園
小 学 校：	1 増， 1 1 減	計	4 6 6 校
中 学 校：	2 増， 4 減	計	2 2 6 校
義務教育学校：	2 増	計	1 2 校
高等学校：	1 増， 2 減	計	1 2 6 校（分校 1 校含む）
中等教育学校：	1 増	計	6 校
特別支援学校：	増減なし	計	2 5 校

第 8 その他

教育相談窓口（県の相談機関）

相談内容 (概要)	名称	方法	所在地・電話番号	受付
いじめ等に関する相談、情報提供	いじめ・体罰 解消サポ ートセンタ ー	電話 E-mail 書き込み 面接	県央地区 029-221-5550 県北地区 0294-34-4652 鹿行地区 0291-33-6317 県南地区 029-823-6770 県西地区 0296-22-7830 https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/index.html	E-mail・書き込み 毎日 24 時間 電話・来所相談 月～金 9:00～17:00
いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など、子ども専用の相談窓口	子どもホットライン いばらき子ども SNS 相談 2021	電話 FAX E-mail LINE	029-221-8181 029-302-2166 kodomo@edu.pref.ibaraki.jp ※茨城県内の中学生・高校生を対象とした LINE を活用した相談窓口	毎日 24 時間 令和 4 年 3 月 31 日まで(毎日) 18:00～22:00
家庭・学校生活上のさまざまな悩み	子どもの教育相談	電話 FAX E-mail 面接(要予約)	0296-71-3870 0296-71-3870 7830@center.ibk.ed.jp 笠間市平町 1410 茨城県教育研修センター内 (来所相談予約) 0296-78-3219	電話相談 毎日 8:00～21:00 FAX・E-mail 毎日 24 時間 (12/29～1/3 を除く) 月～金 (祝祭日、12/29～1/3 を除く) 9:00～16:30
発達が気になることに関するさまざまな悩み	発達が気になる子どもの教育相談	電話 面接(要予約)	笠間市平町 1410 茨城県教育研修センター内 0296-78-2777	月～金 (祝祭日、12/29～1/3 を除く) 9:30～16:30
学校生活におけるさまざまな悩み	生徒指導相談室	電話 面接	水戸市柵町 1-3-1 水戸教育事務所内 029-221-5550 日立市末広町 1-1-4 県北教育事務所内 0294-34-4652 鉾田市鉾田 1367-3 鹿行教育事務所内 0291-33-6317 土浦市真鍋 5-17-26 県南教育事務所内 029-823-6770	火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30

			筑西市二木成 615 県西教育事務所内 0296-22-7830	
不登校や思 春 期 の 問 題、精神障 害など	いばらきこ ころのホッ ト ラ イ ン (精神保健福 祉センター)	電話	029-244-0556 (電話相談専用回線)	毎日 (祝祭日、12/29～ 1/3 を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
	精 神 保 健 福 祉センター	面接(要予 約)	水戸市笠原町 993-2 茨城県精神保健福祉センター 029-243-2870	月～金 (祝祭日、12/29～ 1/3 を除く) 8:30～17:30
不登校、心 身障害、虐 待、非行な どのさまざ まな悩みに 関するお問 い合わせ	児童相談所	電話 面接 訪問	水戸市水府町 864-16 中央児童相談所 029-221-4150	月～金 8:30～17:15
			日立市弁天町 3-4-7 日立児童相談所 0294-22-0294	
			鉾田市鉾田 1367-3 鉾田児童相談所 0291-33-4119	
			土浦市下高津 3-14-5 土浦児童相談所 029-821-4595	
			筑西市二木成 615 筑西児童相談所 0296-24-1614	
青少年の非 行等に関す る悩み、犯 罪被害など の悩みなど	少年サポー トセンター (少年相談コ ーナー)	電話 E-mail 面接(要予 約)	水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内 029-231-0900 keishonen@pref.ibaraki.lg.jp	月～金 8:30～17:15 そのほかの時間帯 は警察本部当直が 対応
			つくば市高野 1197-20 つくば市豊里窓口センター内 029-847-0919	
いじめ、自 殺、教育問 題、その他	茨城いのち の電話	電話	つくば 029-855-1000 水戸 029-350-1000	毎日 24 時間
いじめなど 人権問題に 関わること	人権相談所 (法務局)	電話 E-mail 面接	子どもの人権 110 番 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	月～金 8:30～17:15
			水戸市北見町 1-1 水戸地方法務局内 029-227-9920	
			日立市弁天町 2-13-15 水戸地方法務局日立支局	

			0294-21-2253	
			常陸太田市山下町 1221-1 水戸地方法務局常陸太田支局 0294-73-0221	
			土浦市下高津 1-12-9 水戸地方法務局土浦支局 029-821-0792	
			龍ヶ崎市 2985 水戸地方法務局龍ヶ崎支局 0297-64-2607	
			鹿嶋市宮下 5-20-4 水戸地方法務局鹿嶋支局 0299-83-6000	
			下妻市下妻乙 1300-1 水戸地方法務局下妻支局 0296-43-3935	
さまざまな 人権に関する相談	茨城県人権 啓発推進セ ンター	電話 面接	水戸市笠原町 978 番 6 茨城県保健福祉部 福祉指導課内(県庁舎 15 階) 029-301-3136	月～金 9:00～17:00
子宮頸がん 予防ワクチ ン（HPV ワクチン） 接種後に症 状が生じた 方に対する 相談	子宮頸がん 予防ワクチ ン（HPVワ クチン）接 種後に症状 が生じた方 に対する相 談窓口	電話	＜医療、救済等に関すること＞ 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県保健福祉部疾病対策課 健康危機管理対策室 （県庁舎 13 階） 029-301-3233	月～金 （祝祭日、12/29～ 1/3 を除く） 8:30～17:15
			＜学校生活に関すること＞ 茨城県教育庁学校教育部 保健体育課健康教育推進室 （県庁舎 23 階） 029-301-5349	

その他、次の機関でも相談に応じています。

- ・市町村教育委員会が設置する教育相談室・適応指導教室
- ・市町村が設置する青少年センター
- ・最寄りの県地方福祉事務所・各市町村福祉事務所(家庭指導相談室)
- ・保健所

教育委員会広報広聴関係事業の概要

項 目	内 容
広報紙「教育いばらき」	教育広報紙を発行することにより、児童生徒の保護者や県民に対し、本県教育施策や教育活動等の周知を図る。特に、家庭に対して直接情報提供することにより、家庭の教育力向上と県教育施策のより一層の浸透を図る。 ・県教育委員会施策の紹介 ・各学校での特色ある活動 ・家庭教育に係るQ&A ・美術館や博物館の企画展の案内 ・子ども向けの茨城県に関する情報 など 発行回数：年3回（5、10、2月発行） 発行部数：360,000部／1回（A4版8頁） 主な配布対象 ・公私立小中高等学校、特別支援学校の児童生徒の保護者及び教職員 ・公私立幼稚園・保育園、大学・短大、公的集客施設、銀行、病院等
ラジオ放送 「みんなの教育」	ラジオ放送により、県民に対し主な教育施策や話題等を紹介する。 放送形態 ・放送局：(株)茨城放送 ・毎週月・水・金（一部を除く）、午前7時37分～42分（5分間）、年間135回放送
教育長定例記者会見	教育長が報道機関に対し定期的に記者会見を行う。 原則隔月（偶数月）実施
記者発表・資料提供	報道機関の協力を得て、随時、記者発表や資料提供等を行い、本県教育活動や施策を広く県民にPRする。
ホームページ及び ツイッターによる 情報発信	主として、県民の生活に関わりの深い教育施策や活動、教育関係施設等の情報などをホームページ及びツイッターに掲載する。 ・イベントなどのニュース ・県立学校入試情報 ・スペシャルインタビュー ・教職員採用情報 ・募集・イベント情報 ・教育行政に関する統計情報 ・奨学金情報 など
茨城県教育広報・ NIEコンクール	「新聞教育（NIE）」の充実と、PTA広報紙や公民館だよりなど教育関係広報事業の振興を図る。（茨城新聞社との共催） 「児童生徒作成部門」「教師作成部門」「教育広報紙部門」「NIE実践部門」の4部門を募集し、知事賞・教育長賞などを授与する。
茨城新聞 「いきいきマイスクール」 「教師の広場」 「未来Story」 「学校紹介新聞」	茨城新聞紙上に児童生徒の作文・教員のエッセイを掲載する。（週1回掲載） ・いきいきマイスクール：学校の様々な取り組みや行事を児童生徒が紹介する作文 ・教師の広場：教員のエッセイ ・未来Story：児童の将来の夢について ・学校紹介新聞：学校の特色、取組、行事等を幅広く紹介 ※月1回

令和３年度 教育行政の概況

令和３年４月

茨城県教育庁総務課

〒３１０－８５８８ 水戸市笠原町９７８番６

ＴＥＬ：０２９－３０１－５１４３

ＦＡＸ：０２９－３０１－５１５９

ふれあちゃん（茨城県教育委員会マスコットキャラクター）



いばらきの教育の情報・魅力が満載！
茨城県教育委員会ホームページ



茨城県教育委員会

検索



<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html>



教職員採用、教員免許、県立学校の入試情報など、
教育に関する情報を随時ツイートします！



家庭教育や子育てに関する情報が満載のスマート
フォンで見られるサイトです！

